

富山大学教育学部共同教員養成課程

金沢大学人間社会学域学校教育学類共同教員養成課程

設置の趣旨等を記載した書類（本文）

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	p. 2
2. 共同教員養成課程の特色	p. 6
3. 共同教員養成課程の名称及び学位の名称	p. 8
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 9
5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	p. 13
6. 教育実習の具体的計画	p. 19
7. 取得可能な資格	p. 21
8. 入学者選抜の概要	p. 22
9. 教員組織の編制の考え方及び特色	p. 27
10. 施設、設備等の整備計画	p. 28
11. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	p. 30
12. 管理運営	p. 32
13. 自己点検・評価	p. 34
14. 情報の公表	p. 36
15. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組	p. 37
16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p. 39

1. 設置の趣旨及び必要性

1-1 社会的な背景

新しい時代を生きる次世代の人材の育成においては、社会の大きな変化を見通した教育の在り方を考える必要がある。現在、国立大学を取り巻く我が国の社会と世界の状況は激動の中にあり、中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」や近年の社会状況の変化等にも示されているように、デジタル革命やグローバル化がかつてないスピードで進む中、持続可能でインクルーシブな経済社会システムである Society5.0 の実現に向けた取組が加速している。我が国の社会に目を向ければ少子化による生産年齢人口の減少や高齢化、過度な一極集中などによる地方の活力の低下、加えてポストコロナの「新たな日常」の実現などの課題に直面している。こうした激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する子どもたちに必要な力を身に付けさせる教育を適切に行っていかなければならない。教員養成は、新しい学習指導要領において求められる教育を確実に実施していくことはもとより、こうした時代の変化を見据え、近未来社会を支える子どもたちの資質能力を育てるという重要な使命を負っていることを改めて認識する必要がある。

また、地域における課題として、子どもを取り巻く環境の多様化・複雑化に伴い、必要となる教員の資質は、ますます高度な水準で多岐にわたるようになってきている。特に小・中学校教育の接続や義務教育学校の設置が進められる中で、以下に示す現代的な教育課題に対応する能力を持った質の高い教員が求められている。

① 複雑化・多様化する「教育問題」

特別な支援を要する児童・生徒や外国人児童・生徒等の増加、子どもの貧困、いじめの重大化や不登校児童・生徒数の増加、学習障害など、国際化や日本社会の変化により子どもたちの個性や特性、背景が多様化する中で、子どもたちが相互に人格と個性を尊重し支え合う教育環境を作るためには、従来の授業マネジメントだけでは対応不可能な教育現場の状況が生まれつつある。

② 教科横断や新分野など新たな「教育領域」

急激に社会の在り方が変化する中で、子どもたちが豊かな人生を送り、新たな社会の創り手となるために必要な資質・能力を育むために、GIGA スクール構想による ICT 環境の活用やプログラミング教育の導入、外国語学習の拡大、SDGs の観点での教育など、ベテラン教員が大学教育を受けた時代には存在しなかった新たな領域を教育する能力が重要となってきた。

③ 広範な教科に関する深い専門知識の必要性

多様な子どもたちの才能を十分に伸ばす個別最適化された学びを実現するために、系統的な学びを重視する観点から、小学校における教科担任制が導入され、また GIGA スクール構想も進められる中で、初等教育段階においても、教科内容に関する広く深い専門性を備え、小学校と中学校・高校段階との接続をも意識しつつ、かつ、それを学ぶ楽しさを教えられる教員が必要となる。

④ 自主性を促進する教育方法の提供

子どもたちの必要な資質・能力を身に付けるため、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）が教育全体の動向として重視されており、学校教育での実現に向け、子ども一人一人の個性を理解しつつ、探究的な学習や体験活動等を通じて協働的な学びを実践できる力を持った教員が必要となっている。

⑤ 子どもの成長の長期的展望に立ったカリキュラム設計

小中連携や義務教育学校設置の動きの広がりを踏まえ、小1プロブレムや中1ギャップへの対応も射程に入れながら、子どもの成長の長期展望を見据えたカリキュラム設計のできる教員の養成が重要となっている。また、児童・生徒は幼・小・中・高という各段階を経て成長していくものであり、学校種間の円滑な連携・接続の必要性が強く意識されるようになっている。こうした新しい教育環境の中で教員には、子どもの成長段階や学校種間の異同をよく認識しつつ、異校種を含めた教育課程全体に目配りをしながら、子どもの成長の長期的展望に立ったカリキュラム設計や生活指導をすることが求められる。

これらは全国的な課題であり、北陸地域においても同様にその解決が求められるものである。富山県と石川県において、これまでこれらの課題への対応は、富山大学人間発達科学部と金沢大学人間社会学域学校教育学類のそれぞれで個別に検討されてきたが、一大学という単位で全てに効果的に対応することは難しい。そこで隣接する富山県と石川県の二つの大学が連携して、二県にまたがる広域を射程に入れながらそれぞれの大学の教育リソースを持ち寄ることで、より先進的な教員養成体制を構築し、直面する課題へのより効果的な対応を図っていく。（【資料1】参照）

1-2 設置する理由・必要性

前述のように、現代社会の動向を踏まえ、富山県・石川県を中心に学校教員になろうとする強い動機を持った学生を、現代的教育課題に対応できる能力を持った質の高い教員として養成するためには、不登校や発達障害の子どもに対する支援、教科横断的な知識の活用、ICTの活用といった新しい教授方法を身に付けることが不可欠であり、それらの教授には教科の壁を越えた考え方や知識が必要となる。また、当該課題に取り組むためには、一学部、一大学といった単位で全てに対応することは容易ではないことから、広く教育リソースを持ち寄って連携し、さらに効果的で先進的な教員養成体制を構築する必要がある。

富山大学人間発達科学部は、平成17年10月に教育学部から改組し、人間発達に関わる教育研究を通じて地域と協働して豊かな社会を形成し「人間と環境との調和及び国際社会に貢献できる教育人材」を育成することを目的とする学部である。同学部は、教員養成を重要な機能としつつも、それに留まらない教育人材養成を学部の目的としている点が、通常教育学部とは異なる大きな特徴である。しかし、近年、前述した現代的課題に対応できる教員の養成や小学校を主とする教員需要の高まりに対応するためには、学校教員養成機能の強化が必要であるとの認識の下、これまでの「教員養成機能を備えた一般学部」からの改組が検討されてきた。

一方、金沢大学人間社会学域学校教育学類は、これまで教員養成学部として優れた

教員を多数輩出してきた。しかし、学生の指導体制などには、以前の中学校教員養成課程を色濃く残しており、既存の教科の枠の外にある新しい教育問題を扱う科目への対応は後手に回りがちであり、前述した現代的教育課題に対応できる人材を養成するには既存の体制では十分ではないとの認識が持たれるようになった。

このような状況に鑑み、従来にはない強みを持った教育組織を創るという構想の下、教育に関する学部等でありながら、異なる道を歩み、異なる強みを持つこれら二つの組織を、現代的教育課題に対応できる質の高い教員養成を目指す共同教員養成課程として設置し、社会が要請する次世代の児童・生徒を育てる教員を輩出することを目指すとの結論に至った。これは、有識者会議報告書「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」の提言する「共同教育課程の設置による各大学の機能強化と効率化」に沿うものでもある。

当該共同教員養成課程の設置に当たっては、富山大学人間発達科学部が一般学部として培ってきた「教員養成にとどまらない地域社会に広く貢献する教育人材養成の実績」と、金沢大学人間社会学域学校教育学類が培ってきた「教員養成課程における深く豊富な教員養成教育力」を組み合わせることで、教員養成に係る相乗効果が期待できる。即ち、課程認定に制約されず一般学部として培ってきた福祉教育や情報教育の視点・スキル等を生かした広義の教育人材養成に強みを持つ富山大学のカリキュラム・教育方法と、「教師になるためのノート」を活用した学生指導体制の下、基本的に全学生に複数免許を取得させ、充実した教員養成を行ってきた金沢大学のカリキュラム・教育方法を組み合わせることで教育リソースに多様性が生まれ、現代の教育における諸問題を扱った授業科目を含め、これまで以上に多彩な内容の授業が展開可能となる。併せて、各々が持つ地域特性を持ちより、カリキュラムを構築することで、各地域の課題・実情を踏まえた広域的実践教育が可能であり、複雑化する現代の教育問題に応える「比較」する視点の涵養が可能となる。

また、両大学が持つ、高度な知見・優れた指導力を有する多様な教員を配置することで、自大学にはない専門分野を補完し、校種を問わず、現代的教育課題に対応できる実践力の向上を図るための教育体制を構築できる。

このように両大学が協働することで、現代的教育課題に対応できる能力を持った質の高い教員養成を実現し、このような教員を地域に多数輩出することで、将来的に地域教育のリーダーとして地方における教育を牽引し、地域の教育力の充実・強化につながるなど、本共同教員養成課程が担う役割は大きく意義を持つものである。

1-3 教育上の目的及び養成する人材像

本共同教員養成課程においては、一人一人の子どもが相互に人格と個性を尊重し支え合い、変化する時代の中で豊かな人生と新たな社会を創り出すために必要な資質・能力を育むことができる「豊かな人間性と社会性および教育への情熱と使命感を持った教員」の養成を教育上の目的としている。すなわち、教員としての豊かな人間性と社会性、幅広い教養と知性に加え、教科等に関する専門知識や技能、それらを教授する基礎的能力、児童生徒理解に関する知識、学校現場における現代的課題に対応した教育活動を構想する能力を重視し、子どもへの教育的愛情と教員としての使命感、責

任感、倫理観を身に付けるための教育を行い、多様化・複雑化する教育現場の諸課題の解決に向かって行動する学校教員を組織的及び計画的に養成することを目指すものである。

そのためには、教科や教職に関する専門的知識・技能に加え、広い視野を持ち、大きく変わりつつある社会の中で新たな教育的課題に適切に対応できる実践力を教員自身が身に付けていなければならない。これらを踏まえ、養成する人材像を次のとおりとする。

【養成する人材像】

「豊かな人間性と社会性、教育への情熱と使命感を持ち、教科や教職に関する専門的知識と技能を身に付け、新たな教育的課題に適切に対応できる実践力のある者」

そして、こうした人材の養成を想定して、以下のように学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定める。（【資料2】参照）

【学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）】

学校現場の課題に応えられる実践的指導力のある教員を養成するために、次の知識・技能・態度を身に付けた者に学士(教育学)の学位を授与する。

- ① 教員としての豊かな人間性と社会性、幅広い教養と知性を持ち、自己研鑽を積む態度を身に付けている。
- ② 子どもへの教育的愛情と、教員としての使命感、責任感、倫理観を身に付けている。
- ③ 幼児期から児童・青年期における発達や特性を踏まえた児童・生徒への理解に関する知識を身に付けている。
- ④ 教科や教職に関する専門知識と技能を身に付けている。
- ⑤ 教育に関する理論と方法を活用し、教育実践を展開する基礎的能力を身に付けている。
- ⑥ 学校現場における現代的課題に対応した教育活動を構想することができる。
- ⑦ 学校における組織的な取り組みを理解し、学校関係者（保護者・地域住民・同僚教員・管理職など）と連携・協働する態度を身に付けている。

2. 共同教員養成課程の特色

本共同教員養成課程においては、「豊かな人間性と社会性、教育への情熱と使命感を持ち、教科や教職に関する専門的知識と技能を身に付け、新たな教育的課題に適切に対応できる実践力のある者」を養成する人材像として掲げている。その実現に向け、カリキュラム・ポリシーの下、従来の教科を中心としたカリキュラム体制を抜本的に見直し、複雑化する現代的教育課題に応えるべく、「比較」する視点の涵養を目指す教育課程を編成している点に大きな特徴がある。

当該教育課程の特色は後述の「教育課程の編成の考え方及び特色」で記載しているとおりであるが、特に教育課程の中心的カリキュラムとなるのは、「先進的教育科目」である。当該科目は、学生の現代的教育課題に対応できる実践力の向上を図るため、それらの課題を意識した「総合性」、「個別性」、「地域性」、「国際性」の4つの観点のいずれか又は複数の内容を有し、教員養成科目の領域を柔軟に越境し架橋するという特色がある。また、これらの科目は、富山大学及び金沢大学が従来から持っている特色や強みを生かすものであり、自大学にはない分野・特色を相互補完するだけでなく、構成大学の科目を相互履修することで、それぞれの地域性や特色を踏まえた教育の「比較」を通じ、教育課題・教育方法の多様性や変化の理解を促し、多角的な視点から授業のマネジメント力を醸成できるなど、これまでにない新たな教育の相乗効果を生み出すことができる。併せて、富山大学、金沢大学が持つ高度な知見・優れた指導力を有する多様な教員を配置することで、自大学にはない専門分野を補完し、校種を問わず、現代的教育課題に対応できる実践力の向上を図るための教育体制を実現する。

これらに加え、両大学の強み・特色を生かし、「比較」する視点の涵養を踏まえた学生指導体制の構築を図っている点にも大きな特徴がある。

本共同教員養成課程においては、従来の特定の教科の科目集団（専修や教室）による指導体制をとらず、教員組織と学生組織を分離することとしている。教員は「科目グループ」に所属させ、免許科目の安定的な維持を図るとともに、学生は特定の教科への関心によって区分されず、各大学単位でランダムに振り分けた「学生ユニット」を組織した上で、異なる関心・免許種・学年の学生が同じユニットに入る仕組みを構築する。

各ユニットには、専任教員をクラス担任のように正・副のアドバイス教員として配置し、自大学の担当ユニットにおいて4年一貫の学生指導を行うことで、学生の成長や学年に応じた効果的な指導体制を構築する。同時に、一つの学生ユニットに1年生から4年生までが属することを活用して、アドバイス教員はユニットの中での異学年間の密な交流を促す。また、当該ユニットにおける活動・指導は、自大学ユニットにおける対面指導や両大学の学生が交流する合同指導等、基本的に正課外で行われ、指導に当たっては、金沢大学で運用してきた「教師になるためのノート」と富山大学で運用してきた「教育実習ガイドブック」を全学生に配布し、2つの教材を1年次から組み合わせ学生を指導することで、学生自身のスキルや意識を主体的に、かつ1～4年次まで継続的に高めることを可能とする。また、授業でのアクティブ・ラーニング

や教育実習の事前・事後指導にも、学生ユニットを活用する。

このように、希望する免許種・教科の枠組みを超え、さらには所属大学を超え、様々な価値観を持った学生・教員との交流を通じ、多様性への意識、多様な方法論や価値観を「比較」する視点が醸成できる指導体制を構築する。

以上のことから、富山大学人間発達科学部が一般学部として培ってきた「教員養成にとどまらない地域社会に広く貢献する教育人材養成の実績」と金沢大学人間社会学域学校教育学類が培ってきた「教員養成課程における深く豊富な教員養成教育力」を組み合わせることにより、本共同教員養成が掲げる「豊かな人間性と社会性、教育への情熱と使命感を持ち、教科や教職に関する専門的知識と技能を身に付け、新たな教育的課題に適切に対応できる実践力のある者」の養成が可能となる。（【資料3】参照）

3. 共同教員養成課程の名称及び学位の名称

3-1 組織の名称及び理由

本共同教員養成課程の名称及び英語名称は以下のとおりとする。

【富山大学】

教育学部共同教員養成課程

(Joint Institute of Teacher Education, School of Education)

【金沢大学】

人間社会学域学校教育学類共同教員養成課程

(Joint Institute of Teacher Education, School of Teacher Education,
College of Human and Social Sciences)

本共同教員養成課程においては、富山大学人間発達科学部が一般学部として培ってきた「教員養成にとどまらない地域社会に広く貢献する教育人材養成の実績」と金沢大学人間社会学域学校教育学類が培ってきた「教員養成課程における深く豊富な教員養成教育力」というそれぞれの大学が持つ強みを組み合わせ、複雑化する現代的教育課題への対応や子どもの成長の各段階に対応できる教員を養成することを目的としている。併せて、当該目的の達成に向け、「豊かな人間性と社会性、教育への情熱と使命感を持ち、教科や教職に関する専門的知識と技能を身に付け、新たな教育的課題に適切に対応できる実践力のある者」を養成する人材像として掲げている。

このため、富山大学においては、当該組織の名称を従来の人間発達科学部と比較し、より教員養成に特化した明示となる「富山大学教育学部共同教員養成課程」とし、金沢大学においては、既存の学域・学類を共同教員養成課程として設置することとなるが、前述したとおり、両大学の強み・特色を組み合わせた新たな教員養成課程として設置し、より効果的で先進的な教員養成体制を構築することとしていることから、両大学における組織の名称は本共同教育課程の理念・目的を適切に表すものとして明確であり、適切であると考えらる。

3-2 学位の名称及び理由

本共同教員養成課程における学位の名称及び英語名称は以下のとおりとする。

【富山大学・金沢大学】

学士（教育学） / Bachelor of Education

本共同教員養成課程においては、前述したとおり、複雑化する現代的教育課題への対応や子どもの成長の各段階に対応できる教員の養成を目的としており、主たる学問分野は教育学であることから、当該名称は教育内容を適切に表すものである。また、これらの名称は、既に数多くの大学が使用していることから、十分な通用性がある。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

4-1 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

本共同教員養成課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で掲げた知識・技能・態度を身に付けさせ、教員の養成を実現するため、以下に挙げる指針に基づいてカリキュラムを編成し運用する。（【資料3】参照）

①自己確立した社会人としての教員を養成する学修

知性と良識を備え、自己の判断基準や価値基準に基づいて自律的に行動できる社会人としての教員を養成するため、幅広い基礎的な学識を提供し、仲間との交流を通じて思考力を涵養する科目を主として1年次に配置する。

②学校教育についての理解を深める学修

校種や教科などの個別領域の学びをより効果的にするために、教育制度の概要を理解し、それぞれの学生が目指す校種や教科が教育課程上そのように位置づけられるのか、学校とは何か、子どもとは何かを、幅広い視野をもって考える科目を主として2年次に配置する。

③教員としての専門知識とその実践

学生がより現実的な教員像に到達できるように、1～2年次までに学んだことを土台にして、小学校や中学校などの校種独自の科目についての専門的な知識、その教授方法の修得、さらにはこれら二つを組み合わせた教育実践という三つの段階を効果的に学べる科目を主として3～4年次に配置する。

④現代的教育課題に挑戦する学修

これからの学校教育が必要とする新しい知識や技量の獲得に、的確に対応するための科目を先進的教育科目と総称し、各段階の学習過程に配置する。

⑤俯瞰して「比較」する視点を備えた教員を養成する学修

個人の力では解決が困難な教育問題に、同僚とともに取り組むときに必要な、自己と他者の意見を客観的に比較する態度や、自らの実践を言語化し説明する能力を養う科目を設定する一方で、義務教育全体を俯瞰し検討できるよう、複数の教員免許の取得が可能な科目配置を行う。

4-2 教育課程の構成

教育課程は、大きく教養教育科目等と専門教育科目の2区分から構成する。

①教養教育科目等

知性と良識を備え、自己の判断基準や価値基準に基づいて自律的に行動できる社会人としての教員を養成するための幅広い基礎的な学識を提供する科目を、それぞれの大学の全学共通教育科目であるという性格を踏まえ、主として1年次を中心に、両大学それぞれで実施する。

教養教育科目構成表（富山大学）

	必修科目	選択科目		
人文科学系	—	2 単位	合計 10 単位 選択必修	地域志向科目 1 科目 2 単位を必ず含むこと。
社会科学系	—	2 単位		
自然科学系	—	2 単位		
医療・健康科学系	—			
総合科目系	—	2 単位		
外国語系	4 単位	2 単位		
保健体育系	2 単位	—		
情報処理系	2 単位			
計	8 単位	14 単位		

教養教育科目等構成表（金沢大学）

区 分		修得すべき単位数及び条件	
共通教育科目	導入科目	28 単位以上	大学・社会生活論 1 単位
			データサイエンス基礎 1 単位
			地域概論 1 単位
	G S 科目（6 群）		各群から 2～3 科目 計 15 単位
	G S 言語科目		TOEIC 準備コース 4 単位、EAP コース 4 単位
自由履修科目	2 単位以上		
学域 G S 科目	4 単位以上	初学者科目	アカデミックスキル 1 単位 プレゼン・ディベート論 1 単位
		学域俯瞰的科目	2 単位以上
		データサイエンス応用系科目	
学域 G S 言語科目	2 単位以上	学域 GS 言語科目 I 1 単位 学域 GS 言語科目 II 1 単位	

②専門教育科目

専門教育科目は、教員養成に向けた専門的な教育を行うものとして位置づけ、専門基礎科目と専門科目に分かれる。専門基礎科目は、「共通科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「小学校の教科に関する専門的事項」、「小学校の教科指導法」、「先進的教育科目（共通領域）」で構成され、専門科目は、幼児教育、特別支援教育、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、家政教育、英語教育、教育学・心理学に関する科目、保育士に関する科目

の諸科目群により構成される。

卒業要件を満たすことにより、小学校教諭一種免許状とともに、幼稚園教諭二種免許状・中学校教諭二種免許状・特別支援学校教諭二種免許状のいずれかを取得できる。卒業要件に加えてさらに単位を取得することにより、幼稚園教諭一種免許状、中学校一種免許状、高等学校教諭一種免許状、といった複数の教育職員免許状を取得することが可能である。

4-3 教育課程編成の特色

4-3-1 先進的教育科目の概要

教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、複雑化する現代的な教育課題に対応できる教員を養成するため、両大学の強みを生かしたプログラムを設ける。教育課程の特色の中心となるのは「先進的教育科目」である。先進的教育科目は延べ149科目を開設し、学生は、選択する免許種に応じて36～46科目の先進的教育科目を「必修科目」として履修する。

先進的教育科目は、不登校や学習障害などの子どもの教育問題、ICT支援やプログラミングといった新しい教育手法、自主的な学びを促進するアクティブ・ラーニングを中心とする学習方法、校種を超えた連携等、複雑化していく教育環境に応える。こうした教育課題は教科横断的かつ領域架橋的であり、従来の教科を中心としたカリキュラムでは十分に対応できない。新しい課程では、この教科横断性、領域架橋性の利点を最大限に生かし、先進的教育科目を通じて学生が「比較」する視点を涵養できるようにする。それによって広い視野と見識を持った教員を養成する。（【資料4】参照）

4-3-2 先進的教育科目の条件

先進的教育科目は「教員養成科目の領域を柔軟に越境し架橋する新しい科目」とし、具体的には、現代的教育課題を意識した以下の4つの観点のいずれか又は複数の内容を有していることを条件とする。

総合性：教科横断的・現代的・複合領域的な課題を扱う科目

個別性：特別支援など個に応じた支援を扱う科目

地域性：各県の教育実践や教育課題を扱う科目

国際性：英語の教材、他国との比較、異文化との接触を扱う科目

それぞれの科目例を挙げると、「総合性」においては「SDGs教育実践演習」、「日本文学概論（教育と文学の関係を含む）」などが該当する。これらは広範な内容を取り扱う科目や、教科専門と教科教育の二つの側面を兼ね備えた科目であり、多くの先進的教育科目がこの範疇に含まれる。

学習についての個別支援や学習心理の最新教育事情を伝える「発達と教育（自己創出としての発達）」などの科目は「個別性」の特色に属する。特別支援関連や心理学関係の科目が中心となる区分である。

「地方性」と「国際性」は、ローカル、グローバルの二つのレベルの最新の教育実

践や教育課題を扱う。「富山県の教育実践」や「国際化と学校教育」などがそれぞれの内容区分に該当する。

これらの科目はいずれも教育に関する事項を取り扱い、教員養成課程においてのみ提供できる独自の科目となる。

4-3-3 先進的教育科目のカテゴリー

先進的教育科目は内容による区分の他に、カリキュラムに対応して二つのカテゴリーに分けられる。一つは免許種にかかわらず全学生が履修する“共通領域”、もう一つが免許種に応じて履修する“個別領域”である。共通領域と個別領域の区分とは、「総合性」「個別性」「地域性」「国際性」という4つの内容の違いではなく、扱うテーマの汎用性の程度である。

共通領域は教育の最新事情や現代的教育課題を扱った科目で、インクルーシブ教育やSDGs教育、国際化などが主なトピックになる。これらは全教員に必要とされる知識や技能であり、全学生を対象とした必修科目に指定する。

他方、個別領域の先進的教育科目は、希望する免許科目に応じて設けられており、特定の教科の教育方法において地域的な特性を扱ったもの（富山県や石川県で行われている教育実践の方法、富山県や石川県が育んだ風土や伝統文化に関連する地域の素材を活かした探究的な教科の内容とそれに絡めた教育方法等）や教科専門分野の知識を義務教育カリキュラムの中に位置づけるような領域横断的な科目を指す。とりわけ個別領域においては、教科の性質の差異によって先進的教育科目が取り上げる内容の力点が異なってくる。たとえば、特別支援教育分野であれば「個別性」を、英語教育分野では「国際性」を扱う先進的教育科目が中心となる一方で、社会科教育分野においては「総合性」「地域性」「国際性」などを網羅的に扱うことになる。

4-3-4 先進的教育科目の履修

先進的教育科目は特定の学年に偏在することのないよう、それぞれの学年の学習段階に応じて配置されている。1年次から2年次にかけては共通領域や教育の基礎的な領域についての先進的教育科目を学生は履修する。これらと併せて小学校の免許に関わる先進的教育科目も主に2年次に学習する。他方、より個別的な知識や技能の獲得が求められる教科別の先進的教育科目は2年次から3年次に開講する。こうして教育実習や教職実践演習などの科目にもスムーズに接続できる仕組みを作っている。

4-3-5 先進的教育科目の授業形態

先進的教育科目の授業形態は原則として探究型である。学生ユニットを活用し、グループごとの議論やプレゼンテーションを通して、授業が扱うテーマを個々の学生が探究し、自らにとっての意味を見つけることに重点を置く。したがって、受講人数の多い科目であっても、教授者による講義型の授業ではなく、アクティブ・ラーニング等を活用した学生主体の授業となる。

5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

5-1 教育方法

主として1年次はそれぞれの大学において、幅広い基礎的な学識を提供するための教養教育科目等を実施する。それと並行して、仲間との交流を通じて思考力や協調性等を涵養する野外体験活動Ⅰや、1年次の後期から教育の基礎的理解に関する科目等の専門基礎科目を開始する。

2年次では、校種や教科などの個別領域の学びをより効果的にするために、教育制度の概要を理解し、それぞれの学生が目指す校種や教科が教育課程上どのように位置づけられるのか、学校とは何か、子どもとは何かを、幅広い視野をもって考える科目である専門教育科目を中心に学ぶ。

3～4年次には、1～2年次までに学んだことを土台にして、小学校や中学校などの校種独自の科目についての専門的な知識、その教授方法の修得、さらにはこれら二つを組み合わせた教育実践（教育実習等）という三つの段階を効果的に学べる科目である専門科目を中心に学ぶことを原則とする。なお、3～4年次の教育実習とは別に、早い段階から教育現場を体験させる学校インターンシップを選択科目として、1～2年次に用意している。

また、1～4年次を通した教育方法として、金沢大学で運用してきた「教師になるためのノート」と富山大学の「教育実習ガイドブック」を1年次に全学生に配付して教育指導を行う。「教師になるためのノート」とは、ポートフォリオとして学生が手元に置き、4年間の個々の学生のきめ細かい指導のためのカルテとして活用し、将来教員となるべき者としての包括的な心構えや姿勢を身につけさせながら、成長を促すことを目的とする冊子である。一方、「教育実習ガイドブック」は教育実習に関する手引き書で、教育実習の目的や意義、公開授業の進め方など、実習の基礎・基本について、より具体的にわかりやすく個別的なスキルや知識、心構えなどを学ばせることを目的とした冊子である。これら二つの教材を1年次から組み合わせて学生を指導していくことによって、学生自身の意識やスキルを主体的に、かつ1～4年次まで継続的に高めさせ、より効果的な実習指導を行うことができる。（【資料5】参照）

授業科目は、両大学のキャンパスが離れていることを踏まえ、4つの開講形態に分類できる。具体的には、一方の大学の教員、教育手法、知見等の教育資源を活用し、教育の先進的な課題等を扱う「先進的教育科目」、一方の大学が有する教育資源の特色を生かした内容を扱う「特色科目」、両大学の教育資源を組み合わせた共通シラバスに基づく内容の「共通科目」、特定科目の実験や実習他、シラバスを共有することが困難なため、各大学が独自に開講する「独自科目」である。必要に応じ、授業担当教員がパートナー大学の講義室で授業を行う場合は、双方向同時配信のオンライン授業を行い、実習などの科目によっては、パートナー大学に授業担当教員が出向いて自大学開講の科目を対面で行うものとする。（【資料6】参照）

5-2 履修指導方法

5-2-1 学生集団（ユニット）を活用した履修指導

学生は入学を許可された大学に本籍を置き、学生生活上の厚生指導その他学生生活に関する指導は、本籍を置く大学において行うものとする。なお、緊急を要するなどの特別の場合には、パートナー大学が措置することができる。

本共同教員養成課程では科目グループ（教員組織）から独立した学生集団（ユニット）を組織する。学生は4年間、同一ユニットに所属する。各ユニットには1年生から4年生までの学生を、免許の校種や教科とは関係なく、ランダムに割り振ることで、ユニット内の多様性を担保する。

各大学で18のユニット（ユニットA～ユニットR）を作り、それぞれのユニットには各学年4～5名の学生が配置される。完成年度には各ユニットに全学年合わせて20名弱の学生が所属することになる。しかし、一定規模の集団を構成できるように、設置2年目までは複数のユニットを組み合わせたユニット群単位で指導する。設置1年目はユニットを3つずつ組み合わせ、6つのユニット群を作る（各ユニット群の学生数は15名弱）。設置2年目は2ユニットを組み合わせ、9つのユニット群を組織する（各ユニット群の所属学生は20名弱）。設置3年目以降は、単独のユニットで15名程度の学生が確保できるため、ユニット群は作らず、ユニット単位で活動する。

各ユニットには2～3名の担当教員が配置され、担当教員は原則として同一ユニットを継続的に指導する。学生とのマッチングや教員の負担の均等化を考慮して、2～4年を目処にユニットごとの担当を一部入れ替えていくことも計画している。

各ユニットは同一大学の学生で構成されるが、富山大学のユニットAと金沢大学のユニットAというように、同一名称のユニットが両大学で対となる。対になっている当該ユニットの担当教員は協働して、両大学の学生の積極的な交流を促すと共に、教員自身もパートナー大学のユニットの学生と関わる機会を持つ。地理的条件の制約から、富山大学と金沢大学の学生が日常的に交流することは現実的でないが、オンラインでの共同活動や懇親の機会を設けることを想定している。また、後述するように1年に1回以上、パートナー大学のユニットと対面で交流することを原則とする。

（【資料7】参照）

5-2-2 課外活動としての学生指導

学生ユニットの目的の一つは4年一貫の学生指導である。指導教員は4年間を通じて同じ学生を指導することで、学生の成長や学年に応じた効果的なアドバイスができるようになる。教員と学生の対面指導は、年に4回程度（第1クォーター及び第2クォーターでそれぞれ1回、教育実習後1回、第4クォーターで1回）を設定し、そのうちの1回は両大学の学生が交流する合同指導とする。合同指導では討論大会やスポーツ大会を企画し、学生たちが自然に交流できる仕掛けを設ける。対面指導の折には教職への希望なども聴取し、IRデータの収集とともに、教員志望の動向を把握できるようにする。さらには近年、不登校などの大学生の学習不適応事例が増加しており、そうした学生にいち早く手を差し伸べるためにも、担任制の指導体制が必要になる。

こうした指導の基本教材として、金沢大学で使用してきた「教師になるためのノート」と富山大学が出版した「教育実習ガイドブック」を使用する。「教師になるための

ノート」は自己学習教材で、そこに用意された今日的な教育課題について学生がレポートを作成し教員に提出することで、思考の記録を伴ったポートフォリオ的な役割を果たす。他方、「教育実習ガイドブック」は学校活動体験や教育実習に至るまで、学校現場での学生の活動の総合的な指標になる。学年に応じて二つの教材の重み付けを変えることで、学生の学年に応じたきめ細やかな指導を行う。ユニットによって課題の軽重が出ることを防ぐために、教員には指導マニュアルを配布し、均質で高い質の指導を保障する。これらは授業外の課外活動として行う。

各ユニットに異学年を配置するのは、学生間の縦のつながりを深めるためである。以前に比べて、クラブ活動やサークル活動に参加する学生の割合が小さくなっており、上下の学年との関係が希薄になってきている。共同教員養成課程の学生は教員という共通の職種を目指すため、身近な先輩の姿は職業の具体的なイメージを掴むためにはきわめて重要である。また、将来のコネクションづくりの場としても、ユニット制は大いに利点がある。

5-2-3 通常の授業と学生ユニット

学生ユニットは授業におけるグループ活動にも活用する。本共同教員養成課程には、「教育の基礎的理解に関する科目」や「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「先進的教育科目（共通領域）」のように、一つの学年の全学生が受講する授業が多数存在する。そうした授業のグループワークやアクティブ・ラーニングにおいて、学生ユニットを積極的に利用する。授業内にユニットを取り入れ、グループで課題に取り組ませることで、学生同士の連帯を深めることができる。こうした必修授業は1年から3年次まで配置されており、その後4年次に開講される教職実践演習に至るまで、継続的にユニットの存在意義が維持される。

教育実習の事前・事後指導も学生ユニットを利用して行う。特にパートナー大学側の県での教育実習を希望する（富山大学の学生が石川県で実習する、あるいは金沢大学の学生が富山県で実習する）場合には、当該学生の所属ユニットと対になったパートナー大学側のユニットの担当教員が実習指導教員に加わることで、「見知らぬ教員に指導される」という不安を解消することができる。

5-2-4 学生ユニットと科目グループ

前述したとおり、本共同教員養成課程においては教員組織と学生組織を分離する。教員は科目グループに属し、その主要目的は免許科目の安定的な維持である。従来、この科目グループに該当する教科・学問領域ごとの単位で学生の指導を行う体制（専修・コース制）が両大学で採用されていたが、学生同士の関わりの密度が専修・コースによって大きく異なるという欠点があった。たとえば、所属学生人数の少ない教科と多い教科では数倍の人数差もめずらしくない。多様性と「比較」の視点の獲得を学生教育の最重要項目の一つに掲げる共同教員養成課程においては、そうした格差を解消する必要があるため、科目グループと学生ユニットを分離する。

学生は希望する免許に応じて、科目グループが提供する授業を履修する。他方、卒

業研究は希望免許とは別の科目グループから選択することもできる。これによって、入学時には、特別支援学校の教育について漠然と考えていたものの、大学の授業をとおして美術の教育方法を学び、特別支援学校の子どもに効果的な美術教育の方法を探究することへの関心が強くなったなどの、「変化する学生」に対応できる。

学生の所属先はユニットであるものの、同一科目グループの授業を履修する学生の間に関連が生まれ、新たなサブユニットを形成することも想定・推奨する。また、卒業研究のテーマを選択する際にも、サブユニットが生まれる可能性がある。こうして学生は同時に多数の集団に身を置くことになる。同じ科目グループの中での学生の価値観やサブユニットでの学生の価値観と、学生ユニットでの学生の価値観とを比較することも、ユニット制の利点である。

5-2-5 学生による複数免許の選択と卒業研究テーマの決定の時期

本共同教員養成課程は卒業要件として、小学校教諭一種免許状に加え、中学校（高等学校）・特別支援・幼稚園のいずれかの二種免許以上の取得（たとえば、小学校教諭一種免許状と中学校英語二種の組み合わせなど）を、全学生に対して求めている。小学校教諭一種免許状に加えて取得する免許を「二枚目の免許」と呼ぶ。二枚目の免許としてどれを選択するかについては、1年次に学生に検討させ、1年次終了時には決定しているように指導する。こうして学生は1年次から二枚目の免許の授業を履修する。なお、金沢大学に KUGS 特別入試の総合型選抜Ⅱ（教科枠）と学校推薦型選抜Ⅱに合格して入学した学生は、入学時点で二枚目の免許が決定しているものとし、当該免許以外の二枚目の免許の取得は認めない（ただし、三枚目の免許としてその他の免許を取得することは可能）。

卒業研究のテーマは学生による経過選択を重視する。教員免許に必要な科目以外に、自由履修科目の履修を促し、3年次末までにテーマを決定させる。本格的な卒業研究指導は4年次4月からとなる。学生は卒業研究のテーマに応じた科目グループを選択し、当該科目グループの教員が単独または共同で卒業研究を指導する。

5-2-6 卒業要件

(1) 教養教育科目又は共通教育科目

富山大学：教養教育科目 22 単位以上

- | | | |
|---------|---|------------------------------|
| ① 人文科学系 | } | 10 単位以上 |
| ② 社会科学系 | | (ただし、人文科学系から 2 単位以上、社会科学系から |
| ③ 自然科学系 | | 2 単位以上、自然科学系から 2 単位以上を含むこと。) |
| ④ 総合科目系 | | 2 単位以上 |
| ⑤ 外国語系 | | 6 単位以上 |
| ⑥ 保健体育系 | | 2 単位 |
| ⑦ 情報処理系 | | 2 単位 |

金沢大学：共通教育科目 28 単位以上

- ① 導入科目 3 単位
- ② G S 科目 15 単位以上
- ③ G S 言語科目 8 単位
- ④ 自由履修科目 2 単位以上

(2) 専門教育科目

[専門科目区分：幼児教育、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、家政教育、英語教育]

富山大学：114 単位以上

- ① 共通科目 9 単位以上
- ② 教育の基礎的理解に関する科目 12 単位
- ③ 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目 12 単位以上
- ④ 教育実践に関する科目 9 単位以上
- ⑤ 小学校教科 12 単位以上
- ⑥ 小学校教科指導法 20 単位
- ⑦ 先進的教育科目（共通領域） 16 単位
- ⑧ 専門科目 24 単位以上

金沢大学：116 単位以上

- ① 学域 G S 科目 4 単位
- ② 学域 G S 言語科目 2 単位
- ③ 共通科目 5 単位
- ④ 教育の基礎的理解に関する科目 12 単位
- ⑤ 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目 12 単位以上
- ⑥ 教育実践に関する科目 9 単位以上

- ⑦ 小学校教科 12 単位以上
- ⑧ 小学校教科指導法 20 単位
- ⑨ 先進的教育科目（共通領域） 16 単位
- ⑩ 専門科目 24 単位以上

[専門科目区分：特別支援教育]

富山大学：114 単位以上

- ① 共通科目 9 単位以上
- ② 教育の基礎的理解に関する科目 12 単位
- ③ 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目 12 単位以上
- ④ 教育実践に関する科目 10 単位以上
- ⑤ 小学校教科 12 単位以上
- ⑥ 小学校教科指導法 20 単位
- ⑦ 先進的教育科目（共通領域） 16 単位
- ⑧ 専門科目 23 単位以上

金沢大学：116 単位以上

- ① 学域G S科目 4 単位
- ② 学域G S言語科目 2 単位
- ③ 共通科目 5 単位
- ④ 教育の基礎的理解に関する科目 12 単位
- ⑤ 道徳、総合的な学習の時間等に関する科目 12 単位以上
- ⑥ 教育実践に関する科目 10 単位以上
- ⑦ 小学校教科 12 単位以上
- ⑧ 小学校教科指導法 20 単位
- ⑨ 先進的教育科目（共通領域） 16 単位
- ⑩ 専門科目 23 単位以上

(3) 相手大学の開講科目の単位取得

富山大学：上記1及び2のうち、金沢大学が開講する科目 31 単位以上

金沢大学：上記1及び2のうち、富山大学が開講する科目 31 単位以上

6. 教育実習の具体的計画

6-1 実習の目的

教育実習を通して、大学で学習している専門知識と並行して、学校教育の実際を「先生」と呼ばれる立場から、子ども達と触れ合う中で教育の可能性を知るとともに、教育現場における自分の課題を発見することで、将来、教員として学校教育現場で必要となる基礎力・実践力を養成することを目的とする。

6-2 教育実習の運営

共同教員養成課程においては、両大学で教育実習指導に差異が生じないように、共通教材である「教育実習ガイドブック」を活用して教育実習の指導にあたるものとする。

また、両大学それぞれに共同教員養成課程の教員及び附属学校園の代表からなる「教育実習運営委員会」を設置し、実習計画の立案、実習校の配当等の教育実習の実務運営を担当する。

両県の教育委員会が別々の業務運営を行っていることに鑑み、教育実習は原則として、富山県（富山大学）及び石川県（金沢大学）それぞれで実施することになる。

ただし、金沢大学生で富山県での就職を希望する場合は富山県で、富山大学生で石川県での就職を希望する場合は石川県で教育実習に参加できるように調整を行う。

教育実習の円滑な運営を行うためには、地域の協力が不可欠なことから、富山県、石川県それぞれにおいて、県教育委員会をはじめ県内の市町村の教育委員会、実習協力校の間に「教育実習運営協議会」を設置し、大学・県教育委員会・市町村教育委員会・実習協力校との連携の下、実習に係る問題について意見交換を行い、実習内容の改善に役立てる。

また、県単位だけでなく、両県との連携も図るため、年1回を目途に、富山県教育委員会・石川県教育委員会・富山大学・金沢大学で構成される四者協議会（仮称）を開催する。

現在、富山大学では富山県内 91 校、金沢大学では石川県内 149 校が実習協力校となっているが、共同教員養成課程でもこれらの協力校を中心に受入校を確保していく。

（【資料 8】 参照）

6-3 教育実習の特色

本共同教員養成課程の教育実習の特色は、富山県・石川県両県の教育委員会の連携と協力の下、両大学の段階的な指導体制を共有することで、より実践的で多角的な視点を持つ教員養成を実現することを目指している点にある。例えば、富山県または石川県での就職を希望する学生には、就職希望県での教育実習の機会を提供し将来のキャリア形成を円滑に行えるようにすること、入学の早い段階から学校の現場を体験させる機会を設けること、両大学の独自共通教材である「教職実習ガイドブック」及び「教師になるためのノート」を活用した学生個々の成長段階に応じたきめ細かな教育指導を行うこと、などにより実現を目指す。

教育実習の前には、1年次における観察参加など、学校現場を知ることで今後の学びに役立てられる機会を設ける。また、1年次には富山大学で、2年次には金沢大学で学校インターンシップを実施し、希望学生はパートナー大学の学校インターンシップも受講可能とする。さらに富山県教育委員会との連携事業による観察実験アシスタントや英語学習パートナー、石川県内の学校の要請に応じて学生が赴く学校ボランティアなど、学校現場体験（正課外）も提供し、また富山県教育委員会による TOYAMA ていちゃーず’ カレッジ、石川県教育委員会によるいしかわ師範塾も活用する。

教育実習は3年次と4年次の9月に行うが、3年次の教育実習は1年次終了時に決定した免許取得の組み合わせに関する学生の希望に基づき学校種を選択する（小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園）。4年次の教育実習では3年次に選択しなかった免許種の学校に赴く。3年次の教育実習はおもに大学附属学校、4年次の教育実習はおもに近隣市内の公立協力校で実施する。また、教育実習の期間は3週間を原則とする。

教育実習では評価シートを使用して最終評価等を行うが、最終評価に到達する前に、評価シートとは別に普段の教育指導において、「教育実習ガイドブック」や「教師になるためのノート」を活用し、教育実習中に教員及び学生が到達度等を確認できるよう計画的にマイルストーンを設けて、学生の教員としての自発的な成長を促す。（【資料9】参照）

教育実習は学生の選択した教科についての大学教員の指導が大きな位置を占めるため、教育実習の指導は当該教科の近接領域の教員が担当する。たとえば、中学校で国語の教育実習学生には国語教育や国文学の教員が実習指導の担当教員となる（小学校の実習生は原則としてすべての教科を教えるため、中学校ほどは担当教員の専門領域を重視しない）。ただし、パートナー大学の地域での教育実習を希望する学生については、原則としてパートナー大学の連携する学生ユニットの担当教員が、教育実習の担当教員となる。

なお、教育実習においても学生ユニットが活用される。異なる校種や教科の実習を行った学生が、同一ユニットの中でお互いの実習経験を交換・共有することで、校種や教科の実践・観点の違いを認識できるようになる。自分とは違った校種、異なった教科で問題になっているのはどのような点か、どのような指導法が取り入れられているのかなどを共有することは、自らの授業を振り返る点でも非常に有効である。

7. 取得可能な資格

7-1 教員免許

- A 小学校教諭一種免許状
 - ア 国家資格
 - イ 資格取得可能
 - ウ 卒業要件単位に含まれる科目の単位修得により取得可能
- B1 幼稚園教諭一種免許状
- B2 中学校教諭一種免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語）
- B3 高等学校教諭一種免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語）
- B4 特別支援学校教諭一種免許状（聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者）
 - ア 国家資格
 - イ 資格取得可能
 - ウ 卒業要件単位に含まれる科目のほか、当該免許に係る教職関連科目の単位修得が必要

7-2 その他の資格

- C 保育士
 - ア 国家資格
 - イ 資格取得可能
 - ウ 卒業要件単位に含まれる科目のほか、厚生労働大臣の定める科目の単位修得が必要

※ 令和3年9月現在、富山大学は指定保育士養成施設の指定を受けており、同大学においてのみ保育士資格が取得可能となっている。

8. 入学者選抜の概要

8-1 入学者選抜方針（アドミSSION・ポリシー）

学力の3要素の多面的・総合的評価、特に志願者の主体性や、教職に就くことについての強い意志の有無についての評価に基づいた合否判定を行うことを入学者選抜の基本とし、以下に示す入学者選抜方針（アドミSSION・ポリシー）に則った選抜を行う。

【アドミSSION・ポリシー】

共同教員養成課程では、義務教育段階の諸学校の教師を養成することを目的としており、専門職としての教師を目指す熱意にあふれ、仲間と協力しながら専門的能力・技能を伸ばしていける以下のような学生を求める。

- ① 教育を通じて、地域社会の発展に貢献しようという強い意志を持っている人。
- ② 専門職としての教師を真摯に目指し、人を育てることの大切さと喜びを感じられる人。
- ③ 現代の教育課題を含む幅広い分野に興味・関心を持っている人。
- ④ 自己の考えをはっきりと表現し、他の人の考えをしっかりと受けとめることを通じて、他者と協働ができる人。
- ⑤ 高等学校における履修内容を理解し、教職を目指すために必要な学力がある人。

なお、富山大学及び金沢大学それぞれの個性を残すことが多様な受験生の確保につながり、シナジー効果を発揮できると考えることから、入学者選抜においては各大学独自の選抜方法で実施する。

8-2 入学者選抜方法

8-2-1 富山大学における入学者選抜方法

(1) 一般選抜（前期日程）

入学者の選抜は、大学入学共通テスト、同大学の個別学力検査等及び調査書の結果を総合して行う。

大学入学共通テストでは、高等学校卒業レベルの基礎学力を評価し、教育学部での学修に関連する科目について理解力と応用力を広く備えた人を選抜する。

個別学力検査では、「国語」、「外国語（英語）」、「数学」を課し、問題の理解力、論理的思考力、表現力等を評価する。

(2) 一般選抜（後期日程）

入学者の選抜は、大学入学共通テスト、面接及び調査書の結果を総合して行う。

大学入学共通テストでは、高等学校卒業レベルの基礎学力を評価し、教育学部での学修に関連する科目について理解力と応用力を広く備えた人を選抜する。

同大学で課す「面接」により、意欲、理解力、思考の論理性、表現力等を評価し、多様な学生を選抜する。

(3) 総合型選抜

総合型選抜では、入学者選抜の多様化の一環として、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する。

【スポーツ実技型】書類審査、実技（運動技能検査）及び面接を課し、意欲、理解力、思考の論理性、表現力、運動技能等を評価する。

【理数型】大学入学共通テスト、書類審査及び面接を課し、大学入学共通テストでは、高等学校卒業レベルの基礎学力を評価し、教育学部での学修に関連する科目について理解力と応用力を広く備えた人を選抜する。

「書類審査」及び「面接」により、意欲、理解力、思考の論理性、表現力等を評価する。

(4) 特別選抜（学校推薦型選抜）

入学者の選抜は、大学入学共通テスト、推薦書、調査書、志望理由書、面接及び集団討論の結果を総合して行う。

大学入学共通テストでは、高等学校卒業レベルの基礎学力を評価し、教育学部での学修に関連する科目について理解力と応用力を広く備えた人を選抜する。

同大学で課す「面接」、「集団討論」により、意欲、理解力、思考の論理性、表現力等を評価し、多様な学生を選抜する。

(5) 特別選抜（帰国生徒選抜、社会人選抜）

入学者の選抜は、書類審査、小論文及び面接の結果を総合して行う。

「小論文」は、課題の理解力、論理的な思考力、文章表現力を評価し、「面接」は、志望動機、学修意欲を評価する。

(6) 私費外国人留学生選抜

入学者の選抜は、日本留学試験、小論文、面接及び最終出身学校等の成績を総合して行う。

日本留学試験では、高等学校卒業レベルの基礎学力を評価し、教育学部での学修に関連する科目について理解力と応用力を広く備えた人を選抜する。

「小論文」では、課題に関する知識や関心、理解力、分析力、論旨・主張の明確さと説得力（論理性、具体性）等の観点から評価する。

「面接」では本人の意欲及び当該学科との適合度をみる。

8-2-2 金沢大学における入学者選抜方法

(1) 一般選抜

入学者の選抜は、分離・分割方式（前期日程）で行い、大学入学共通テスト並びに同大学が行う個別学力検査等及び調査書の審査の結果を総合して行う。

一般選抜は、配点比率を示した大学入学共通テストと個別学力検査等の結果を総合して合否判定を行い、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価するため調査書を活用する。

大学入学共通テストでは広い知識を備えていることを希望していることから国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語を課す。

個別学力検査は、英語、国語、数学、理科、総合問題の中から、3科目を選択するが、大学入学共通テストで地理歴史・公民の配点が100点・理科の配点が50点のパターンAと地理歴史・公民の配点が50点・理科の配点が100点のパターンBに別れる。

さらに、パターンAとパターンBはさらに以下のように分かれ、受験者を多角的に評価する。

パターンA：

数学選択、理科選択、総合問題選択（左記以外に国語と英語を受験）

パターンB：

国語選択、理科選択、総合問題選択（左記以外に数学と英語を受験）

なお、大学入学共通テストと個別学力検査の配点比率は4：6とし、広い知識を修得していることを前提としつつ、受験者の特性も考慮に入れ、得意科目の深い知識も修得しているかを重視する配点とする。

(2) KUGS特別入試

KUGS特別入試とは「基礎的知識・技能を修得し、それらを活用して自らの課題を発見し、探究する能力を備えている人」、「将来に明確な目標を持っており、主体的に行動し、他者と協働しながら、自身の夢を実現しようとする強い意欲を持っている人」を受け入れて育成するために、志願者の能力・資質・意欲を多面的・総合的に評価する入試である。KUGS特別入試では、金沢大学が提供する

「KUGS高大接続プログラム」を受講した高校生などが、当該プログラムで課されるレポートと、高等学校等で探求的な学びや課題意識を持って取り組んだ各種活動に関するレポートを提出し、KUGS（金沢大学が定めた5つの能力からなる金沢大学グローバルスタンダードのこと）に基づく評価基準で評価を受け、基準を満たした場合に出願資格を与えている。KUGS特別入試には総合型選抜と学校推薦型選抜を設ける。

（総合型選抜Ⅱ）

学校長の推薦を求めない総合型選抜にはⅠとⅡがあり、Ⅱは大学入学共通テストを課す入試である。人間社会学域学校教育学類共同教員養成課程は、次のとおり総合型選抜Ⅱのみを行う。

〈石川県教員希望枠〉

大学入学共通テスト及び口述試験により、基礎学力及び勉学意欲ならびに、石川県で教職に就くことへの熱意、資質・適性等を総合的に評価する。

〈教科枠〉

【美術教育】

大学入学共通テスト、口述試験及び実技試験により、基礎学力、課題に対する表現力、美術における基礎知識と論理的思考力、教職及び美術教育に対する熱意と抱負を総合的に評価する。

【保健体育】

大学入学共通テスト及び口述試験により、基礎学力及び高校時代のス

スポーツ活動実績、教育や体育・スポーツに関わる勉学意欲や資質等を総合的に評価する。

【家政教育】

大学入学共通テスト及び口述試験により、基礎学力及び家政教育に対する勉学意欲や資質等を総合的に評価する。

【特別支援教育】

大学入学共通テスト及び口述試験により、基礎学力、課題に対する思考能力と論述能力、勉学意欲や資質等を総合的に評価する。

(学校推薦型選抜Ⅱ)

学校推薦型選抜にはⅠとⅡがあり、Ⅱは大学入学共通テストを課す入試である。人間社会学域学校教育学類共同教員養成課程は学校推薦型Ⅱのみを行う。

〈教科枠〉

【国語・社会科・英語教育】

大学入学共通テスト及び口述試験により、基礎学力及び勉学意欲、人文・社会科学への関心、教職への意欲・資質・適性等を総合的に評価する。

【数学・理科教育】

大学入学共通テスト及び口述試験により、基礎学力及び勉学意欲、自然科学への関心、教職への意欲・資質・適性等を総合的に評価する。

【音楽教育】

大学入学共通テスト、筆記試験、口述試験及び実技試験により、基礎学力及び演奏技術、表現力、ソルフェージュ能力、楽典の基礎的知識、志望動機、教職及び音楽に対する熱意と抱負等を評価する。

(3) 超然特別入試 (A-lympiad選抜、超然文学選抜)

超然特別入試には、A-lympiad選抜と超然文学選抜の2つの選抜方法があり、大学入学共通テストや学校長推薦を課さない総合型選抜である。出願資格に応じて、文学又は数学を介した教育への意欲・資質・適性等を総合的に評価するための口述試験を課して選抜を行う。

(A-lympiad選抜)

数学的に特異な才能を持ち、その才能を活かして将来専門的分野で社会的な課題の解決に取り組む強い意欲を持っている人を受け入れる。高等学校等在学中に金沢大学が主催するコンテスト「日本数学A-lympiad」に応募し、各学類が指定する入賞実績を上げた場合に出願資格を与える。

(超然文学選抜)

文学的に特異な才能を持ち、その才能を活かして将来専門的分野で社会的な課題の解決に取り組む強い意欲を持っている人を受け入れる。高等学校等在学中に金沢大学が主催するコンテスト「超然文学賞」に応募し、各学類が指定する入賞実績を上げた場合に出願資格を与える。

(4) 国際バカロレア入試

国際バカロレア資格証書を授与された者又は授与見込の者を対象に提出書類及

び口述試験により、学習意欲や資質、学校教育に関する課題意識や基礎知識について総合的に評価する。

(5) 私費外国人留学生入試

日本国籍を有しない者のうち、同大学が指定する条件を満たす者に対し、日本留学試験、学力検査等の成績及び書類審査の結果により、基礎学力及び人間社会学域学校教育学類としての適格性を評価する。

(6) 文系一括入試

人間社会学域単位で実施する入試。大学入学共通テストでは、3教科3科目、3教科4科目又は3教科5科目を選択し、個別学力検査では英語と総合問題を課す。

文系一括入試での入学者は一旦総合教育部に所属し、2年次進級時に原則希望する学類に移行する。人間社会学域学校教育学類共同教員養成課程では、2人の受け入れ枠を持つ。

8-3 選抜方法の特色—大枠入試

一つの専攻の学習分野に固執せずに全教科にわたる履修への受験生の意識を醸成するため、入学時には分野を決めず、1年次の学習を通じた後、学生の希望に応じて、2年次に進級する際に専攻分野を決める。

但し、金沢大学へ入学時に所属する専攻（分野）を決めることで学生の学修への意欲の向上が期待される KUGS 特別入試の総合型選抜Ⅱ（教科枠）と学校推薦型選抜Ⅱに合格して入学した学生は、出願した分野の免許を取得しなければならない。

8-4 募集人員、入学定員の計画

本課程の元となる富山大学人間発達科学部及び金沢大学人間社会学域学校教育学類では、出身県内での教員を希望する学生が大半であることを踏まえ、卒業生を安定して小中学校教員として送り出していくためには、富山・石川両県の教員需要の変化を見据えた入学定員規模の設定が必要である。

入学定員の設定の基になるのは、両県の教員需要であり、少子化と定年退職教員の減少という現実を基に、今後の小学校の35人学級の導入、特別支援学級の増加を考慮して、将来的な教員採用枠を推計する。

なお、推計に当たっては、富山大学及び金沢大学による共同教員養成課程であり、双方の大学とも富山県・石川県出身者の学生の比率が高く結びつきが強いことから、分析においては過去の実績から便宜的に各大学単位で行った。

8-5 選抜方法の点検

両大学合同の共同教員養成課程合同教学委員会入学試験検討部会を設置し、選抜方法の点検・見直しを継続的に行い、それぞれの大学での全学的な入学試験実施方法との調整を行う。

9. 教員組織の編制の考え方及び特色

9-1 教員組織の編成の考え方及び特色

本共同教員養成課程における教員組織は、各専任教員のほか、各構成大学の関連組織から兼任で参画する教員（非常勤講師を含む）により構成される。専任教員については、令和4年4月の開設時において、富山大学48名、金沢大学49名（合計97名）にて編成する。

また、共同教員養成課程においては、カリキュラム・ポリシーの下、複雑化する現代的教育課題に対応できる質の高い教員の養成に向け、従来の教科を中心としたカリキュラム体制を抜本的に見直し、教職科目の領域を大幅に拡張した「先進的教育科目」を設け、当該科目を中心とした教育課程を編成している。そのため、「国語科」、「理科」等の各教科の専門分野において十分な教育・研究実績を持つ教員が幅広く参画していることに加え、富山大学、金沢大学の強み・特色を生かし、各大学が持つ高度な知見・優れた指導力を有する多様な教員を配置することで、自大学にはない専門分野を補完し、校種を問わず、現代的教育課題に対応できる実践力の向上を図るための教員組織を編成している。

9-2 教員の年齢構成

本共同教員養成課程における教育課程を担当する専任教員の内訳は、学年進行完成時点で、富山大学においては教授13名、准教授18名、講師11名、金沢大学においては、教授26名、准教授22名、講師1名となっている。

専任教員の年齢構成については、学年進行完成時点で、30歳代が8名、40歳代が24名、50歳代が41名、60歳代が18名となっており、教育研究水準の維持向上及び活性化に相応しい、バランスの取れた構成となっている。

なお、両大学における定年年齢は、各大学の就業規則において65歳と規定されている。（【資料10】参照）

10. 施設・設備等の整備計画

10-1 校地、校舎等

校地・校舎については、両大学の現行の校地・校舎がそのまま共同教員養成課程に引き継がれる。その中には、講義、演習、実習等を実施するための講義室、演習室、実習室と教育研究機材が含まれている。このため、両大学の共同教員養成課程では、引き継いだ施設や設備を利用することで、計画している教育研究の全てを実施することが可能である。そのほか図書館、課外活動用の各種施設、学生が利用できるラウンジスペースとしてラーニングコモンズ等の全学的な学生の学修環境のための施設が確保されており、学生は両大学の施設が利用できる。

富山大学教育学部共同教員養成課程が位置する五福キャンパスには、教育学部共同教員養成課程のほか、人文学部、経済学部、理学部、工学部、都市デザイン学部、附属図書館、総合情報基盤センターなどが設置されており、土地面積 231,456 m²、建物面積 147,058 m²である。

一方、金沢大学人間社会学域学校教育学類共同教員養成課程が位置する角間キャンパスには、人間社会学域学校教育学類共同教員養成課程のほか人間社会学域の他の学類、理工学域、附属図書館、学術メディア創成センター等が設置されており、土地面積 2,008,565 m²、建物面積 250,458 m²である。

それぞれのキャンパスには、体育館、テニスコート、グラウンドなども配置されている。

10-2 附属図書館

両大学の附属図書館とも、大学の教育研究支援を目的とした学術情報の収集と情報発信を進めており、資料の整備・提供に加えて、学生が利用できるラウンジスペースを確保するとともに、地域の学びの場として学外者へのサービスにも努めている。

蔵書の検索には、OPAC (Online Public Access Catalog) が利用でき、所蔵図書とほぼすべての雑誌を書名、著者名、出版社、出版年など多くの項目から検索できるシステムとなっている。また、多数のデータベースを整備しており、タイトル別、分野別、パッケージ別に電子ジャーナルや電子ブックの検索を行うことができる。このようなサービスによって、全学生がオンラインで学修や研究を行うことができる体制が整っている。

富山大学には、附属図書館として、中央図書館（五福キャンパス）、医薬学図書館（杉谷キャンパス）及び芸術文化図書館（高岡キャンパス）の 3 館があり、その蔵書数は以下のとおりとなっている。

特に教育学部共同教員養成課程の教育研究活動拠点は、五福キャンパスであり、学生が主として活用する中央図書館は、最も多くの蔵書数があり、学生の学修活動を行うために十分なりソースが集められている。

富山大学附属図書館蔵書冊数

令和2年3月31日現在

	図 書 (冊)			雑 誌 (種)		
	和書	洋書	計	和書	洋書	計
中央図書館	743,846	317,983	1,061,829	12,794	4,822	17,616
医薬学図書館	119,368	99,343	218,711	2,247	2,214	4,461
芸術文化図書館	57,647	13,375	71,022	822	213	1,035
合 計	920,861	430,701	1,351,562	15,863	7,249	23,112

一方、金沢大学附属図書館は、中央図書館（角間キャンパス北地区）、自然科学系図書館（角間キャンパス南地区）及び医学図書館（宝町キャンパス）の3館があり、その蔵書数は以下のとおりとなっている。人間社会学域学校教育学類共同教員養成課程の教育研究活動拠点は角間キャンパス北地区であり、学生が主として活用する中央図書館は、最も多くの蔵書数があり、学生の学修活動を行うために十分なりソースが集められている。

金沢大学附属図書館蔵書冊数

令和2年3月31日現在

	図 書 (冊)			雑 誌 (種)		
	和書	洋書	計	和書	洋書	計
中央図書館	903,823	303,601	1,207,424	12,993	3,217	16,210
自然科学系図書館	202,656	224,014	426,670	3,916	7,799	11,715
医学図書館	98,920	142,488	241,408	4,515	3,151	7,666
保健学類図書室	31,971	8,155	40,126	601	232	833
合 計	1,237,370	678,258	1,915,628	22,025	14,399	36,424

11. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

11-1 パートナー大学開設の授業科目の履修

両大学の校地は、直線距離で約 46km の距離にあり、公共交通機関を利用すると片道約 2 時間を要することから、両大学間を往復して毎日授業を履修するのは現実的に無理がある。そのため、それぞれのキャンパスで授業の履修・学修ができるよう、双方向遠隔授業システムの活用によって自大学にいながらパートナー大学開設の授業を履修できるなどの措置を講じる。

11-2 双方向遠隔授業のための施設・設備

実験、実習や実技を伴う授業を行う場合などを除き、先進的教育科目等では基本的に双方向遠隔授業システム（講義科目を中心に構成）によって授業を実施する。それによりパートナー大学の学生にとって無理のない履修を可能とするよう配慮している（双方向遠隔授業システムの採用は、近年進展している遠隔教育への対応という側面も持ち、富山及び石川両県の地域性を考慮すると、僻地の小規模校等への導入も視野に入れて、それに関する授業を先進的教育科目で取り上げる。）。

双方向遠隔授業システムにおいては、双方向でのグループ学習や学生討論の場面を設けるなどアクティブ・ラーニング形式の授業科目の提供、Web Class や Moodle など両大学がこれまで運用してきた LMS (e ラーニングの実施に必要な学習管理システム) の活用による効率的・効果的な授業運営など、将来的には自らが双方向遠隔授業システムの実施者となる学生に、対面ではない新たな教育スタイルを体験させる。さらに、必要に応じて受信側の大学で専門を同じくする教員とチームティーチングを行うことや、TA を配置して双方向の活動を支援するなど、現状以上にきめ細かな指導ができるよう配慮する。また、同システムでは、モニターを通した画一的なテレビ会議的なものではなく、個々人が持つノート PC・タブレット型端末と連動させることで、クリアな映像や音声による双方向での議論や、学生の質疑などにも即座に対応できる LMS を活用したモニタリングが可能であり、よりアクティブな学修環境の実現を可能にしている。こうした最新鋭の環境で、学生が学びを体感し、修得した指導法を深化させることも双方向遠隔授業システムの特質と捉えている。

11-3 遠隔授業に関する両大学の体制

富山大学では、現在の人間発達科学部に、収容人員 210 人が 1 教室、90～150 人が 3 教室、50～70 人が 5 教室、20～40 人が 7 教室あり、Web 会議システム等の利用により、すべての教室において遠隔授業が可能である。また、今後、入学生に対し入学前に大学が推奨するスペックの携帯型 PC (ノート型 PC) を必携するよう事前周知したうえで、授業では学生の個人 PC を活用し、事前・事後学修を促すことにより、質の高い授業の実施を可能とする。通信環境については、令和 3 年度に Wi-Fi6 対応の無線 LAN 環境に改善すると同時に、IPv6 の導入を行い、同時接続台数を 6,500 台から 12,000 台まで増やし、IP アドレスの枯渇に起因する無線 LAN へ繋がりにくい現象を解消し、学生の利便性向上を図る。

遠隔授業の実施に関し、令和 2 年度には COVID-19 の感染拡大により、すべての教員がオンライン授業を実施するとともに、オンライン授業の充実に関する各種 FD を開催し、教員のスキル向上を図った。また、学生に対しては 1 年前期の情報処理の授

業で、PC 操作、オンライン授業の受講方法、LMS 教材の活用方法等を学ばせ、1 年後期からの遠隔授業を円滑に実施するとともに、遠隔授業の受信側の教室において、関係教員や TA を配置し、機器準備や動作確認、メンテナンスなどの人的サポートを実施する。

金沢大学では、人間社会学域学校教育学類が主に使用する講義棟は人間社会第 2 講義棟である。その講義棟には、収容定員 310 人の講義室が 1 教室、180 人の講義室が 1 教室、50～100 人の講義室が 9 教室、18～50 人の講義室が 9 教室設けられており、全ての講義室での学内無線 LAN が整備されている。

また、大学全体の方針として、入学時から携帯型 PC（ノート型 PC）を必携としており、学生一人一人に金沢大学 ID を付与し、共通教育科目の必修科目「データサイエンス基礎」等で情報処理の基礎を教え、学修及び学生生活の両面において、既に日常的にネットワークを通じた活動が可能となっている。

学内のネットワークは学術メディア創成センターが管理しており、Webex 等の Web 会議システムを利用した授業にも、Wi-Fi や通信容量の設定上において、ネットワーク不可による授業への影響が生じないような環境を整備している。

令和 2 年度は COVID-19 の感染拡大により、すべての教員がオンライン授業を実施できるようにするため、オンライン授業に関する FD を開催し、実際の教育の場で教員のスキル向上が飛躍的に図られた。COVID-19 の流行下で実践した経験を元に、今後もノウハウを蓄積していく FD 活動を展開することとしている。

オンライン授業の受信側教室のサポートについては、関係教員及び TA を配置し、機器準備や動作確認、メンテナンスなどの人的サポートを実施する予定である。

12. 管理運営

12-1 共同教員養成課程の管理運営

本共同教員養成課程の管理運営に関し、両大学の専任教員で構成する「共同教員養成課程連絡協議会」、「共同教員養成課程運営会議」及び「共同教員養成課程合同教学委員会」を設置し、共同教員養成課程の編成及び実施等に係る事項を協議する（【資料14】参照）。なお、共同教員養成課程の設置検討に伴い組織した専門部会（「構成・特色検討部会」、「教育課程（カリキュラム）検討部会」及び「教育実施体制検討部会」）の機能を継承するものとし、両大学の各教科等小部会と連携を図りながら、カリキュラムをマネジメントする。

12-2 共同教員養成課程連絡協議会

共同教員養成課程を編成するに当たっては、両大学間での緊密な連携を図るため、両大学の学長、学長が指名する理事や学部長等で構成される連絡協議会を設け、共同教員養成課程の意思決定機関として共同教員養成課程の編成及び実施等に関して必要となる、以下に掲げる基本方針等を協議・決定する。

- ・組織編成に関する事項
- ・教員配置に関する事項
- ・入学定員等に関する事項
- ・予算に関する事項
- ・その他共同教員養成課程の運営に関する事項

この協議会には議長及び副議長を置き、議長が会議の業務を掌理する。協議会は毎年度1回の開催の他、必要に応じて随時開催する。議長、副議長には両大学の協議会委員それぞれが隔年交代で担当する。

12-3 共同教員養成課程運営会議

両大学の共同教員養成課程を運営するため、富山大学教育学部長、同学部副学部長（2人）、事務部の長、及び金沢大学人間社会学域長、学校教育学類長、同学類副学類長（1人）、事務部の長等から構成される運営会議を設け、審議機関として、以下に掲げる共同教員養成課程の運営に係る事項について協議・決定する。

- ・規則等の制定、改正及び廃止に関する事項
- ・教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ・共同教員養成課程に係る成績評価の方針に関する事項
- ・学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- ・学位審査に関する事項
- ・学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ・その他共同教員養成課程の運営に関する事項。

この運営会議は、共同教員養成課程設置検討時の「構成・特色検討部会」の業務等を継承する。また、本運営会議に議長及び副議長を置き、議長が会議の業務を掌理する。運営会議は毎年度2回の開催の他、必要に応じて随時開催する。議長、副議長に

は両大学の協議会委員それぞれが隔年交代で担当する。

12-4 共同教員養成課程合同教学委員会

共同教員養成課程における教育体制・教育方法等の点検・評価を実施するなど、教育の質保証に係る体制整備を行うため、富山大学教育学部長、同学部副学部長(2人)、教務委員長、及び金沢大学人間社会学域長、学校教育学類長、同学類副学類長(1人)、教務委員長等から構成される合同教学委員会を設け、以下に掲げる事項について審議する。

- ①カリキュラムの編成に関する事項
- ②入学者選抜試験に関する基本的事項
- ③FD活動の方針に関する事項
- ④自己点検・評価に関する事項
- ⑤その他教学マネジメントに関すること。

この教学委員会には、共同教員養成課程設置検討時の組織である「教育課程(カリキュラム)検討部会」及び「教育実施体制検討部会」の業務等を継承する。また、本委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長が会議の業務を掌理する。本委員会には入学試験検討部会、教育課程検討部会、教育方法検討(FD)部会、自己点検評価部会を設置する。

12-5 県教育委員会と大学との連絡協議会

両大学が富山県及び石川県の教育委員会と密接に連携を図るとともに教員養成に係る円滑な運営及び継続的な改善を図るため、富山県教育委員会、石川県教育委員会と富山大学、金沢大学との4者による連絡協議会(4者協議会)を設置する。構成員は、富山県教育委員会教育長、石川県教育委員会教育長、富山大学教育学部長、金沢大学人間社会学域学校教育学類長とする。なお、協議会は年1回の定期開催と、必要に応じての臨時開催を予定している。

12-6 教授会、学類会議

両大学の教育学部教授会又は学校教育学類会議は、それぞれの学部・学類における教育及び研究に関する事項(教育課程の編成・運営、学位の授与、学生の身分審査など)を審議する機関と位置づけられる。両大学それぞれの教授会の下に組織される教務委員会、入学試験委員会、学生支援委員会等の担当組織において、協議会及び運営会議の議を受けて、基本的に毎月1回の開催による審議を基に、それぞれの業務を遂行する。また、定期的に前述の合同教学委員会を開催し、運営方針、年次計画等についての協議を行い、連携・協力して取り組むこととする。(【資料11】参照)

13. 自己点検・評価

13-1 全学的自己点検・自己評価の実施体制

13-1-1 実施方法及び実施体制

富山大学では、国立大学法人富山大学評価規則第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人富山大学計画・評価委員会を設置し、自己点検と自己評価を実施している。同委員会は、評価担当理事を委員長とし、各学部、教養教育院、生命融合科学教育部、教職実践開発研究科、附置研究所及び附属病院から選出された教授の構成となっている。学校教育法第109条第1項に基づく組織及び運営等に係る自己点検・評価、学校教育法第109条第2項に基づく大学機関別認証評価、国立大学法人評価委員会が行う中期計画・年度計画の評価に関する事項を審議している。

また、毎年度、前年度に係る自己点検・評価書を作成、公表するとともに、計画・評価委員会と各部局が密接に連携し、PDCA サイクル：Plan（計画）－Do（実施・取組）－Check（点検）－Action（評価・改善の実施）によって実施している。

金沢大学では、学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価について、「国立大学法人金沢大学自己点検評価規程」及び「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」を定めている。また、この自己点検評価及び認証評価並びに中期目標・中期計画等の企画立案及びそれらの目標・計画に係る評価を担当する組織として、学長が指名する理事及び研究域長並びに各センター長の代表者等から構成する企画評価会議を設置している。更に、自己点検評価等の任務を円滑かつ効率的に行うため、同会議の下に企画部会、評価部会及び認証評価部会を設置している。

13-1-2 評価結果の活用・公表及び評価項目等

富山大学では、中期計画における「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置」において、「認証評価の結果や大学全体及び部局等の年度計画の自己点検・評価の結果を学内で共有する仕組みを整備し、教育研究の質の向上及び大学運営の改善に活用する」こととしており、自己点検・評価、国立大学法人評価及び認証評価結果について、Web サイトにおいて社会に対して広く公表している。

また、これらの評価を通じて、教育研究の高度化、個性豊かな大学作りや活性化を目指すため、自主的に行う組織・業務全般の見直しや、中期目標・中期計画及び年度計画の改善検討に資することとしている。

金沢大学では、「国立大学法人金沢大学における全学の自己点検評価実施要項」に基づき、「基本データ分析による自己点検評価」及び「年度計画の実施状況に係る自己点検評価」を毎年実施するとともに、平成26年度においては、「機関別認証評価基準による自己点検評価」を実施した。これらの自己点検評価については、企画評価会議において、自己点検評価書（案）を作成し、教育研究評議会の議を経て、Web サイトで公表している。また、自己点検評価の結果、改善すべき事項が認められる場合、企画評価会議議長から当該事項を所掌する理事、部局長に改善計画の提出を求めるとともに、企画評価会議において、次年度にその進捗状況を確認している。

評価の結果、改善すべき事項が認められる場合は、学長から当該事項を所掌する理

事、副学長又は部局長に対し改善点等を指示するとともに、改善報告を求めることにより教育研究の水準及び質の向上に努めている。

人間社会学域学校教育学類における自己点検・評価については、大学に設置する自己点検・評価に係る組織とも連携して実施し、組織活動や教育研究活動の点検と改善に取り組むこととしている。

13-2 共同教員養成課程における自己点検・評価

13-2-1 共同教員養成課程合同教学委員会自己点検評価部会

共同教員養成課程における教育体制・教育方法等の点検・評価を実施するなど、教育の質保証及び教学マネジメントのPDCAサイクルの構築を図るため、両大学の学部長、学類長、副学部長、教務委員長から構成される合同教学委員会を設け、カリキュラムの編成に関する事項や入学者選抜試験に関する基本的事項などについて審議する。

この教学委員会に、自己点検評価部会を設置し、継続的に点検・評価を行い、共同教員養成課程全体の教育の質の向上を図ることとしている。

13-2-2 各大学学部・学類の自己点検評価委員会

共同教員養成課程の教学に関する自己点検・評価を行う協議組織として、授業評価アンケートや各種の満足度調査等の学生の意識調査及び成績分布等の学生の学修達成度のデータの収集・分析等を基に教育方法の自己点検・評価を行う自己点検評価委員会を両大学の共同教員養成課程に設置する。両大学による共同教員養成課程合同教学委員会自己点検評価部会と学部・学類の自己点検評価委員会との連携による点検・評価体制を構築し、共同教育課程全体の改善に繋げていく体制とする。

14. 情報の公表

両大学それぞれの公式 Web サイトにおいて、大学の理念と中期目標・中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス等の教育情報、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公表している。具体的には以下のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること
- ② 教育研究上の基本組織に関すること
- ③ 教員組織、教員数、各教員が有する学位、業績及び教育研究の専門領域に関すること
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康などに係る支援に関すること
(上記①～⑨に関する Web サイト)

【富山大学】

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/education-act/>

【金沢大学】

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/jyouhoukoukai/kyoiku>

⑩ その他

- ・ 学則等各種規程

【富山大学】

<http://www3.u-toyama.ac.jp/soumu/kisoku/index.htm>

【金沢大学】

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/kiteishu/aggregate/catalog/index.htm>

- ・ 学部等の設置に係る情報

【富山大学】

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/information/public/establish/>

【金沢大学】

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/jyouhoukoukai/disclosure/secchi>

- ・ 自己点検・評価等に係る情報

【富山大学】

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/goal-plan/assessment/>

【金沢大学】

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/management/evaluation>

15. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

15-1 全学的な取組状況

富山大学では、教育・学生支援機構の下に教育担当理事をセンター長とした「教育推進センター」を設置し、教育の質保証や教育評価、全学的 FD に関することを審議し、実施している。

また、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、全学的に職務関連研修を実施するほか、大学職員に必要な知識・技能を習得させ、必要な能力及び資質を向上させるために以下の取組を実施している。

- ① 個人情報保護に関する研修会（役員及び教職員を対象に個人情報保護管理への理解と意識向上を促すために講義形式で研修を実施するもの）
- ② コンプライアンス教育及び研究倫理教育（非常勤職員も含めた全研究者を対象に研究者の倫理観を醸成し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止するために、CITI Japan プロジェクトによる e-ラーニングを実施するもの）
- ③ 情報セキュリティ研修（同大学において情報システム利用ユーザ ID を使用する派遣社員を含めたすべての教職員を対象に、同大学における組織的な情報セキュリティ水準の向上を促すために、e-ラーニングを実施するもの）
- ④ 事務系職員スキルアップ研修（事務系職員を対象に、同大学職員における階層（フレッシュ～マネージャークラス）ごとに求められる必要な知識を学ぶために、e-ラーニングを実施するもの）

金沢大学では、教育企画会議（議長：教育担当理事）の下に、全学の FD 委員会を置き、授業の内容、方法の改善等による教育の質の向上並びに学生の心身の保護とキャリア形成を促進する等の学生支援を組織的に行えるよう体制を整備している。この FD 委員会の下、全学における FD 活動について、年度ごとに報告書を作成・公開し情報の共有にも取り組んでいる。また、令和 3 年度に同大学の教学マネジメントを一元管理する「教学マネジメントセンター」を設置し、大学全体、学域・研究科等における学位プログラム及び授業科目レベルでの内部質保証システムをより強化し、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組むこととしている。このほか、教員評価委員会において教員評価大綱を策定し、毎年、教員の業績評価を実施し、教員が自ら点検・評価を行うとともに、ピアレビュー形式での評価や、部局長・学長等による階層化された評価を行い、教員資質の維持向上を図っている。

職員研修においては、コンプライアンス研修（情報セキュリティ、研究の不正防止を含む。）や職員ビジネス英語研修、職員パソコン研修、ハラスメント防止研修、民間派遣研修、海外派遣研修等のほか、役職に応じて必要な識見を得るための階層別職員研修や、担当職務を円滑に遂行するための実務研修を実施している。また、東海・北陸・近畿地区学生指導研修会や、国立六大学事務職員研修会等に職員が参加する機会を設け、積極的な参加を奨励している。

15-2 共同教員養成課程における取組

共同教員養成課程における教育体制・教育方法等の点検・評価を実施するなど、教育の質保証及び教学マネジメントのPDCAサイクルの構築を図るため、両大学の学部長、学類長、副学部長、教務委員長から構成される合同教学委員会を設け、カリキュラムの編成に関する事項、入学者選抜試験に関する基本的事項及びFD活動の方針に関する事項などについて審議する。

この教学委員会に、教育方法検討（FD）部会を設置し、両大学合同でのFD活動を企画・実施していくことにより、共同教員養成課程全体の教育内容等の改善を図ることとしている。

16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

16-1 教育課程内の取組について

共同教員養成課程においては、養成する人材像として、一人一人の子どもに、相互に人格と個性を尊重し支え合い、変化する時代の中で豊かな人生と新たな社会を創り出すために必要な資質・能力を育むことができる、「豊かな人間性と社会性および教育への情熱と使命感を持った教員」を目標としている。教員としての豊かな人間性と社会性、幅広い教養と知性に加え、教科等に関する専門知識や技能、それらを教授する基礎的能力、児童生徒理解に関する知識、学校現場における現代的課題に対応した教育活動を構想する能力を重視し、子どもへの教育的愛情と教員としての使命感、責任感、倫理観を身に付けるための教育を行い、多様化・複雑化する教育現場の諸課題の解決に向かって行動する学校教員を組織的及び計画的に養成する。

具体的には、以下のようにカリキュラム全体を通じて、実践力を身に付けた教員を養成するためのプログラムを計画している。

①基礎ゼミナール（富山大）、アカデミックスキル（金沢大）

1年次に履修させ、大学教育や教員を目指す意義について理解させるとともに、授業中やオフィスアワーを通じ、教員と学生の結びつきを深める。なお、後述する課程外の学生ユニット単位の指導と並行して、定期的に双方の大学の間でオンラインによる合同ゼミを開催し、他キャンパスの学生との意見交換により、比較の視点、コミュニケーション力や他者への理解、学生間の交流を図る。

②学校インターンシップⅠ（1年次）（教育実習とも関連する）

富山県教育委員会と緊密に連携を行いながら実施するプログラムで、富山県内の小学校現場を体験し、教職の心構えを醸成する。学生は実際に学校現場を補助する役割を担い、教員としての立場や仕事を実践的に学べる。富山大学と富山県教育委員会の長年の連携の成果によるものであり、富山大学が開講し、両大学の学生が選択して履修する。

③学校インターンシップⅡ（2年次）（教育実習とも関連する）

石川県教育委員会との連携により、石川県内において、学生の希望に応じた校種で、実践的な学校現場体験を実施する。金沢大学と石川県教育委員会との協力体制によるものであり、金沢大学が開講し、両大学の学生が選択して履修する。

学生は1年次に富山でのインターンシップを体験し、2年次に金沢でのインターンシップを体験することが可能で、異なる地域や校種での学びを通じて「比較」の視点が養われる。また、1、2年次にこうした形で学校現場に入り、子どもとの触れ合いや学校の実務を体験することは、3、4年次の教育実習においても極めて重要な効果がある。

④教育実習（富山県と石川県を選択可能）

小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園における教育実習を各大学で実施す

る。実習校で教職員の指導を受けながら、大学で学んだ専門知識・技能に加えて、指導や支援の方法や技術を「教師」の立場で検証するとともに、園児・児童の実態や、学校・学級経営及び幼稚園・小学校における教育活動の特色について理解を深化させる。また、学生の希望により就職を予定する県（富山県・石川県に限る）での教育実習を選択可能とすることにより、学生のモチベーションを高め、実習現場でのより主体的な教育実習を目指す。

⑤教職実践演習

「教師になるためのノート」等を用いてこれまでの学修を振り返り、自己の到達点を確認するとともに、教職についての考えを深めるためのグループワークや模擬授業等を通して、教員として必要な資質・能力を確認し、それらの向上を図る。教育学の専門教員が教員の役割や教職に必要とされる社会性、児童・生徒理解や学級経営等について講義とグループワークを行い、授業参与観察の方法を指導する。また、教科専門の教員が指導案の作成や検討について講義とグループワークを実施し、模擬授業の助言指導を行う。教科教育法と教科内容の融合による指導効果を狙った科目である。

16-2 教育課程外の取組について

16-2-1 学生集団（ユニット）を活用した履修指導

本共同教員養成課程における学生指導は、「5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件」でも述べたように、これまでの両大学の長所を生かしながらも、学生の選択の自由を尊重した全く新しいユニット単位による学生指導体制を構築する。

16-2-2 ユニット単位による学生指導

教科ごとに括られた集団（専修や教室）による学生指導体制はとらず、教員組織から独立した学生集団（ユニット）を組織する。学生は4年間、同一ユニットに所属し、各ユニットには1年生から4年生までの学生が混在することになる。希望校種や免許とは関係なく、1年次で学生をランダムにユニットに割り振ることで、ユニット内の多様性を担保する

各大学で18のユニット（ユニットA～ユニットR）を作り、それぞれのユニットには各学年4～5名の学生が配置される。完成年度には各ユニットに全学年合わせて20名弱の学生が所属することになる。しかし、一定規模の集団を構成できるように、設置2年目までは複数のユニットを組み合わせたユニット群単位で指導する。設置1年目はユニットを3つずつ組み合わせ、6つのユニット群を作る（各ユニット群の学生数は15名弱）。設置2年目は2ユニットを組み合わせ、9つのユニット群を組織する（各ユニット群の所属学生は20名弱）。設置3年目以降は、単独のユニットで15名程度の学生が確保できるため、ユニット群は作らず、ユニット単位で活動する。

各ユニットには2～3名の担当教員が配置され、担当教員は原則として同一ユニットを継続的に指導する。学生とのマッチングや教員の負担の均等化を考慮して、2～4年を目処にユニットごとの担当を一部入れ替えていくことも計画している。

さらに、富山大学のユニットAと金沢大学のユニットAというように、同一名称の

ユニットを両大学で一对とする。対になっている当該ユニットの担当教員は協働して、両大学の学生の積極的な交流を促すと共に、教員自身もパートナー大学のユニットの学生と関わる機会を持つ。地理的条件の制約から、富山大学と金沢大学の学生が日常的に交流することは現実的でないが、オンラインでの共同活動や懇親の機会を設けることを想定している。また、1年に1回以上、パートナー大学のユニットと対面で交流することを原則とする。

この学生ユニットの目的の一つは4年間一貫の学生指導である。指導教員は4年間を通じて同じ学生を指導することで、学生の成長や学年に応じた効果的なアドバイスができるようになる。教員と学生の対面指導は、年に4回程度（第1クォーター及び第2クォーターでそれぞれ1回、教育実習後1回、第4クォーターで1回）を設定し、そのうちの1回は両大学の学生が交流する合同指導とする。合同指導では討論大会やスポーツ大会を企画し、学生たちが自然に交流できる仕掛けを設ける。対面指導の折には教職への希望なども聴取し、IRデータの収集とともに、教員志望の動向を把握できるようにする。さらには近年、不登校などの大学生の学習不適応事例が増加しており、そうした学生にいち早く手を差し伸べるためにも、担任制の指導体制が必要になる。

各ユニットに異学年を配置するのは、学生間の縦のつながりを深めるためである。以前に比べて、クラブ活動やサークル活動に参加する学生の割合が小さくなっており、上下の学年との関係が希薄になってきている。共同教員養成課程の学生は教員という共通の職種を目指すため、身近な先輩の姿は職業の具体的イメージを掴むためにはきわめて重要である。また、将来のコネクションづくりの場としても、ユニット制は大いに利点がある。

16-2-3 学生指導の方法（教材と授業での活用）

ユニットを通じた学生指導の基本教材として、金沢大学で使用してきた「教師になるためのノート」と富山大学が出版した「教育実習ガイドブック」を使用する。「教師になるためのノート」は自己学習教材で、そこに用意された今日的な教育課題について学生がレポートを作成し教員に提出することで、思考の記録を伴ったポートフォリオ的な役割を果たす。他方、「教育実習ガイドブック」は学校活動体験や教育実習に至るまで、学校現場での学生の活動の総合的な指標になる。学年に応じて二つの教材の重み付けを変えることで、学生の学年に応じたきめ細やかな指導を行う。グループによって課題の軽重が出ることを防ぐために、教員には詳細な指導マニュアルを配布し、均質で高い質の指導を保証する。これらは授業外の課外活動として行う。

学生ユニットは授業におけるグループ活動にも活用できる。本共同教員養成課程には、「教育の基礎的理解に関する科目」や「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「先進的教育科目（共通領域）」のように、一つの学年の全学生が受講する授業が多数存在する。そうした授業のグループワークやアクティブ・ラーニングにおいて、学生ユニットを積極的に利用する。授業内にユニットを取り入れ、グループで課題に取り組みせることで、学生同士の連帯を深めることができる。こうした必修授業は1年から3年次まで配置されており、その後4年次に

開講される教職実践演習に至るまで、継続的にユニットの存在意義が維持される。

教育実習の事前事後指導も学生ユニットを利用して行う。特にパートナー大学側の県での教育実習を希望する（富山大学の学生が石川県で実習する、あるいは金沢大学の学生が富山県で実習する）場合には、当該学生の所属ユニットと対になったパートナー大学側のユニットの担当教員が実習指導教員に加わることで、「見知らぬ教員に指導される」という不安を解消することができる。さらに、卒業研究の発表会なども、本ユニット単位で行うことが考えられる。

16-2-4 学生ユニットと科目グループ

前述したとおり、本共同教員養成課程においては教員組織と学生組織を分離する。教員は教科・免許種ないし学問領域で分けられた科目グループに属し、その主要目的は免許科目の安定的な維持である。従来、この科目グループに該当する教科・学問領域ごとの単位で学生の指導を行う体制（専修・コース制）が両大学で採用されていたが、学生同士の関わりの密度が専修・コースによって大きく異なるという欠点があった。たとえば、所属学生人数の少ない教科と多い教科では数倍の人数差もめずらしくない。多様性と「比較」の視点の獲得を学生教育の最重要項目の一つに掲げる共同教員養成課程においては、そうした格差を解消する必要があるため、科目グループと学生ユニットを分離する。

学生は希望する免許に応じて、科目グループが提供する授業を履修する。他方、卒業研究は希望免許とは別の科目グループから選択することもできる。これによって、入学時には、特別支援学校の教育について漠然と考えていたものの、大学の授業をとおして美術の教育方法を学び、特別支援学校の子どもに効果的な美術教育の方法を探究することへの関心が強くなったなどの、「変化する学生」に対応できる。

学生の所属先はユニットであるものの、同一科目グループの授業を履修する学生の間に関連が生まれ、新たなサブユニットを形成することも想定・推奨する。また、卒業研究のテーマを選択する際にも、サブユニットが生まれる可能性がある。こうして学生は同時に多数の集団に身を置くことになる。同じ科目グループの中での学生の価値観やサブユニットでの学生の価値観と、学生ユニットでの学生の価値観とを比較できることも、ユニット制の利点である。

さらに富山大学では、就職・キャリア支援センター、金沢大学では就職支援室を中心に、就職ガイダンス、キャリア支援イベント、企業説明会、官公庁説明会など学生の幅広い体験・学修の機会を設けて社会的・職業的自立を支援している。また、インターンシップも職場体験型インターンシップと企業の技術者が講師を行うタイプのインターンシップを実施しており、専門的な学びだけではなく、人として、また社会人としての総合的な力量の向上を図っている。更に同センターでは、1年間を通じて多様な就職セミナー・ガイダンスを実施しており、これらは単に就職活動を支援するだけでなく、これから社会を生き抜くための人間力の形成に結びついている。

16-3 適切な体制の整備について

本共同教員養成課程の管理運営に関し、両大学の専任教員で構成する「共同教員養

成課程連絡協議会」「共同教員養成課程運営会議」「共同教員養成課程合同教学委員会」を設置し、共同教員養成課程の編成及び実施等に係る事項を協議する。なお、共同教員養成課程の設置検討に伴い組織した専門部会（「構成・特色検討部会」「教育課程（カリキュラム）検討部会」「教育実施体制検討部会」）の機能を継承するものとし、両大学の各教科等小部会と連携を図りながら、カリキュラムをマネジメントする。

また、富山大学では、就職・キャリア支援センターにおけるセンター会議の委員には、各学部から1名の教員等が参加し、センターと学部との連携の下で社会的・職業的自立に向けた取組を推進している。新学部からも同センター会議に委員を選出し、全学との連携の下で多様なニーズに対応する。金沢大学では、全学的な体制として教育企画会議の下に「金沢大学キャリア形成支援委員会」が設置されているほか、実際の支援体制として、金沢大学就職支援室が設置されており、キャリアカウンセラーによる就職・進路相談が行われている。

富山大学教育学部共同教員養成課程

金沢大学人間社会学域学校教育学類共同教員養成課程

設置の趣旨等を記載した書類（別添資料）

目次

資料 1	共同教育課程における方針	p. 2
資料 2	共同教員養成課程カリキュラムマップ	p. 3
資料 3	共同教員養成課程の教育の特色	p. 4
資料 4-1	先進的教育科目の条件	p. 5
資料 4-2	先進的教育科目のカテゴリー	p. 6
資料 4-3	先進的教育科目の具体例	p. 7
資料 4-4	先進的教育科目一覧	p. 8
資料 5-1	共同教員養成課程の入学から卒業まで	p. 12
資料 5-2	共同教員養成課程履修モデル	p. 13
資料 5-3	小学校教諭一種免許状取得に係る科目の履修	p. 14
資料 6	パートナー大学開設科目の履修	p. 15
資料 7	共同教員養成課程における履修指導	p. 16
資料 8-1	教育実習受入承諾書	p. 17
資料 8-2	実習施設一覧	p. 29
資料 9	共同教員養成課程における教育実習・学校現場体験・学習サポート	p. 34
資料 10-1	国立大学法人富山大学職員就業規則	p. 35
資料 10-2	国立大学法人金沢大学職員就業規則	p. 48
資料 11	共同教員養成課程組織図（案）	p. 75

共同教育課程における方針

【教員養成学部が対応すべき現代の教育課題】

- 複雑化・多様化する教育問題
(不登校、学習障害、外国籍の子どもに対する支援)
- 教科横断や新分野などの新たな教育領域
(国際化、ICT支援、プログラミング教育)
- 広範な教科の専門知識の必要性
(小学校における教科担任制の導入)
- 自主性を促進する教育方法の提供
(アクティブラーニング、個に応じた支援)
- 長期的展望に立ったカリキュラム設計
(複数校種免許の取得の必要性)

その解決へ向けて

多彩な教員による現在の教育課題を見据えた

先進的な教育内容 の提供

および、きめこまやかな学生指導

複数の大学が共同運営することで
可能になる多様性のあるカリキュラム

多彩な教員による多岐にわたる
先進的教育科目を開設することで

これからの

教員養成

複雑化する教育問題に応える
「比較」する視点の涵養

先進的教育科目を中心とした新しい教員養成課程へ

- 先進的教育科目を
すべての科目区分に開設
- 先進的教育科目は
すべて「必修」

共同教員養成課程カリキュラムマップ

養成する人材像

豊かな人間性と社会性、教育への情熱と使命感を持ち、教科や教職に関する専門知識と技能を身に付け、新たな教育的課題に適切に対応できる実践力のある者

学位

学士
(教育学)

ディプロマ・ポリシー

1. 教員としての豊かな人間性と社会性、幅広い教養と知性を持ち、自己研鑽を積む態度を身に付けている。
2. 子どもへの教育的愛情と教員としての使命感、責任感、倫理観を身に付けている。
3. 幼児期から児童・青年期における発達や特性をふまえた児童生徒理解に関する知識を身に付けている。
4. 教科や教職に関する専門知識と技能を身に付けている。
5. 教育に関する理論と方法を活用し、教育実践を展開する基礎的能力を身に付けている。
6. 学校現場における現代的課題に対応した教育活動を構想することができる。
7. 学校における組織的な取り組みを理解し、学校関係者（保護者・地域住民・同僚教員・管理職など）と連携・協働する態度を身に付けている。

カリキュラム・ポリシー

1. 自己確立した社会人としての教員を養成する学修
知性と良識を備え、自己の判断基準や価値基準に基づいて自律的に行動できる社会人としての教員を養成するため、幅広い基礎的な学識を提供し、仲間との交流を通じて思考力を涵養する科目を主として1年次に配置
2. 学校教育についての理解を深める学修
校種や教科などの個別領域の学びをより効果的にするために、教育制度の概要を理解し、それぞれの学生が目指す校種や教科が教育課程上どのように位置づけられるのか、学校とは何か、子どもとは何かを、幅広い視野をもって考える科目を主として2年次に配置
3. 教員としての専門知識とその実践
学生がより現実的な教員像に到達できるように、1～2年次までに学んだことを土台にして、小学校や中学校などの校種独自の科目についての専門的な知識、その教授方法の修得、さらにはこれら二つを組み合わせた教育実践という三つの段階を効果的に学べる科目を主として3～4年次に配置
4. 現代的教育課題に挑戦する学修
これからの学校教育が必要とする新しい知識や技量の獲得に、的確に対応するための科目を先進的教育科目と総称し、各段階の学習過程に配置
5. 俯瞰して「比較」する視点を備えた教員を養成する学修
個人之力では解決が困難な教育問題に、同僚とともに取り組むときに必要な、自己と他者の意見を客観的に比較する態度や、自らの実践を言語化し説明する能力を養う科目を設定する一方で、義務教育全体を俯瞰し検討できるよう、複数の教員免許の取得が可能な科目を配置

主要な科目

教養教育科目 (富山)
共通教育科目 (金沢)

先進的教育科目
(共通領域)

教職に関する科目(旧教職)
(先進的教育科目を含む)

小学校教科指導法
(先進的教育科目を含む)

小学校教科専門
(先進的教育科目を含む)

中学校等教科指導法
(先進的教育科目を含む)

中学校等教科専門
(先進的教育科目を含む)

教育実習
学校インターンシップ等

共同教員養成課程の教育の特色



養成する人材像

豊かな人間性と社会性、教育への情熱と使命感を持ち、
教科や教職に関する専門知識と技能を身に付け、
新たな教育的課題に適切に対応できる実践力のある者



広範囲にわたる教育人材養成の
実績（富大）

広い教育的視野を備えた
社会人としての教員の養成

長年の複数免許取得カリキュラム
の実績（金大）

富山県の地域特性

- ・ 僻地とオンライン教育
- ・ 環境に関する教育

地域性と国際性を両立する
カリキュラムの展開

石川県の地域特性

- ・ 伝統文化についての教育
- ・ 国際理解のための教育

地域教育のリーダーの育成

（長期的な目標）

高い倫理観と社会性

教育への情熱・使命感

「比較」する視点の涵養

（カリキュラムの目標）

実体験を伴う豊富な知識・高い技能

様々な教育方法の探究と実践

複数の校種についての理解

一般学部として培った多様性に
富んだテーマの授業（富大）

多様化する現在の教育テーマ
を扱う先進的教育科目

よりよい教員養成を探究して生
まれた大学独自科目群（金大）

「教育実習ガイドブック」に基
づく体系的な実習指導体制

学生ユニットによる
4年間一貫の指導体制

「教師になるためのノート」を
中心に展開する学生指導体制

富山県教育委員会との連携事業

広域的な教員養成

石川県教育委員会との連携事業

先進的教育科目の条件

総合性

教科横断的・現代的・
複合領域的な課題を扱う科目



- 「SDGs教育実践演習」
- 「未来をつくる教育課程」
- 「日本文学概論（教育と文学の関係を含む）」

個別性

特別支援など
個に応じた支援を扱う科目



- 「インクルーシブ教育基礎演習」
- 「発達と教育（自己創出としての発達）」
- 「教授・学習心理学（個別最適化学習の理論と実践）」

“先進的教育科目”

教員養成科目の領域を
柔軟に越境し架橋する新しい科目

地方性

各県の教育実践や
教育課題を扱う科目



- 「富山県の教育実践」
- 「石川県の教育実践」
- 「国語科基礎（書写を含む）（地域の文学を含む）」

国際性

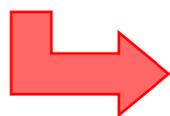
英語の教材、他国との比較、
異文化との接触を扱う科目



- 「国際化と学校教育」
- 「教職と学校」
- 「異文化理解（英語教育の中の異文化理解）」

先進的教育科目のカテゴリー

先進的教育科目のカテゴリー	内容	テーマ例
共通領域	<ul style="list-style-type: none"> □ 免許種に関わらず、教員を目指すすべての学生が学んでおくべき領域を扱ったもの。 	<ul style="list-style-type: none"> □ インクルーシブ教育、プログラミング教育、SDGs教育、国際理解教育
個別領域	教育の基礎的理解や生徒指導法等に関する科目（旧教職科目） <ul style="list-style-type: none"> □ 教育の基礎的理解に関する科目で、とりわけ現代の課題に焦点を当てたもの。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 現代の教育問題と教育史、現代の学級経営と司法制度
	小学校 教科指導法 <ul style="list-style-type: none"> □ 両県の小学校の教育実践に焦点を当て、共同課程の学生が、地域の教育の特性を学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 石川県の教育実践、富山県の教育実践
	小学校 教科専門 <ul style="list-style-type: none"> □ 小学校教科の中でも現代的な課題に焦点を当てた内容のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 国語教材の比較研究、算数教材と教育方法の考え方
	中学校等 教科指導法 <ul style="list-style-type: none"> □ 両県の中学校の教育実践に焦点を当て、共同課程の学生が、地域の教育の特性を学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 石川県の教育実践、富山県の教育実践
	中学校等 教科専門 <ul style="list-style-type: none"> □ 中学校教科専門の中でも現代的な課題に焦点を当てた内容のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 英語文学と現代の教科書、英語教育の中の異文化理解
	特別支援教育 <ul style="list-style-type: none"> □ 特別支援教育領域科目の中でも現代的な課題に焦点を当てた内容のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 特別支援教育と教育・医療・福祉の機関連携



“共通領域”



免許種類に応じた
“個別領域”



**現代的な教育課題に
対応できる教員の養成**

先進的教育科目の具体例



富山大学が開設する先進的教育科目

のべ149科目

選択する免許種に応じて全て必修科目



金沢大学が開設する先進的教育科目

先進的教育科目（共通領域）

- インクルーシブ教育基礎演習 I
- 遠隔教育実践論
- 小学校プログラミング教育の理論と実践 I
- 富山県の教育実践 I

全学生必修

- 中学校・高等学校の特別支援教育 I
- 国際化と学校教育 I
- SDGs教育実践演習 I
- 石川県の教育実践 I

教育の基礎的理解に関する科目等

- 教職とこれからの教育
- 教授・学習心理学（個別最適化学習の理論と実践）
- 未来をつくる教育課程

全学生必修

- 教育制度概論（就学保障と学校安全）
- 発達と教育（自己創出としての発達）
- 現在をつくる教育課程

小学校 教科指導法

- 「富山県の教育実践」として共通領域で設定

全学生必修

- 「石川県の教育実践」として共通領域で設定

小学校 教科専門

- 国語科基礎 A（書写を含む）（低・中学年の国語科と現代の教育課題）
- 社会科基礎 A（中学年の社会科と現代の教育課題）
- 家庭科基礎 A（住居・食物と現代の教育課題）

全学生必修

- 国語科基礎 B（書写を含む）（地域の文学を含む）
- 社会科基礎 B（高学年の社会科と現代の教育課題）
- 家庭科基礎 B（被服・家庭経営と現代の教育課題）

中学校等 教科指導法

- 数学科教育法 I（富山県の教育実践を含む）
- 英語科教育法 I（富山県の教育実践を含む）

免許種に応じて必修

- 数学科教育法 III（石川県の教育実践含む）
- 英語科教育法 III（石川県の教育実践含む）

中学校等 教科専門

- 理科内容 C（生物共通性概論と現代理科教育）
- 保育内容総論（保育実践を巡る最新動向を含む）

免許種に応じて必修

- 理科内容 B（無機化学概論と現代理科教育）
- 保育内容(表現)（表現に関する現代的課題を含む）

特別支援教育

- 肢体不自由児の心理・生理・病理 I（教育・医療・福祉の機関連携を含む）

免許種に応じて必修

- 聴覚障害の心理・生理・病理 I（教育・医療・福祉の機関連携を含む）

先進的教育科目一覧

先進的教育科目はすべて、以下の4つの観点のいずれか又は複数の内容を有している。

総合性：教科横断的・現代的・複合領域的な課題を扱う科目

個別性：特別支援など個に応じた支援を扱う科目

地域性：各県の教育実践や教育課題を扱う科目

国際性：英語の教材、他国との比較、異文化との接触を扱う科目

履修対象	科目区分	授業科目の名称	開設大学	先進性の分類			
				総合性	個別性	地域性	国際性
全学生	共通領域	インクルーシブ教育基礎演習Ⅰ	富山大学		○		
		インクルーシブ教育基礎演習Ⅱ	富山大学		○		
		中学校・高等学校の特別支援教育Ⅰ	金沢大学		○		
		中学校・高等学校の特別支援教育Ⅱ	金沢大学		○		
		遠隔教育実践論	富山大学	○			
		遠隔教育実践演習	富山大学	○			
		小学校プログラミング教育の理論と実践Ⅰ	富山大学	○			
		小学校プログラミング教育の理論と実践Ⅱ	富山大学	○			
		石川県の教育実践Ⅰ	金沢大学			○	
		石川県の教育実践Ⅱ	金沢大学			○	
		富山県の教育実践Ⅰ	富山大学			○	
		富山県の教育実践Ⅱ	富山大学			○	
		国際化と学校教育Ⅰ	金沢大学				○
		国際化と学校教育Ⅱ	金沢大学				○
		SDGs教育実践演習Ⅰ	金沢大学	○		○	
		SDGs教育実践演習Ⅱ	金沢大学	○		○	
	教育に関する基礎的科目理解に	教職とこれからの教育	富山大学	○		○	
		教職と学校	金沢大学	○			
		教育経営概論（教育改革と学校経営）	富山大学	○		○	
		教育制度概論（就学保障と学校安全）	金沢大学	○			○
		教授・学習心理学（個別最適化学習の理論と実践）	富山大学		○		
		発達と教育（自己創出としての発達）	金沢大学		○		
		未来をつくる教育課程	富山大学	○			
		現在をつくる教育課程	金沢大学	○			○
		教育技術学	富山大学	○			
		教育方法探究	金沢大学	○			
	小学校の専門的科事に	国語科基礎A（書写を含む）（低・中学年の国語科と現代の教育課題）	富山大学			○	
		国語科基礎B（書写を含む）（地域の文学を含む）	金沢大学			○	
		社会科基礎A（中学年の社会科と現代の教育課題）	富山大学	○		○	
		社会科基礎B（高学年の社会科と現代の教育課題）	金沢大学	○		○	
		家庭科基礎A（住居・食物と現代の教育課題）	富山大学	○			
		家庭科基礎B（被服・家庭経営と現代の教育課題）	金沢大学	○			
	幼稚園免許選択者	幼児教育	幼児と人間関係（社会性のつまずきと支援の現代的課題）	富山大学	○	○	
幼児と人間関係（社会性の発達と現代的課題）			金沢大学	○	○		
保育内容総論（保育実践を巡る最新動向を含む）			富山大学	○			
保育内容（健康）（健康に関する現代的課題を含む）			金沢大学	○			
健康の指導法（現代的課題を踏まえた富山などの地域の保育実践と最新指導事例を含む）			富山大学			○	
保育内容（環境）（環境に関する現代的課題を含む）			金沢大学	○			
環境の指導法（現代的課題を踏まえた石川などの地域の保育実践と最新指導事例を含む）			金沢大学	○		○	
保育内容（言葉）（言葉に関する現代的課題を含む）			金沢大学	○			
言葉の指導法（現代的課題を踏まえた富山などの地域の保育実践と最新指導事例を含む）			富山大学	○		○	
保育内容（表現）（表現に関する現代的課題を含む）			金沢大学	○			
表現の指導法（現代的課題を踏まえた富山などの地域の保育実践と最新指導事例を含む）			富山大学	○		○	

履修対象	科目区分	授業科目の名称	開設大学	先進性の分類			
				総合性	個別性	地域性	国際性
特別支援学校免許選択者	特別支援教育	特別支援教育基礎論Ⅰ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学		○	○	
		特別支援教育基礎論Ⅱ（富山県の教育実践を含む）	富山大学		○	○	
		肢体不自由児の心理・生理・病理Ⅰ（教育・医療・福祉の機関連携を含む）	富山大学	○	○		
		肢体不自由児の心理・生理・病理Ⅱ（教育・医療・福祉の機関連携を含む）	富山大学	○	○		
		病弱児の心理・生理・病理Ⅰ（教育・医療・福祉の機関連携を含む）	富山大学	○	○		
		病弱児の心理・生理・病理Ⅱ（教育・医療・福祉の機関連携を含む）	富山大学	○	○		
		聴覚障害の心理・生理・病理Ⅰ（教育・医療・福祉の機関連携を含む）	金沢大学	○	○		
		聴覚障害の心理・生理・病理Ⅱ（教育・医療・福祉の機関連携を含む）	金沢大学	○	○		
		肢体不自由教育論Ⅰ（教育の現代的課題を含む）	金沢大学	○	○		
		肢体不自由教育論Ⅱ（教育の現代的課題を含む）	金沢大学	○	○		
中学国語免許選択者	国語教育	日本語表現Ⅰ（言語指導におけるデータと理論の融合）	富山大学	○			
		日本語表現Ⅱ（言語指導におけるデータと理論の融合）	富山大学	○			
		日本文学概論Ⅰ（教育と文学の関係を含む）	富山大学	○			
		日本文学概論Ⅱ（国語教科書と文学理論）	富山大学	○			
		日本文学史Ⅰ（教育上の現代的課題を含む）	金沢大学	○			
		日本文学史Ⅱ（教育上の現代的課題を含む）	金沢大学	○			
		漢文学概論Ⅰ（教育上の現代的課題を含む）	金沢大学	○			
		漢文学概論Ⅱ（教育上の現代的課題を含む）	金沢大学	○			
		国語科教育法Ⅰ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		国語科教育法Ⅱ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		国語科教育法Ⅲ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
国語科教育法Ⅳ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○			
中学社会免許選択者	社会科教育	西洋史学概論Ⅰ（現代的課題を踏まえて）	富山大学	○			○
		西洋史学概論Ⅱ（現代的課題を踏まえて）	富山大学	○			○
		政治学概論Ⅰ（現代的課題を含む）	富山大学	○			
		政治学概論Ⅱ（現代的課題を含む）	富山大学	○			
		社会学概論Ⅰ（現代的課題を含む）	富山大学	○			
		社会学概論Ⅱ（現代的課題を含む）	富山大学	○			
		哲学概論Ⅰ（哲学と現代的教育状況）	金沢大学	○			○
		哲学概論Ⅱ（哲学と現代的教育状況）	金沢大学	○			○
		倫理学Ⅰ（現代応用倫理学を含む）	金沢大学	○			○
		倫理学Ⅱ（現代応用倫理学を含む）	金沢大学	○			○
		社会科・地歴科教育法Ⅰ（北陸の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		社会科・地歴科教育法Ⅱ（北陸の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		社会科・公民科教育法Ⅰ（北陸の教育実践を含む）	富山大学			○	
		社会科・公民科教育法Ⅱ（北陸の教育実践を含む）	富山大学			○	
中学数学免許選択者	数学教育	線形代数学概論Ⅰ（代数と現代の数学教育を含む）	富山大学	○			
		線形代数学概論Ⅱ（代数と現代の数学教育を含む）	富山大学	○			
		幾何学概論Ⅰ（幾何学と現代の数学教育を含む）	金沢大学	○			
		幾何学概論Ⅱ（幾何学と現代の数学教育を含む）	金沢大学	○			
		確率論概論（確率論と現代の数学教育を含む）	金沢大学	○			
		統計学概論（統計学と現代の数学教育を含む）	金沢大学	○			
		コンピュータ概論Ⅰ（授業への応用を含む）	富山大学	○			
		コンピュータ概論Ⅱ（授業への応用を含む）	富山大学	○			
		数学科教育法Ⅰ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
		数学科教育法Ⅱ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
		数学科教育法Ⅲ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		数学科教育法Ⅳ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	

履修対象	科目区分	授業科目の名称	開設大学	先進性の分類			
				総合性	個別性	地域性	国際性
中学理科免許選択者	理科教育	理科内容A（力学概論と現代理科教育）	富山大学	○			
		理科内容A（電磁気学概論と現代理科教育）	金沢大学	○			
		理科内容B（無機化学概論と現代理科教育）	金沢大学	○			
		理科内容B（物理化学概論と現代理科教育）	富山大学	○			
		理科内容C（生物共通性概論と現代理科教育）	富山大学	○			
		理科内容C（生物多様性概論と現代理科教育）	金沢大学	○			
		理科内容D（地球環境科学概論と現代理科教育）	富山大学	○			
		理科内容D（地球物質科学概論と現代理科教育）	金沢大学	○			
		理科教育法Ⅰ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		理科教育法Ⅱ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		理科教育法Ⅲ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
		理科教育法Ⅳ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
中学音楽免許選択者	音楽教育	音楽科教育法Ⅰ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		音楽科教育法Ⅱ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		音楽科教育法Ⅲ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
		音楽科教育法Ⅳ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
中学美術免許選択者	美術教育	絵画基礎Ⅰ（映像メディア表現・現代美術表現を含む）	金沢大学	○			
		絵画基礎Ⅱ（映像メディア表現・現代美術表現を含む）	富山大学	○			○
		彫刻基礎Ⅰ（現代美術表現を含む）	金沢大学	○			
		彫刻基礎Ⅱ（現代美術表現を含む）	富山大学	○			
		デザイン基礎Ⅰ（映像メディア表現・現代美術表現を含む）	金沢大学	○			
		デザイン基礎Ⅱ（映像メディア表現・現代美術表現を含む）	富山大学	○			
		美術科教育法Ⅰ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		美術科教育法Ⅱ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		美術科教育法Ⅲ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
美術科教育法Ⅳ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○			
中学保健体育免許選択者	保健体育	スポーツ心理学Ⅰ（最新教育課題を含む）	富山大学	○			
		スポーツ心理学Ⅱ（最新教育課題を含む）	富山大学	○			
		運動生理学Ⅰ（海外の先端事情を含む）	金沢大学				○
		運動生理学Ⅱ（海外の先端事情を含む）	金沢大学				○
		学校保健Ⅰ（教科横断で取り組む学校保健）	金沢大学	○			
		学校保健Ⅱ（教科横断で取り組む学校保健）	金沢大学	○			
		保健体育科教育法Ⅰ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		保健体育科教育法Ⅱ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		保健体育科教育法Ⅲ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
		保健体育科教育法Ⅳ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
中学家庭免許選択者	家政教育	家庭経営学Ⅰ（家庭経済学と消費者市民社会の形成を含む）	金沢大学	○			
		家族関係学（多様な家族と家庭科教育）	金沢大学	○			
		被服学概論Ⅰ（現代の衣生活の諸問題を含む）	金沢大学	○			
		食物学概論Ⅰ（栄養学、食品学及び現代の栄養課題を含む）	富山大学	○			
		食物学概論Ⅱ（栄養学、食品学を含む）	富山大学	○			
		調理実習（地域の食文化比較を含む）	富山大学			○	
		住居学Ⅱ（製図及び富山石川の住宅比較を含む）	富山大学			○	
		保育学概論Ⅰ（現代の保育学の諸問題を含む）	金沢大学	○			
		家庭科教育法Ⅰ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
		家庭科教育法Ⅱ（富山県の教育実践を含む）	富山大学			○	
		家庭科教育法Ⅲ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	
		家庭科教育法Ⅳ（石川県の教育実践を含む）	金沢大学			○	

履修対象	科目区分	授業科目の名称	開設大学	先進性の分類			
				総合性	個別性	地域性	国際性
中学英語免許選択者	英語教育	英語学概論Ⅰ(文法と現在の英語教育)	富山大学	○			○
		英語学概論Ⅱ(文法と現在の英語教育)	富山大学	○			○
		英語文学概論Ⅰ(イギリス文学と現在の英語教育)	金沢大学	○			○
		英語文学概論Ⅱ(アメリカ文学と現在の英語教育)	金沢大学	○			○
		異文化理解Ⅰ(英語教育の中の異文化理解)	富山大学				○
		異文化理解Ⅱ(英語教育の中の異文化理解)	富山大学				○
		英語科教育法Ⅰ(富山県の教育実践を含む)	富山大学			○	
		英語科教育法Ⅱ(富山県の教育実践を含む)	富山大学			○	
		英語科教育法Ⅲ(石川県の教育実践を含む)	金沢大学			○	
		英語科教育法Ⅳ(石川県の教育実践を含む)	金沢大学			○	

共同教員養成課程の入学から卒業まで



所属大学のキャンパスで、卒業に必要なすべての授業が受講可能*

特徴

教員による両キャンパスでの同一内容の対面講義や、
双方向遠隔授業システムの活用によって、
自大学にいながら、パートナー大学開設の授業を履修

* ただし、合同合宿など、一部の授業を除く

【取得できる免許】

- 小学校教諭免許
- 幼稚園教諭免許
- 中学校教諭免許

国語、数学、社会、理科、音楽*、
美術、保健体育、家庭、英語

*音楽科免許科目はおもに金沢キャンパスで開講

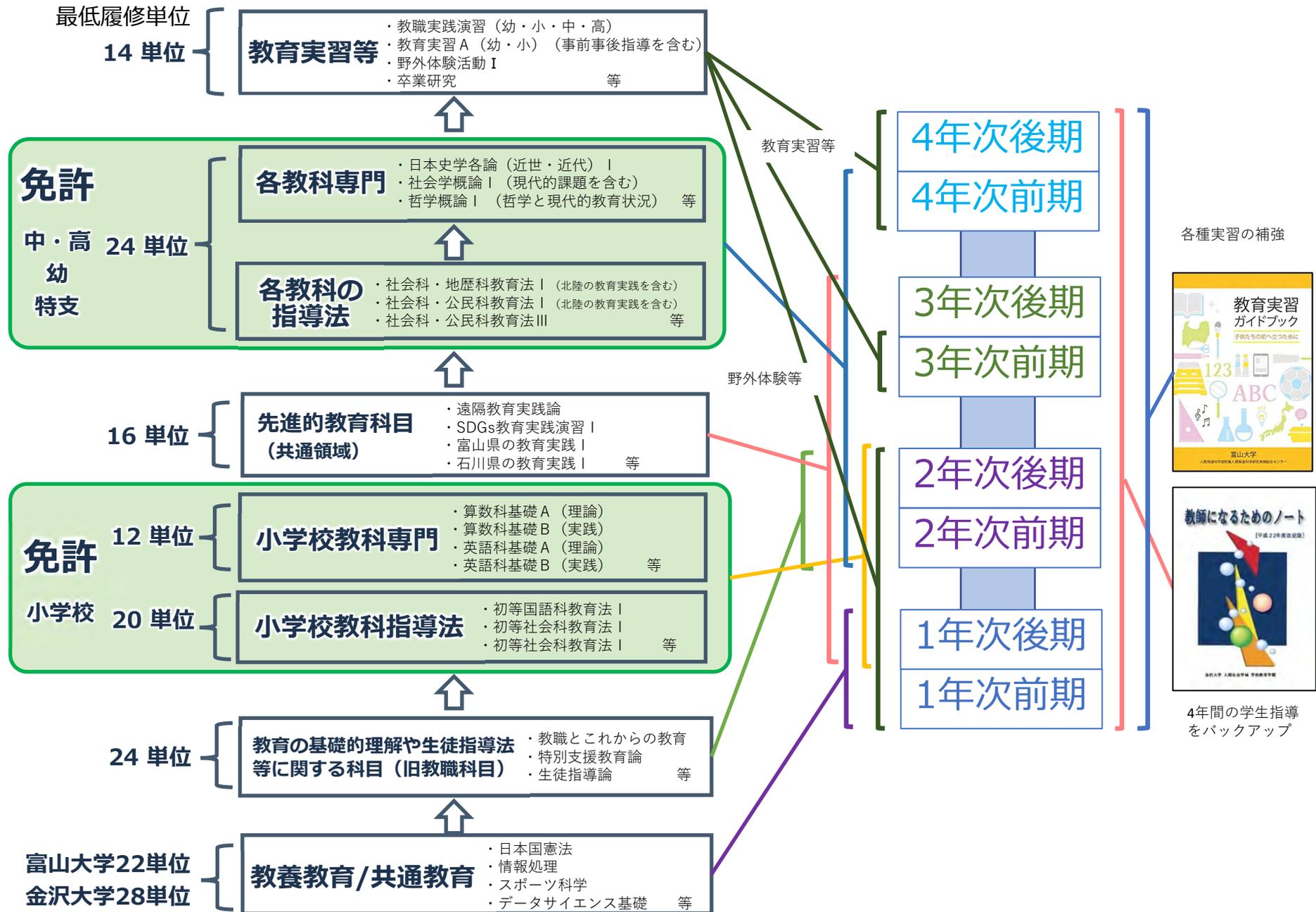
- 高等学校教諭免許
国語、数学、地理歴史、公民、理科、
音楽*、美術、保健体育、家庭、英語

- 特別支援学校教諭免許

・保育士資格**

**保育士資格科目は富山キャンパスのみで開講

履修モデル



(注) 赤字の授業科目は先進的教育科目、青字は教育実習ガイドブックに関連する教育、緑字は教師になるためのノートに関連する教育を示す。

履修年次		具体的な科目名称							
年次	時期	各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目			
		科目名称							
1年次	前期				情報処理	野外体験活動		定期面談1	
					ESP I			定期面談2	
	後期	教育の思想と歴史(西洋)	国語科基礎A(書写を含む)(低・中学年の国語科と現代の教育課題)	インクルーシブ教育基礎演習 I	ESP II				定期面談3
		教育の思想と歴史(日本)	国語科基礎B(書写を含む)(地域の文学を含む)	インクルーシブ教育基礎演習 II	健康・スポーツ/講義				
		教職と学校	家庭科基礎A(住居・食物と現代の教育課題)		日本国憲法				定期面談4
		教職とこれからの教育	家庭科基礎B(被服・家庭経営と現代の教育課題)						
	通年	学校インターンシップ I (小)	体育科基礎A						
2年次	前期	発達と教育(自己創出としての発達)	社会科基礎A(中学年の社会科と現代の教育課題)			基礎ゼミナール		定期面談5	
		特別活動とカリキュラムマネジメント	社会科基礎B(高学年の社会科と現代の教育課題)			介護等体験			
		特別活動における評価と指導の実際	算数科基礎A(低・中学年)						
		教育相談の理論	算数科基礎B(高学年)						
		教授・学習心理学(個別最適化学習の理論と実践)	理科基礎A(理論)						定期面談6
		学校カウンセリング							
	後期	初等国語科教育法 I							
		初等国語科教育法 II							
		初等家庭科教育法 I							
		初等家庭科教育法 II							
		初等体育科教育法 I							
		初等体育科教育法 II							
		特別な支援を要する子どもの理解	生活科基礎A(講義)			小学校プログラミング教育の理論と実践 I			定期面談7
		未来をつくる教育課程	英語科基礎A(理論)			小学校プログラミング教育の理論と実践 II			
		生徒指導論	図画工作科基礎A			国際化と学校教育 I			
		特別支援教育概論				国際化と学校教育 II			
		現在をつくる教育課程							
		子どもの生活とキャリア教育							定期面談8
		初等社会科教育法 I							
初等社会科教育法 II									
初等算数科教育法 I									
初等算数科教育法 II									
初等理科教育法 I									
初等理科教育法 II									
初等音楽科教育法 I									
初等音楽科教育法 II									
3年次	前期	教育実習A(幼・小)(事前事後指導を含む)				SDGs教育実践演習 I		定期面談9	
		教育経営概論(教育改革と学校経営)				SDGs教育実践演習 II			
		教育制度概論(就学保障と学校安全)							
		道徳教育論(理論)							
		道徳教育論(指導法)							
		総合的な学習の時間教育論 I							
		総合的な学習の時間教育論 II							定期面談10
		教育技術学							
		教育方法探究							
		初等生活科教育法 I							
	初等生活科教育法 II								
	初等図画工作科教育法 I								
	初等図画工作科教育法 II								
初等英語科教育法 I									
初等英語科教育法 II									
後期				遠隔教育実践論		富山県の教育実践 I		定期面談11	
				遠隔教育実践演習		富山県の教育実践 II			
				中学校・高等学校の特別支援教育 I		石川県の教育実践 I		定期面談12	
4年次	前期			中学校・高等学校の特別支援教育 II		石川県の教育実践 II		定期面談13	
								定期面談14	
後期	教職実践演習(幼・小・中・高)					卒業研究		定期面談15 定期面談16	

パートナー大学開設科目の履修

開設形態に基づく分類

先進的教育科目

一方の大学の教育資源を活用し、教育の先進的な課題等を扱う科目

特色科目

一方の大学が有する教育資源の特色を生かした内容の科目

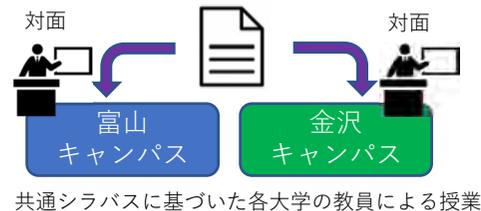
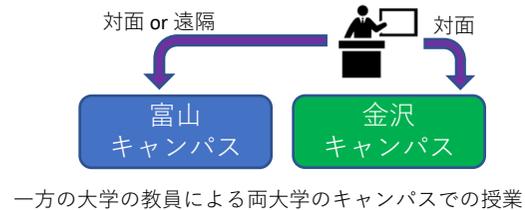
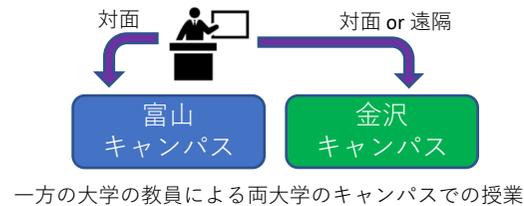
共通科目

両大学の教育資源を組み合わせた共通シラバスに基づく内容の科目

独自科目

特定科目の実験や実習他、シラバスを共有することが困難なため、各大学が独自に開講する科目

授業実施形態

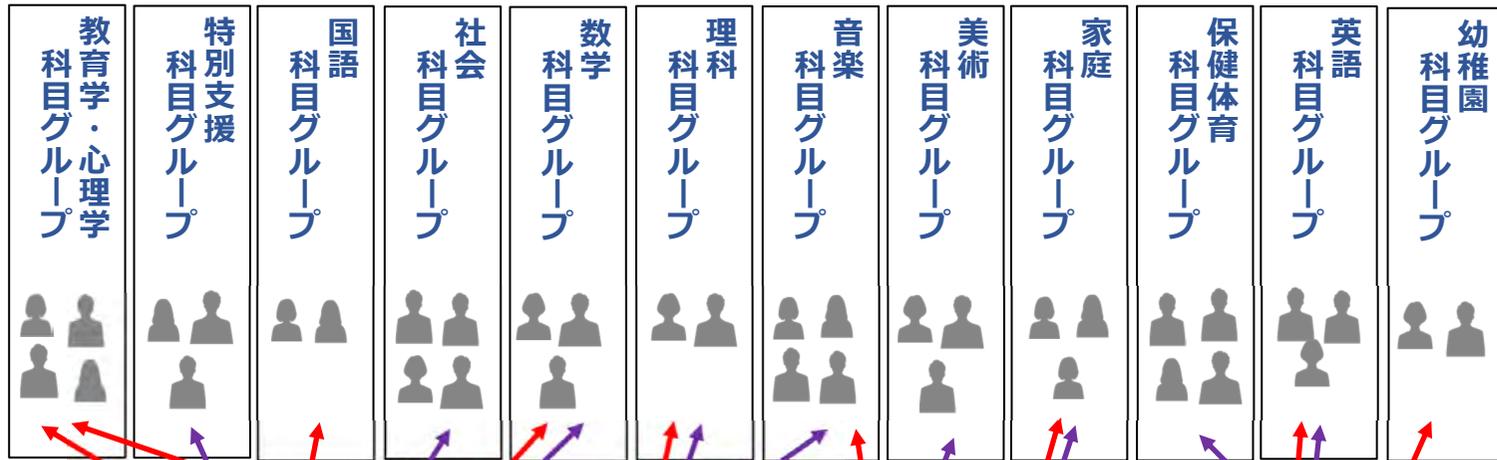


この二つのカテゴリーから、パートナー大学が開設する授業を31単位以上を修得することが卒業要件の一つになる。

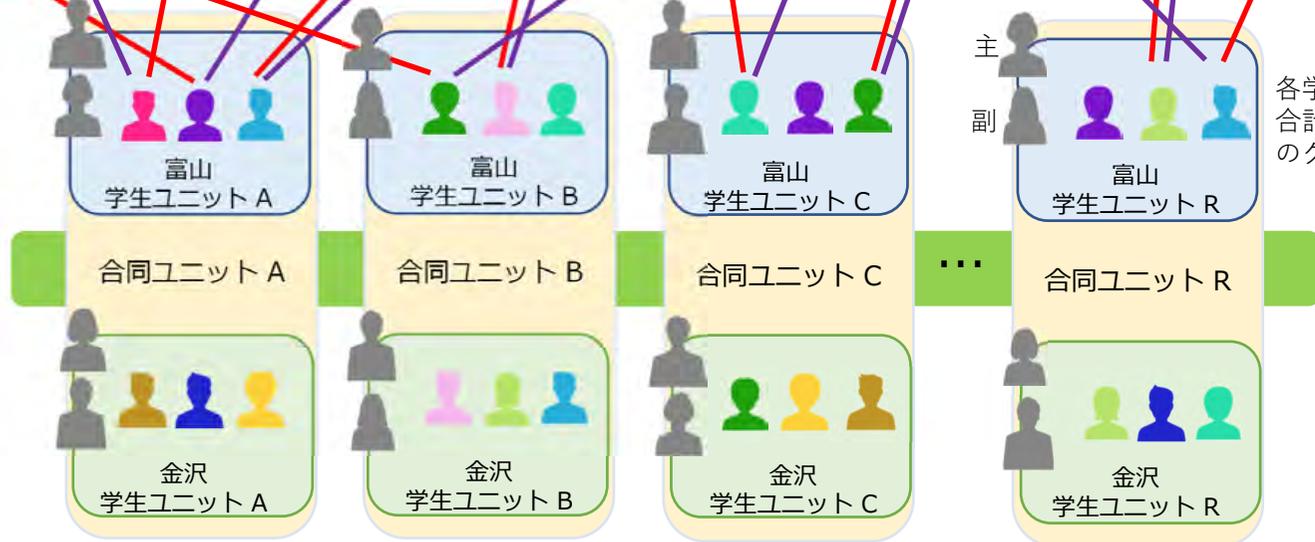


共同教員養成課程における履修指導

【教員所属】科目グループ



【学生所属】学生ユニット



アドバイス教員

主
副

各学年4~5名、
合計20名程度
のグループ



教員
グレーシルエット



学生
カラーシルエット



二枚目の免許の選択



卒業研究のテーマ選択

(本図では金沢学生グループの矢印は省略)

領域横断的な
探究テーマの
支援を強化

【資料7】

実習施設一覧

授業科目名	実習施設名	所在地	受入可能人数
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	富山大学人間発達科学部附属幼稚園	富山県富山市五艘1300	20
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	富山大学人間発達科学部附属小学校	富山県富山市五艘1300	55
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	富山市立堀川小学校	富山県富山市堀川小泉1-13-10	55
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山大学人間発達科学部附属中学校	富山県富山市五艘1300	100
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立芝園中学校	富山県富山市芝園町三丁目1-26	4
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立堀川中学校	富山県富山市堀川小泉町一丁目21-15	2
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立東部中学校	富山県富山市長江新町四丁目4-60	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立西部中学校	富山県富山市五福130	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立南部中学校	富山県富山市西田地方町二丁目10-10	2
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立北部中学校	富山県富山市東富山寿町二丁目4-52	2
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立新庄中学校	富山県富山市荒川五丁目4-18	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立岩瀬中学校	富山県富山市連町四丁目3-10	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立山室中学校	富山県富山市山室30-1	2
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立奥田中学校	富山県富山市奥井町25-10	3
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立大泉中学校	富山県富山市大泉東町二丁目11-26	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立月岡中学校	富山県富山市中布目156	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立呉羽中学校	富山県富山市呉羽町6662	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立水橋中学校	富山県富山市水橋館町443	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立三成中学校	富山県富山市水橋石割70	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立和合中学校	富山県富山市布目3967	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立興南中学校	富山県富山市下熊野728	2
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立藤ノ木中学校	富山県富山市日俣222	2
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立大沢野中学校	富山県富山市八木山550	2
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立上滝中学校	富山県富山市中滝160	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立八尾中学校	富山県富山市八尾町福島上野250	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立杉原中学校	富山県富山市八尾町大杉84	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立速星中学校	富山県富山市婦中町板倉345-1	3
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立城山中学校	富山県富山市婦中町河原町561-5	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立山田中学校	富山県富山市山田北山41	2
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	富山市立楡原中学校	富山県富山市楡原405	1
教育実習 B (小)	富山大学人間発達科学部附属小学校	富山県富山市五艘1300	55
教育実習 B (小)	富山市立堀川小学校	富山県富山市堀川小泉1-13-10	55
教育実習 B (中・高)	富山大学人間発達科学部附属中学校	富山県富山市五艘1300	100
教育実習 B (中・高)	富山市立芝園中学校	富山県富山市芝園町三丁目1-26	4
教育実習 B (中・高)	富山市立堀川中学校	富山県富山市堀川小泉町一丁目21-15	2
教育実習 B (中・高)	富山市立東部中学校	富山県富山市長江新町四丁目4-60	1
教育実習 B (中・高)	富山市立西部中学校	富山県富山市五福130	1
教育実習 B (中・高)	富山市立南部中学校	富山県富山市西田地方町二丁目10-10	2
教育実習 B (中・高)	富山市立北部中学校	富山県富山市東富山寿町二丁目4-52	2
教育実習 B (中・高)	富山市立新庄中学校	富山県富山市荒川五丁目4-18	1
教育実習 B (中・高)	富山市立岩瀬中学校	富山県富山市連町四丁目3-10	1
教育実習 B (中・高)	富山市立山室中学校	富山県富山市山室30-1	2
教育実習 B (中・高)	富山市立奥田中学校	富山県富山市奥井町25-10	3
教育実習 B (中・高)	富山市立大泉中学校	富山県富山市大泉東町二丁目11-26	1
教育実習 B (中・高)	富山市立月岡中学校	富山県富山市中布目156	1
教育実習 B (中・高)	富山市立呉羽中学校	富山県富山市呉羽町6662	1
教育実習 B (中・高)	富山市立水橋中学校	富山県富山市水橋館町443	1
教育実習 B (中・高)	富山市立三成中学校	富山県富山市水橋石割70	1
教育実習 B (中・高)	富山市立和合中学校	富山県富山市布目3967	1
教育実習 B (中・高)	富山市立興南中学校	富山県富山市下熊野728	2
教育実習 B (中・高)	富山市立藤ノ木中学校	富山県富山市日俣222	2
教育実習 B (中・高)	富山市立大沢野中学校	富山県富山市八木山550	2
教育実習 B (中・高)	富山市立上滝中学校	富山県富山市中滝160	1
教育実習 B (中・高)	富山市立八尾中学校	富山県富山市八尾町福島上野250	1
教育実習 B (中・高)	富山市立杉原中学校	富山県富山市八尾町大杉84	1
教育実習 B (中・高)	富山市立速星中学校	富山県富山市婦中町板倉345-1	3
教育実習 B (中・高)	富山市立城山中学校	富山県富山市婦中町河原町561-5	1
教育実習 B (中・高)	富山市立山田中学校	富山県富山市山田北山41	2
教育実習 B (中・高)	富山市立楡原中学校	富山県富山市楡原405	1
教育実習 B (特別支援)	富山大学人間発達科学部附属特別支援学校	富山県富山市五艘1300	20
教育実習 B (幼)	富山大学人間発達科学部附属幼稚園	富山県富山市五艘1300	20

授業科目名	実習施設名	所在地	受入可能人数
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属幼稚園	石川県金沢市平和町1-1-15	10
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校	石川県金沢市平和町1-1-15	55
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立泉小学校	石川県金沢市弥生1-26-1	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立中村町小学校	石川県金沢市中村町26-12	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立十一屋小学校	石川県金沢市十一屋町3番45号	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立泉野小学校	石川県金沢市緑が丘4番64号	3
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立犀桜小学校	石川県金沢市新野町3丁目25	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立小立野小学校	石川県金沢市小立野4丁目7番7号	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立兼六小学校	石川県金沢市兼六元町7-15	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立中央小学校	石川県金沢市長町1丁目10番35号	3
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立中央小学校芳齋分校	石川県金沢市長町1丁目10番35号	
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立長田町小学校	石川県金沢市長田1-5-40	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立明成小学校	石川県金沢市瓢箪町5-48	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立諸江町小学校	石川県金沢市北安江2-25-1	3
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立馬場小学校	石川県金沢市東山3-9-30	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立森山町小学校	石川県金沢市森山2丁目13-50	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立浅野町小学校	石川県金沢市京町35-1	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立小坂小学校	石川県金沢市小坂中142	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立千坂小学校	石川県金沢市千木1丁目125番地	3
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立夕日寺小学校	石川県金沢市東長江町に17番地	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立大浦小学校	石川県金沢市大浦町又87番地	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立浅野川小学校	石川県金沢市須崎町42番地	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立鞍月小学校	石川県金沢市南新保町リ27-1	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立粟崎小学校	石川県金沢市粟崎町へ78番地	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立大野町小学校	石川県金沢市大野町1-15	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立金石町小学校	石川県金沢市金石北4丁目1番1号	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立大徳小学校	石川県金沢市松村6丁目200	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立戸板小学校	石川県金沢市戸板1丁目1番地	3
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立緑小学校	石川県金沢市みどり1丁目166	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立押野小学校	石川県金沢市八日市1丁目176番地	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立米丸小学校	石川県金沢市東力町=155番地	3
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立三馬小学校	石川県金沢市久安6丁目154番地	3
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立富樫小学校	石川県金沢市山科3丁目6番60号	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立額小学校	石川県金沢市額乙丸町イ41	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立内川小学校	石川県金沢市別所町甲18	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立犀川小学校	石川県金沢市末町2の148	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立湯涌小学校	石川県金沢市湯涌荒屋町23	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立田上小学校	石川県金沢市田上の里2丁目1	4
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立医王山小学校	石川県金沢市二俣町さ21番地	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立森本小学校	石川県金沢市南森本町イ111	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立花園小学校	石川県金沢市今町又34	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立不動寺小学校	石川県金沢市不動寺町イ33	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立三谷小学校	石川県金沢市宮野町=277	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立南小立野小学校	石川県金沢市涌波2丁目5番1号	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立伏見台小学校	石川県金沢市窪5丁目335	4
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立扇台小学校	石川県金沢市馬替1-34	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立木曳野小学校	石川県金沢市木曳野1丁目1番地	3
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立三和小学校	石川県金沢市矢木1丁目74番地	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立長坂台小学校	石川県金沢市長坂3-14-1	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立新神田小学校	石川県金沢市新神田1-10-58	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立西南部小学校	石川県金沢市八日市出町304番地	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立米泉小学校	石川県金沢市米泉町4丁目133番地2号	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立四十万小学校	石川県金沢市四十万3丁目186	3
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立西小学校	石川県金沢市駅西新町3-15-1	2
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立安原小学校	石川県金沢市福増町北1087番地	1
教育実習 A (幼・小) (事前事後指導を含む)	金沢市立杜の里小学校	石川県金沢市若松町3-282	2
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校	石川県金沢市平和町1-1-15	55
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立泉中学校	石川県金沢市弥生1丁目26番1号	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立野田中学校	石川県金沢市若草町1-23	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立城南中学校	石川県金沢市城南1丁目24番1号	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立紫錦台中学校	石川県金沢市飛梅町3番30号	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立兼六中学校	石川県金沢市田井町12-12	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立小将町中学校・小将町中学校特学分校	石川県金沢市小将町1番15号	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立高岡中学校	石川県金沢市新神田1丁目10番1号	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立鳴和中学校	石川県金沢市鳴和2丁目10番60号	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立長田中学校	石川県金沢市二宮町1-1	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立浅野川中学校	石川県金沢市諸江町下2388番地	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立金石中学校	石川県金沢市金石東1-13-1	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立芝原中学校	石川県金沢市湯涌荒屋町23	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立西南部中学校	石川県金沢市新保本1丁目149番地	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立内川中学校	石川県金沢市別所町甲18	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立犀生中学校	石川県金沢市末町10-4	1
教育実習 A (中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立医王山中学校	石川県金沢市二俣町さ21番地	1

授業科目名	実習施設名	所在地	受入可能人数
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立森本中学校	石川県金沢市弥勒町ヨ 2 2 番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立額中学校	石川県金沢市額乙丸町イ7番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立高尾台中学校	石川県金沢市高尾台1丁目128番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立緑中学校	石川県金沢市みどり2丁目3番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立港中学校	石川県金沢市近岡町217	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立北鳴中学校	石川県金沢市小坂町北95番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立大徳中学校	石川県金沢市観音堂町ト-35番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	金沢市立清泉中学校	石川県金沢市泉本町3-3	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校	石川県金沢市平和町1-1-15	3
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立大聖寺実業高等学校	石川県加賀市熊坂町ヲ77番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立大聖寺高等学校	石川県加賀市大聖寺永町33番地1	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立加賀高等学校	石川県立加賀市動橋町ム53番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立小松商業高等学校	石川県小松市希望丘10番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立小松工業高等学校	石川県立小松市打越町丙67番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立小松高等学校	石川県小松市丸内町二ノ丸15番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立小松明峰高等学校	石川県小松市平面町ヘ72番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立寺井高等学校	石川県能美市吉光町ト90番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県鶴来高等学校	石川県白山市月橋町710番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立松任高等学校	石川県白山市馬場1丁目100番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立翠星高等学校	石川県白山市三浦町500番地1	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立野々市明倫高等学校	石川県野々市市下林3丁目309番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立金沢錦丘高等学校	石川県金沢市窪6丁目218番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立金沢泉丘高等学校	石川県金沢市泉野出町3丁目10番10号	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立金沢二水高等学校	石川県金沢市緑が丘20番15号	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立金沢伏見高等学校	石川県金沢市米泉町5丁目85番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立金沢辰巳丘高等学校	石川県金沢市末町ニ18番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立金沢商業高等学校	石川県金沢市小立野5丁目4番1号	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立工業高等学校	石川県金沢市本多町2丁目3番6号	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立金沢桜丘高等学校	石川県金沢市大樋町16番1号	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立金沢西高等学校	石川県金沢市畝田東3丁目526番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立金沢北陵高等学校	石川県金沢市吉原町ワ21番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立金沢向陽高等学校	石川県金沢市大場町東590番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立内灘高等学校	石川県河北郡内灘町宇千鳥台3丁目1番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立津幡高等学校	石川県河北郡津幡町字加賀爪ヲ45番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立羽咋高等学校	石川県羽咋市柳橋町柳橋1番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立羽咋工業高等学校	石川県羽咋市西金屋町ク21番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立宝達高等学校	石川県羽咋郡宝達志水町今浜ト80番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立志賀高等学校	石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの170番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立七尾東雲高等学校	石川県七尾市下町戊部12の1	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立七尾高等学校	石川県七尾市西藤橋町エ1番地1	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立田鶴浜高等学校	石川県七尾市上野ヶ丘町59番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立鹿西高等学校	石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ部1番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立穴水高等学校	石川県鳳珠郡穴水町宇比ヶ丘いの33番地	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立能登高等学校	石川県鳳珠郡能登町宇津マ字106番地の7	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立門前高等学校	石川県輪島市門前町広岡5の3	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立輪島高等学校	石川県輪島市河井町18部42の2	1
教育実習 A(中・高) (事前事後指導を含む)	石川県立飯田高等学校	石川県珠洲市野々江町1字1番地	1
教育実習 B(小)	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校	石川県金沢市平和町1-1-15	55
教育実習 B(小)	金沢市立泉小学校	石川県金沢市弥生1-26-1	1
教育実習 B(小)	金沢市立中村町小学校	石川県金沢市中村町26-12	1
教育実習 B(小)	金沢市立十一屋小学校	石川県金沢市十一屋町3番45号	2
教育実習 B(小)	金沢市立泉野小学校	石川県金沢市緑が丘4番64号	3
教育実習 B(小)	金沢市立犀桜小学校	石川県金沢市新野町3丁目25	2
教育実習 B(小)	金沢市立小立野小学校	石川県金沢市小立野4丁目7番7号	2
教育実習 B(小)	金沢市立兼六小学校	石川県金沢市兼六元町7-15	2
教育実習 B(小)	金沢市立中央小学校	石川県金沢市長町1丁目10番35号	3
教育実習 B(小)	金沢市立中央小学校芳齋分校	石川県金沢市長町1丁目10番35号	3
教育実習 B(小)	金沢市立長田町小学校	石川県金沢市長田1-5-40	2
教育実習 B(小)	金沢市立明成小学校	石川県金沢市瓢箪町5-48	2
教育実習 B(小)	金沢市立諸江町小学校	石川県金沢市北安江2-25-1	3
教育実習 B(小)	金沢市立馬場小学校	石川県金沢市東山3-9-30	1
教育実習 B(小)	金沢市立森山町小学校	石川県金沢市森山2丁目13-50	2
教育実習 B(小)	金沢市立浅野町小学校	石川県金沢市京町35-1	2
教育実習 B(小)	金沢市立小坂小学校	石川県金沢市小坂中142	2
教育実習 B(小)	金沢市立千坂小学校	石川県金沢市千木1丁目125番地	3
教育実習 B(小)	金沢市立夕日寺小学校	石川県金沢市東長江町に17番地	2
教育実習 B(小)	金沢市立大浦小学校	石川県金沢市大浦町ヌ87番地	2
教育実習 B(小)	金沢市立浅野川小学校	石川県金沢市須崎町チ42番地	2
教育実習 B(小)	金沢市立鞍月小学校	石川県金沢市南新保町リ27-1	2
教育実習 B(小)	金沢市立粟崎小学校	石川県金沢市粟崎町ヘ78番地	2
教育実習 B(小)	金沢市立大野町小学校	石川県金沢市大野町1-15	1
教育実習 B(小)	金沢市立金石町小学校	石川県金沢市金石北4丁目1番1号	1
教育実習 B(小)	金沢市立大徳小学校	石川県金沢市松村6丁目200	2

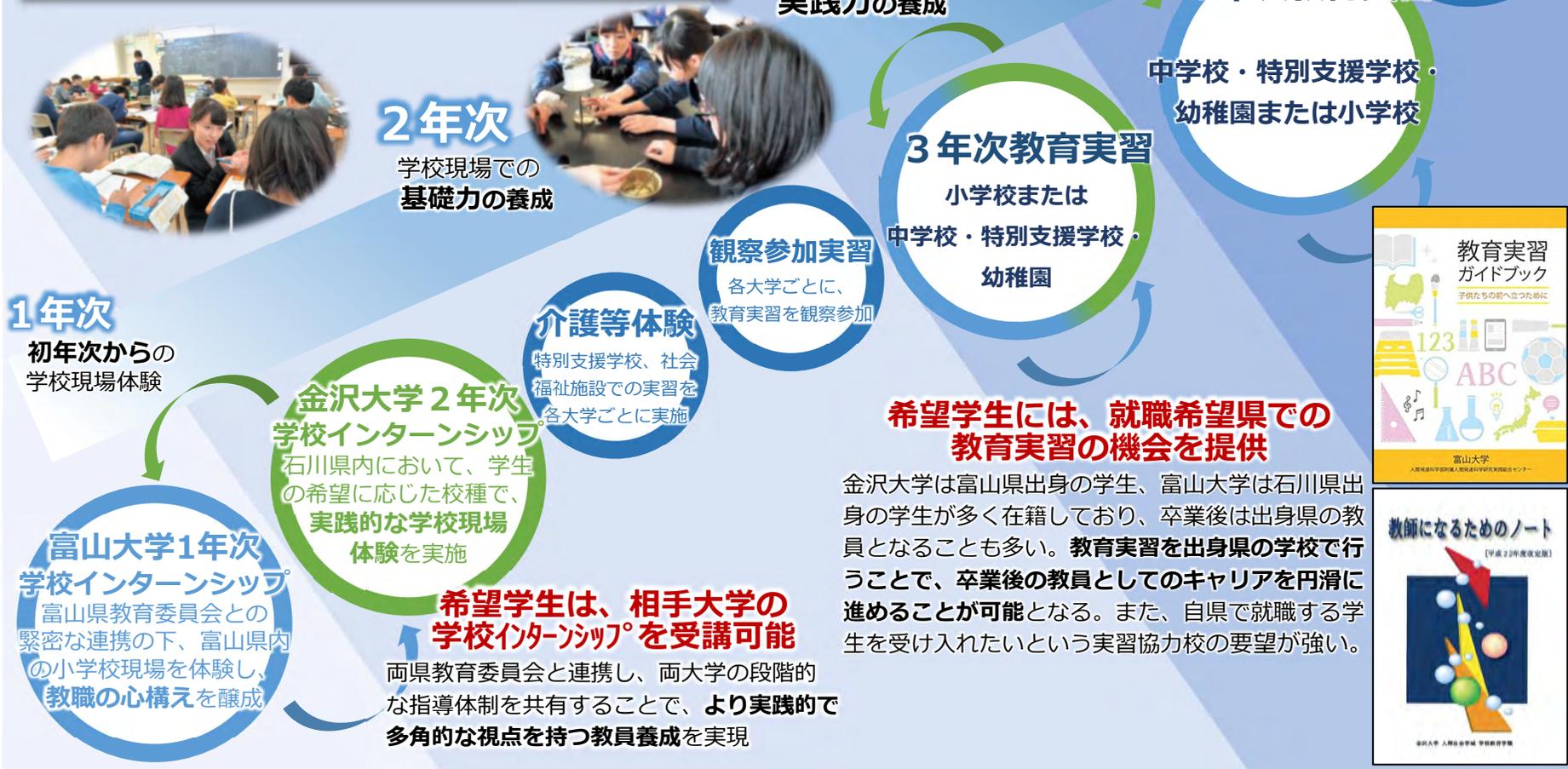
授業科目名	実習施設名	所在地	受入可能人数
教育実習B(小)	金沢市立戸板小学校	石川県金沢市戸板1丁目1番地	3
教育実習B(小)	金沢市立緑小学校	石川県金沢市みどり1丁目166	2
教育実習B(小)	金沢市立押野小学校	石川県金沢市八日市1丁目176番地	1
教育実習B(小)	金沢市立米丸小学校	石川県金沢市東力町-155番地	3
教育実習B(小)	金沢市立三馬小学校	石川県金沢市久安6丁目154番地	3
教育実習B(小)	金沢市立富樫小学校	石川県金沢市山科3丁目6番60号	2
教育実習B(小)	金沢市立額小学校	石川県金沢市額乙丸町イ41	2
教育実習B(小)	金沢市立内川小学校	石川県金沢市別所町キ18	1
教育実習B(小)	金沢市立犀川小学校	石川県金沢市末町2の148	2
教育実習B(小)	金沢市立湯涌小学校	石川県金沢市湯涌荒屋町23	1
教育実習B(小)	金沢市立田上小学校	石川県金沢市田上の里2丁目1	4
教育実習B(小)	金沢市立医王山小学校	石川県金沢市二俣町キ21番地	1
教育実習B(小)	金沢市立森本小学校	石川県金沢市南森本町イ111	2
教育実習B(小)	金沢市立花園小学校	石川県金沢市今町ヌ34	1
教育実習B(小)	金沢市立不動寺小学校	石川県金沢市不動寺町イ33	1
教育実習B(小)	金沢市立三谷小学校	石川県石川県金沢市宮野町-277	1
教育実習B(小)	金沢市立南小立野小学校	石川県金沢市涌波2丁目5番1号	2
教育実習B(小)	金沢市立伏見台小学校	石川県金沢市窪5丁目335	4
教育実習B(小)	金沢市立扇台小学校	石川県金沢市馬替1-34	2
教育実習B(小)	金沢市立木曳野小学校	石川県金沢市木曳野1丁目1番地	3
教育実習B(小)	金沢市立三和小学校	石川県金沢市矢木1丁目74番地	2
教育実習B(小)	金沢市立長坂台小学校	石川県金沢市長坂3-14-1	2
教育実習B(小)	金沢市立新神田小学校	石川県金沢市新神田1-10-58	2
教育実習B(小)	金沢市立西南部小学校	石川県金沢市八日市出町304番地	2
教育実習B(小)	金沢市立米泉小学校	石川県金沢市米泉町4丁目133番地2号	2
教育実習B(小)	金沢市立四十万小学校	石川県金沢市四十万3丁目186	3
教育実習B(小)	金沢市立西小学校	石川県金沢市駅西新町3-15-1	2
教育実習B(小)	金沢市立安原小学校	石川県金沢市福増町北1087番地	1
教育実習B(小)	金沢市立杜の里小学校	石川県金沢市若松町3-282	2
教育実習B(中・高)	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校	石川県金沢市平和町1-1-15	55
教育実習B(中・高)	金沢市立泉中学校	石川県金沢市弥生1丁目26番1号	1
教育実習B(中・高)	金沢市立野田中学校	石川県金沢市若草町1-23	1
教育実習B(中・高)	金沢市立城南中学校	石川県金沢市城南1丁目24番1号	1
教育実習B(中・高)	金沢市立紫錦台中学校	石川県金沢市飛梅町3番30号	1
教育実習B(中・高)	金沢市立兼六中学校	石川県金沢市田井町12-12	1
教育実習B(中・高)	金沢市立小将町中学校・小将町中学校特学分校	石川県金沢市小将町1番15号	1
教育実習B(中・高)	金沢市立高岡中学校	石川県金沢市新神田1丁目10番1号	1
教育実習B(中・高)	金沢市立鳴和中学校	石川県金沢市鳴和2丁目10番60号	1
教育実習B(中・高)	金沢市立長田中学校	石川県金沢市二宮町1-1	1
教育実習B(中・高)	金沢市立浅野川中学校	石川県金沢市諸江町下丁388番地	1
教育実習B(中・高)	金沢市立金石中学校	石川県金沢市金石東1-13-1	1
教育実習B(中・高)	金沢市立芝原中学校	石川県金沢市湯涌荒屋町23	1
教育実習B(中・高)	金沢市立西南部中学校	石川県金沢市新保本1丁目149番地	1
教育実習B(中・高)	金沢市立内川中学校	石川県金沢市別所町キ18	1
教育実習B(中・高)	金沢市立犀生中学校	石川県金沢市末町10-4	1
教育実習B(中・高)	金沢市立医王山中学校	石川県金沢市二俣町キ21番地	1
教育実習B(中・高)	金沢市立森本中学校	石川県金沢市弥勒町キ22番地	1
教育実習B(中・高)	金沢市立額中学校	石川県金沢市額乙丸町イ7番地	1
教育実習B(中・高)	金沢市立高尾台中学校	石川県金沢市高尾台1丁目128番地	1
教育実習B(中・高)	金沢市立緑中学校	石川県金沢市みどり2丁目3番地	1
教育実習B(中・高)	金沢市立港中学校	石川県金沢市近岡町217	1
教育実習B(中・高)	金沢市立北鳴中学校	石川県金沢市小坂町北95番地	1
教育実習B(中・高)	金沢市立大徳中学校	石川県金沢市観音堂町ト-35番地	1
教育実習B(中・高)	金沢市立清泉中学校	石川県金沢市泉本町3-3	1
教育実習B(中・高)	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校	石川県金沢市平和町1-1-15	3
教育実習B(中・高)	石川県立大聖寺実業高等学校	石川県加賀市熊坂町ヲ77番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立大聖寺高等学校	石川県加賀市大聖寺永町33番地1	1
教育実習B(中・高)	石川県立加賀高等学校	石川県立加賀市動橋町ム53番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立小松商業高等学校	石川県小松市希望丘10番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立小松工業高等学校	石川県立小松市打越町丙67番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立小松高等学校	石川県小松市丸内町二ノ丸15番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立小松明峰高等学校	石川県小松市平面町ヘ72番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立寺井高等学校	石川県能美市吉光町ト90番地	1
教育実習B(中・高)	石川県鶴来高等学校	石川県白山市市橋町710番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立松任高等学校	石川県白山市馬場1丁目100番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立翠星高等学校	石川県白山市三浦町500番地1	1
教育実習B(中・高)	石川県立野々市明倫高等学校	石川県野々市市下林3丁目309番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立金沢錦丘高等学校	石川県金沢市窪6丁目218番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立金沢泉丘高等学校	石川県金沢市泉野出町3丁目10番10号	1
教育実習B(中・高)	石川県立金沢二水高等学校	石川県金沢市緑が丘20番15号	1
教育実習B(中・高)	石川県立金沢伏見高等学校	石川県金沢市米泉町5丁目85番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立金沢辰巳丘高等学校	石川県金沢市末町-18番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立金沢商業高等学校	石川県金沢市小立野5丁目4番1号	1

授業科目名	実習施設名	所在地	受入可能人数
教育実習B(中・高)	石川県立工業高等学校	石川県金沢市本多町2丁目3番6号	1
教育実習B(中・高)	石川県立金沢桜丘高等学校	石川県金沢市大樋町16番1号	1
教育実習B(中・高)	石川県立金沢西高等学校	石川県金沢市畝田東3丁目526番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立金沢北陵高等学校	石川県金沢市吉原町721番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立金沢向陽高等学校	石川県金沢市大場町東590番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立内灘高等学校	石川県河北郡内灘町字千鳥台3丁目1番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立津幡高等学校	石川県河北郡津幡町字加賀爪745番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立羽咋高等学校	石川県羽咋市柳橋町柳橋1番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立羽咋工業高等学校	石川県羽咋市西釜屋町ク21番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立宝達高等学校	石川県羽咋郡宝達志水町今浜180番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立志賀高等学校	石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの170番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立七尾東雲高等学校	石川県七尾市下町戌部12の1	1
教育実習B(中・高)	石川県立七尾高等学校	石川県七尾市西藤橋町エ1番地1	1
教育実習B(中・高)	石川県立田鶴浜高等学校	石川県七尾市上野ヶ丘町59番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立鹿西高等学校	石川県鹿島郡中能登町能登部上7部1番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立穴水高等学校	石川県鳳珠郡穴水町字由比ヶ丘いの33番地	1
教育実習B(中・高)	石川県立能登高等学校	石川県鳳珠郡能登町字宇津マ字106番地の7	1
教育実習B(中・高)	石川県立門前高等学校	石川県輪島市門前町広岡5の3	1
教育実習B(中・高)	石川県立輪島高等学校	石川県輪島市河井町18部42の2	1
教育実習B(中・高)	石川県立飯田高等学校	石川県珠洲市野々江町1字1番地	1
教育実習B(特別支援)	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校	石川県金沢市東兼六町2-10	6
教育実習B(特別支援)	石川県立盲学校	石川県金沢市小立野5丁目3-1	2
教育実習B(特別支援)	石川県立ろう学校	石川県金沢市窪6丁目218	2
教育実習B(特別支援)	石川県立明和特別支援学校	石川県野々市市中林4丁目70	2
教育実習B(特別支援)	石川療育センター 分教室	石川県金沢市上中町イ67-2	1
教育実習B(特別支援)	石川県立いしかわ特別支援学校	石川県金沢市南森本町リ1-1	2
教育実習B(特別支援)	石川県立小松瀬領特別支援学校	石川県小松市瀬領町138-1	1
教育実習B(特別支援)	石川県立錦城特別支援学校	石川県加賀市豊町イ120-1	1
教育実習B(特別支援)	石川病院分教室	石川県加賀市手塚町サ150	1
教育実習B(特別支援)	石川県立小松特別支援学校	石川県小松市金平町丁76	1
教育実習B(特別支援)	石川県立七尾特別支援学校	石川県七尾市下町己部54	1
教育実習B(特別支援)	七尾病院分教室	石川県七尾市松百町ハ3-1	
教育実習B(特別支援)	輪島分校	石川県輪島市門前町広岡5-3	
教育実習B(特別支援)	珠洲分校	石川県珠洲市宝立町鶴岡6-20	1
教育実習B(特別支援)	石川県立医王特別支援学校	石川県金沢市岩出町ホ1	
教育実習B(特別支援)	医王病院病棟訪問教育	石川県金沢市岩出町ホ1	1
教育実習B(特別支援)	小松みどり分校	石川県小松市向本折町ヘ14-1	1
教育実習B(幼)	金沢大学人間社会学域学校教育学類附属幼稚園	石川県金沢市平和町1-1-15	10

共同教員養成課程における教育実習・学校現場体験・学習サポート

共同教員養成課程が養成する人物像

豊かな人間性と社会性、教育への情熱と使命感を持ち、
教科や教職に関する専門知識と技能を身に付け、
新たな教育的課題に適切に対応できる実践力のある人物。



国立大学法人富山大学職員就業規則

平成17年10月1日制定	平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正	平成19年10月1日改正
平成20年4月1日改正	平成20年7月8日改正
平成21年4月1日改正	平成22年4月1日改正
平成24年10月1日改正	平成26年9月9日改正
平成27年3月25日改正	平成28年2月9日改正
平成29年3月14日改正	平成29年6月27日改正
平成30年3月27日改正	平成30年11月13日改正
平成31年1月29日改正	令和元年6月25日改正
令和元年12月24日改正	令和2年1月28日改正
令和2年10月27日改正	令和3年3月9日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 任免（第5条～第24条）
 - 第1節 採用（第5条～第7条）
 - 第2節 昇任及び降任（第8条，第9条）
 - 第3節 異動（第10条）
 - 第4節 休職（第11条～第14条）
 - 第5節 退職及び解雇（第15条～第24条）
- 第3章 給与（第25条）
- 第4章 服務（第26条～第30条）
- 第5章 知的財産権（第31条）
- 第6章 労働時間，休日，休暇等（第32条～第34条）
- 第7章 研修（第35条）
- 第8章 勤務評定（第36条）
- 第9章 賞罰（第37条～第42条）
- 第10章 安全衛生（第43条）
- 第11章 出張（第44条，第45条）
- 第12章 福利・厚生（第46条）
- 第13章 災害補償（第47条～第49条）
- 第14章 退職手当（第50条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、「労働基準法」（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により，国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の就業に関して，必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この規則は、常勤の職員に適用する。

- 2 職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員、共同研究講座教員、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、及び栄養教諭の職にある者を教育職員という
- 3 契約職員、パートタイム職員、特任再雇用職員、フルタイム再雇用職員、短時間再雇用職員、外国人研究員、診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医の就業については、別に定める。

(法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(遵守遂行)

第4条 大学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、選考による。

- 2 職員の選考について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。

(労働条件の明示)

第6条 大学は、職員として採用しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(試用期間)

第7条 職員として採用された者は、採用の日から6か月間（教諭については1年間）を試用期間とする。ただし、国、地方自治体又はこれらに準ずる機関の職員から引き続き大学の職員となった者については、この限りでない。

- 2 大学は、試用期間中に職員として不適格と認めたときは、解雇することがある。
- 3 試用期間は勤続年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

第8条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

(降任)

第9条 大学は、職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることがある。

- (1) 勤務実績が悪い場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他職務に必要な適性を欠く場合
- (4) 職員自ら降任を希望して学長が承認した場合

2 前項第4号に規定する希望降任に関し、必要な事項は別に定める。

第3節 異動

(配置換・出向等)

第10条 大学は、業務上必要がある場合は、職員に対して配置換、併任又は出向（以下「配置換等」という。）を命ずることがある。ただし、教育職員については、専門の異なる配置換等は本人の同意を得るものとする。

2 前項に規定する配置換等を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

3 職員の出向について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学出向規則」による。

第4節 休職

(休職)

第11条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職とすることがある。

- (1) 負傷又は疾病により、病気休暇の期間が引き続き90日（結核性疾患の場合は1年）を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 学校、研究所、病院その他大学が指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は大学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合
- (4) 国又は独立行政法人と共同して、若しくはこれらからの委託を受けて行われる科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
- (5) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、大学の職務に従事することができないと認められる場合
- (6) 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- (7) 教諭、養護教諭又は栄養教諭が、学長の許可を受けて、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する専修免許状の取得を目的として、大学（短期大学を除く。）

の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する場合において、職務に従事することができないと認められる場合。

(8) 労働組合業務に専従する場合

(9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(10) その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 休職について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。

(休職の期間)

第12条 前条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号の休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で大学が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することがある。

2 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

3 前条第1項第6号及び第8号の休職の期間は必要に応じ、5年を超えない範囲内で大学が定める。前条第1項第6号の休職の期間が5年に満たない場合においては、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。

4 前条第1項第3号から第5号までの休職の期間が引き続き3年に達する際特に必要があると大学が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することがある。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することがある。

5 大学は、特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の休職の期間を3年を超え5年を超えない範囲内において定めることがある。この休職の期間が5年に満たない場合においては、大学は、必要に応じ、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することがある。

6 前2項の規定による前条第1項第4号の休職及び第4項の規定による前条第1項第5号の休職の期間が引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると大学が認めたときは、必要に応じ、これを更新することがある。

(復職)

第13条 大学は、前条の休職の期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めた場合には、復職を命ずる。ただし、第11条第1項第1号の休職については、職員が休職の期間の満了までに復職を願い出て、医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命ずる。

2 前項の場合、大学は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職中の身分)

第14条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第5節 退職及び解雇

(退職)

第 15 条 職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 自己都合により退職を願い出て大学から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。
- (4) 第 12 条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。

(自己都合による退職手続)

第 16 条 職員は、自己都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により 30 日前までに退職願を提出できない場合は、14 日前までにこれを提出しなければならない。

2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(定年)

第 17 条 職員（特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員を除く。）は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

2 前項の定年は、年齢 60 年とする。ただし、教育職員（副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭は除く。）の定年は、年齢 65 年とする。

3 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 15 条の 2 及び大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）第 7 条の規定に基づき、期間の定めのある労働契約から期間の定めのない労働契約に転換した特別研究教授、寄附講座教員、寄附研究部門教員及び共同研究講座教員の定年は、年齢 70 年とし、定年退職日に退職するものとする。

(定年の特例)

第 18 条 大学は、前条の規定にかかわらず、定年に達した職員の職務の遂行上の特別の事情からみて、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があると学長が認める場合は、定年退職日を延長することができる。

2 前項による定年退職日の延長は、1 年を超えない範囲内で行うものとし、当初の定年退職日から 3 年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合は、3 年を超えて更新することができる。

4 教育職員の定年の特例について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学教育職員の定年の特例に関する規則」による。

(再雇用)

第 19 条 第 17 条の規定により退職した職員（定年年齢が 60 歳の者に限る。）で再雇用を希望する職員は、別に定める「国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則」又

は「国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則」により再雇用する。ただし、特に重要な職を任じた職員は、別に定める「国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則」に基づき再雇用する。

(解雇)

第 20 条 大学は、職員が禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合には、解雇する。

2 大学は、前項のほか、職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

(1) 勤務実績が著しく悪い場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合

(4) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の減員等が必要となった場合

(5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合

(6) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職に在職し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合

(7) 執行猶予が付された禁錮以上の刑に処せられた場合

(8) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

3 解雇について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員任免規則」による。

(解雇制限)

第 21 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病がなおらず「労働者災害補償保険法」（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。）に基づく傷害補償年金の給付がなされ、労基法第 81 条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第 19 条第 2 項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間

(2) 産前産後の女性職員が、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」第 22 条第 6 号及び第 7 号の規定による休暇を取得している期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 22 条 第 20 条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に本人に予告をするか、又は平均賃金の 30 日以上解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署の認定を受けて第 39 条第 5 号に定める懲戒解雇をする場合はこの限りではない。

2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

(退職後の責務)

第 23 条 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

- 第 24 条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。
- 2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。
- (1) 雇用期間
 - (2) 業務の種類
 - (3) その事業における地位
 - (4) 給与
 - (5) 退職の事由（解雇の場合は、その理由）
- 3 職員が、第 22 条の解雇の予告がなされた日から解雇の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、大学は遅滞なくこれを交付する。ただし、解雇の予告がなされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合においてはこの限りでない。
- 4 証明書には退職若しくは解雇された者又は解雇を予告された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第 3 章 給与

(諸手当)

- 第 25 条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。
- 2 前項の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任生活手当、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、本給の調整額、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、安全衛生管理手当、認定看護師等手当、医師指導手当、教員特別業務手当及び外部資金獲得手当とする。ただし「国立大学法人富山大学年俸制(一)適用教員給与規則」、「国立大学法人富山大学年俸制(二)適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」の適用者にあつては別に定める。
- 3 給与（期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び外部資金獲得手当を除く。）は、その月の全額を毎月 17 日に支給するものとし、特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月 17 日に支給する。ただし、支給日（この項において毎月 17 日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、15 日に、支給日が土曜日に当たるときは、16 日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、18 日に支給する。
- 4 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日（この項において、6 月 30 日及び 12 月 10 日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。
- 5 外部資金獲得手当は、3 月 10 日に支給する。ただし、支給日（3 月 10 日をいう。以下この項において同じ。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

- 6 職員の給与について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員給与規則」、
「国立大学法人富山大学年俸制（一）適用教員給与規則」、
「国立大学法人富山大学年俸制（二）適用教員給与規則」及び「国立大学法人富山大学特命教員等給与規則」による。

第4章 服務

（誠実義務）

第26条 職員は、職務上の責任を自覚し、大学の指示命令に従い、誠実に職務に専念するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第27条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- (2) 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (5) 大学の敷地及び施設内（以下「大学内」という。）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- (6) 大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

（職員の倫理）

第28条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める「国立大学法人富山大学役職員倫理規則」による。

（ハラスメントに関する措置）

第29条 ハラスメントの防止に関する措置は、別に定める「国立大学法人富山大学ハラスメントの防止等に関する規則」による。

（兼業）

第30条 職員は、次に掲げるもので大学の許可を受けた場合は、兼業を行うことができる。

- (1) 職員の専門分野に関し、有用な知見が得られるもの
- (2) 地域社会へ貢献するもの
- (3) 産学官連携を推進するもの
- (4) 学術の発展に寄与するもの
- (5) その他前各号に準ずるもの

- 2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学役職員兼業規則」による。

第5章 知的財産権

（知的財産権）

第31条 職員の知的財産権について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職

務発明規則」及び「国立大学法人富山大学研究成果有体物等取扱規則」による。

第6章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間等)

第32条 職員の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学に勤務する職員の労働時間、休暇等に関する規則」による。

(育児休業等)

第33条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 職員のうち、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児短時間勤務又は育児部分休業の適用を受けることができる。

3 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則」による。

(介護休業等)

第34条 職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則」による。

第7章 研修

(研修)

第35条 大学は、職員の研修機会の提供に努めるものとし、職員は、その機会を活用し、研究と修養に努めなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な研修を命ぜられた場合は、これを受けなければならない。

3 職員の研修について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員の研修に関する規則」による。

第8章 勤務評定

(勤務評定)

第36条 大学は、職員の勤務成績について公正な手続きにより評定を実施する。

第9章 賞罰

(表彰)

第37条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるときは、別に定める「国立大学法人富山大学職員表彰規則」により、これを表彰する。

(懲戒)

第38条 大学は、職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

(1) この規則その他大学の定める諸規則に違反したとき。

- (2) 職務上の義務に違反したとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 承認を受けずに遅刻，早退，欠勤する等勤務を怠ったとき。
- (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
- (6) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (7) 前各号に準ずる行為があったとき。

2 職員の懲戒について必要な事項は，別に定める「国立大学法人富山大学職員懲戒規則」による。

(懲戒の種類・内容)

第 39 条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 譴責 始末書を提出させ，将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか，給与を減額する。この場合において，減額は，1 回の額は平均賃金の 1 日分の 2 分の 1，1 か月の額は当該月の給与総額の 10 分の 1 の範囲内とする。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか，1 日以上 3 月以内の期間を定めて出勤を停止し，職務に従事させず，その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし，勧告に応じない場合は，懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において，所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第 20 条に規定する手当を支給しない。

2 前項第 1 号から第 3 号までの始末書の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 再審査の請求がない場合 懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して 60 日以内
- (2) 再審査の請求がある場合で，当該請求が却下された場合 却下の通知を受理した日の翌日から起算して 14 日以内
- (3) 再審査の請求がある場合で，当該請求が受理され，再審査の結果，最初の処分が妥当と認められた場合 最初の処分が妥当と認められた旨の通知を受理した日の翌日から起算して 14 日以内
- (4) 再審査の請求がある場合で，当該請求が受理され，再審査の結果，最初の処分決定の修正又はこれに代わる新たな処分決定により，譴責，減給又は出勤停止となった場合 新たに懲戒処分書の交付を受けた日の翌日から起算して 14 日以内

(管理監督責任)

第 40 条 管理監督下にある職員が第 38 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は，当該管理職員を管理監督責任により懲戒することがある。ただし，管理職員がこれを防止する方法を講じていた場合においては，情状により懲戒を免ずることがある。

(厳重注意)

第 41 条 大学は，第 38 条第 1 項各号に準ずる者についても，服務を厳正にし，規律を保持する必要があるときは，厳重注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第 42 条 職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合は，第 38 条，第 39 条又は第 40 条の規定による懲戒処分等を行うほか，その損害の全部又は一部を賠償させ

るものとする。

第10章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第43条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、大学の指示を守るとともに、大学が行う安全、衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 大学は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 職員の安全・衛生管理について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学安全衛生管理規則」による。

第11章 出張

(出張)

第44条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられることがある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、大学に報告しなければならない。

(旅費)

第45条 前条の出張に要する旅費に関して必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学旅費規則」による。

第12章 福利・厚生

(宿舎利用基準)

第46条 職員の宿舎の利用については、別に定める「国立大学法人富山大学宿舎規則」による。

第13章 災害補償

(業務上の災害補償)

第47条 職員の業務上の災害については、労基法及び労災法の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。

(通勤途上災害)

第48条 職員の通勤途上における災害については、労災法の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

(災害補償に関する事項)

第49条 前2条に定めるもののほか、職員の労働災害等の補償について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員災害補償規則」による。

第14章 退職手当

(退職手当)

第50条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員退職手当規則」による。

附 則
この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 20 年 7 月 8 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規則は、平成 30 年 11 月 13 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則
この規則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則
この規則は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和元年 12 月 24 日改正附則)

附 則
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年3月9日から施行する。ただし、医学系所属（ただし、附属病院に診療科及び中央診療施設等をもつ講座に限る）の教育職員の特殊勤務手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当、休日給及び管理職特別勤務手当については、第25条第3項の規定にかかわらず、その月の初日から20日分までを翌月17日に支給し、21日から末日分までを翌々月17日に支給する。
- 2 前項ただし書きの適用については、令和4年3月31日までとする。

○国立大学法人金沢大学職員就業規則

(平成16年4月1日規則第4号)

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 人事
 - 第1節 教育職員の人事(第4条)
 - 第2節 採用(第5条-第7条)
 - 第3節 昇任・降任(第8条・第9条)
 - 第4節 人事異動等(第10条-第11条)
 - 第5節 休職(第12条-第15条)
 - 第6節 退職及び解雇(第16条-第24条)
- 第3章 服務
 - 第1節 職員の責務・遵守事項(第25条-第28条)
 - 第2節 兼業(第29条-第32条)
- 第4章 給与
 - 第1節 給与(第33条-第42条)
 - 第2節 退職手当(第43条-第45条)
- 第5章 勤務時間, 休日・休暇, 休業等
 - 第1節 勤務時間(第46条-第58条)
 - 第2節 休暇等(第59条-第64条)
 - 第3節 休業(第65条-第66条の2)
- 第6章 研修・出張, 知的財産権(第67条-第70条)
- 第7章 表彰及び懲戒(第71条-第74条)
- 第8章 安全衛生及び災害補償等(第75条-第78条)
- 第9章 雑則(第79条-第81条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、金沢大学(以下「本学」という。)の自主・自律的な運営を旨として職員の人事、労働条件、服務等について定め、もって本学における学術研究、教育、医療及び大学経営の諸活動が秩序をもって、闊達に展開されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、試験又は選考により採用された者をいい、日給又は時間給で雇用された職員を除く。

2 この規則において「教育職員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び外国人研究員の職にある者をいう。

3 任期を付して雇用する職員について、別段の定めを置くときは、それによる。

(適用範囲)

第3条 この規則は、前条の職員を適用対象とする。

第2章 人事

第1節 教育職員の人事

第4条 教育職員の人事に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、国立大学法人金沢大学教育職員人事規程による。

第2節 採用

(職員の採用)

第5条 職員の採用は、試験又は選考による。

2 職員の採用について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員採用規程に定める。

(労働条件の通知)

第6条 学長は、職員の採用に際して、採用をしようとする職員に対し、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付する。

(1) 給与に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 労働契約の期間に関する事項

(4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項

(5) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項

(6) 退職及び解雇に関する事項

(試用期間)

第7条 職員として採用された者は、採用の日から6か月の試用期間(外国人研究員を除く。)を設ける。ただし、国、地方自治体又はこれに準ずる関係機関の職員から引き続き本学の職員となった者については、この限りでない。

2 試用期間中又は試用期間満了時に職員として不適格と学長が認めたときは、解雇する。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第3節 昇任・降任

(昇任)

第8条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、職員の勤務成績等に基づいて行う。

(降任)

第9条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任することがある。

- (1) 勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) その他必要な適格性を欠く場合

第4節 人事異動等

(配置換)

第10条 職員は、業務上の都合により職場の異動又は職務の変更等の配置換を命ぜられることがある。

- 2 前項の配置換は、原則として発令日の7日前までに内示し、本人事情等を十分勘案して実施する。

(在宅勤務)

第10条の2 職員は、業務その他の都合上必要と認められる場合には、一定期間、通常の勤務場所を離れて当該職員の自宅又はこれに準ずる場所における勤務（以下「在宅勤務」という。）を命ぜられることがある。

- 2 在宅勤務により発生する水道光熱費、情報通信機器を利用することに伴う通信費その他の経費については、原則として在宅勤務を行う職員の負担とする。
- 3 在宅勤務の実施方法等については、必要に応じて学長が定める。

(出向)

第11条 学長は、業務上必要な場合、職員に対して他の国立大学法人等において、一定の期間、勤務させることができる。

- 2 出向する職員は、発令の日から、次に掲げる期間内に出向先に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に出向先に赴任できないときは、出向先の承認を得なければならない。

(1) 住居移転を伴わない赴任の場合 発令日

(2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

- 3 職員の出向について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員出向規程に定める。

第5節 休職

(休職)

第12条 職員(試用期間中の職員を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とする。

- (1) 傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 他の国立大学法人等に出向する場合
- (4) 学校、研究所、病院その他本学が指定する公共的施設において、職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は本学が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合

- (5) 科学技術に関する、国(独立行政法人を含む。以下同じ。)と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務であつて、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は本学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
 - (6) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、本学の職務に従事することができない場合
 - (7) 日本が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
 - (8) 労働組合業務に専従する場合
 - (9) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (10) その他特別の事由により休職にすることが適当と認められる場合
- 2 前項第4号から第10号の休職は、職員(第9号の場合はその家族)の申出により行うものとする。
 - 3 第1項第1号に定める病気休暇の期間は、職員の事情等を考慮し、特に必要があると認める場合は延長することがある。
 - 4 国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程(以下「安全衛生管理規程」という。)第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてBの指導区分の決定を受けた場合に、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減する期間が6か月を超える場合は、休職とすることができる。

(休職期間)

第13条 休職の期間は、休職事由に応じて別表第1に定める期間の範囲内とする。

- 2 前条第1項第1号の規定により休職となった職員が、第15条の規定により復職し、復職可能となった日から起算して1年に達するまでの間に、当該休職の原因となった傷病と同一若しくは類似の傷病(産業医が同一又は類似の傷病と認めるものに限る。)又は同一若しくは類似の傷病に起因すると認められる傷病(産業医が同一又は類似の傷病に起因すると認めるものに限る。)(以下「同一傷病」という。)により再度休職するときは、当該傷病に係る休職の期間は通算するものとする。
- 3 前項に規定する「1年」の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。
 - (1) 安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてAの指導区分の決定を受けた期間及びBの指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された期間
 - (2) 第59条による休暇及び第50条から第52条による休日等により、連続30日以上勤務実績がない期間

(3) 前条第1項第1号(同一傷病によるものを除く。)から第10号までの規定による
休職期間

(休職中の給与等)

第14条 休職中の給与, 在職期間調整等については, 第12条第1項各号の事由に応じて
別表第1及び国立大学法人金沢大学職員給与規程の定めるところによる。

2 休職者は, 職員としての身分を保有し, 職員として遵守すべき事項を守らなければなら
ない。

(復職)

第15条 学長は, 休職期間が満了するまでの間に休職事由が消滅したと認めた場合には,
復職を命じる。この場合において, 病気を理由とした休職については, 職員が復職を
申し出て, 産業医が休職事由の消滅を認めた場合に限るものとする。

2 前項の場合において, 学長は, 原則として休職前の職務に復帰させる。ただし, 心身
の条件その他を考慮し, 他の職務に就かせることがある。

第6節 退職及び解雇

(退職)

第16条 職員は, 次の各号のいずれかに該当する場合は, 退職となり, 職員としての身
分を失う。

(1) 自己都合により期日を定めて退職を申し出た場合

(2) 定年に達した場合

(3) 期間を定めて雇用されている場合は, その期間が満了したとき。

(4) 休職期間が満了した後も, 休職事由がなお消滅しない場合

(5) 死亡した場合

2 職員は, 自己都合により退職する場合は, 退職予定日の30日前までに, 学長に退職届
を提出しなければならない。やむを得ない事由により30日前までに退職届を提出でき
ない場合は, 14日前までにこれを提出しなければならない。

3 職員は, 退職届を提出しても, 退職するまでは, 職務に従事しなければならない。

(定年)

第17条 職員は, 定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」と
いう。)に退職する。

2 定年は, 年齢60年とする。ただし, 教育職員(校長, 園長, 教頭, 主幹教諭, 教諭,
養護教諭及び栄養教諭を除く。)は, 年齢65年とする。

3 労働契約法(平成19年法律第128号)第18条の規定に基づき, 期間の定めのある労
働契約から期間の定めのない労働契約に転換した職員については, 前2項の規定を適
用する。

(特例による定年の延長)

第 18 条 学長は、定年に達した職員(教育職員のうち、教授、准教授、講師(常時勤務の者に限る。)、助教及び助手を除く。)の職務の遂行上の特別の事情がある場合で、かつ、その退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある場合は、当該職員の意向を尊重の上、1年を超えない範囲で定年退職日を延長することができる。

2 前項による定年退職日の延長は、当初の定年退職日から3年を超えない範囲で更新することができる。

(再雇用)

第 19 条 定年退職者又は定年延長後退職した者が再雇用を希望するときは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条の規定に基づき、選考により雇用期間を定め採用することができる。

2 前項の規定による雇用期間の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

3 非常勤職員としての再雇用を希望する者は、国立大学法人金沢大学非常勤職員採用規程の定めるところによる。

(解雇)

第 20 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

(1) 勤務実績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障がある場合、又はこれに堪えられない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(4) 試用期間中の者について、職員として不適格と認めた場合

(5) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(6) 業務上の災害により、職場復帰できない場合で、傷病補償年金の給付を受けるに至り、療養開始3年以上を経過した場合

(7) その他前各号に準ずる事由が生じた場合

2 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が困難となった場合には、解雇する。

(解雇制限)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する期間及び事由では解雇しない。ただし、労働基準法(以下「労基法」という。)第81条の規定により打切補償を支払う場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 産前産後の女性職員が、その特別休暇の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第22条 職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をするか、平均賃金の30日以上分の解雇予告手当を支払う。ただし、所轄労働基準監督署の認定を受けて第72条第2項第5号に定める懲戒解雇をする場合は、この限りでない。

2 予告日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。

3 次に該当する者は、前二項の規定は適用しない。

(1) 2か月以内の期間を定めて雇用する者

(2) 試用期間中の者で14日以内の者

(退職後の守秘義務)

第23条 退職又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第24条 学長は、退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) その事業における地位

(4) 給与

(5) 退職の事由(解雇の場合は、その理由)

3 証明書には前項の事項のうち、退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 服務

第1節 職員の責務・遵守事項

(職員の責務)

第25条 職員は、職務上の責任を自覚して、勤務中は職務に専念し、本学がなすべき責を有する職務を誠実に遂行するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

2 役職者は、職員がその能力を十分に発揮して本学の教育・研究・医療等に専念できるよう、良好な職場環境の形成に努めなければならない。

(遵守事項)

第26条 職員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行すること。

(2) 職場の内外を問わず、本学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(3) 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。

(4) その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集しないこと。

- (5) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的に利用しないこと。
- (6) 本学の敷地及び施設内(以下「大学内」という。)で、喧騒その他の秩序及び風紀を乱す行為をしないこと。
- (7) 学長の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、又は物品等の売買を行わないこと。

(倫理)

第27条 職員の倫理について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員倫理規程に定める。

(ハラスメント防止)

第28条 ハラスメントの防止等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学ハラスメント防止等に関する規程及び国立大学法人金沢大学ハラスメントの防止・対策に関する指針に定める。

第2節 兼業

(兼業の許可)

第29条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、報酬を得て本学以外の法人又は団体の役職員の職を兼ねること、及び営利事業を営むことはできない。

2 無報酬であっても営利事業の役員を兼ねる場合は、同様とする。

(時間内兼業)

第30条 学長は、職員の本務と密接な関係があり、社会貢献上有益と判断される場合は、本学が委託された業務を遂行するため、職員をその勤務時間中に他の事業主の下で委託業務に従事させることがある。

2 職員が当該業務に従事したことに対する報酬は、本学に帰属するものとし、従事した職員に対してはその一定割合を手当、研究費等として還元する。

(時間外兼業)

第31条 学長は、本学の事業と競合することなく、かつ本務に支障がない場合は、職員が勤務時間外に本学以外の法人又は団体の役職員として業務に従事することを認める。

2 前項の業務に従事する場合における勤務時間の割振り変更の手続等は、申請者自らの負担において行うものとする。

(規程への委任)

第32条 職員の兼業について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員兼業規程に定める。

第4章 給与

第1節 給与

(給与の種類)

第33条 職員の給与については、国立大学法人金沢大学職員給与規程に定める。

第34条から第42条まで 削除

第2節 退職手当

(退職手当の支給)

第43条 職員が退職し、又は解雇された場合は、職員の勤続年数、退職事由及び解雇事由に応じて、退職手当を支給する。

2 勤続年数が6か月未満の職員及び第19条に基づき再雇用された職員には退職手当は支給しない。

(退職手当の減額・不支給)

第44条 職員が懲戒解雇された場合は、退職手当は支給しない。ただし、勤続年数が長期に及ぶ職員については、その懲戒事由によっては減額支給する場合がある。

(規程への委任)

第45条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員退職手当規程に定める。

第5章 勤務時間、休日・休暇、休業等

第1節 勤務時間

(1週間の勤務時間)

第46条 勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

(勤務時間の割振り)

第47条 勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。

(始業、終業)

第48条 始業時刻及び終業時刻は、次のとおりとする。

(1) 始業時刻 午前8時30分 終業時刻 午後5時00分

(2) 始業時刻 午前9時30分 終業時刻 午後6時00分

2 前項に定める始業時刻及び終業時刻は、勤務条件の特殊性、季節的事情等により変更することがある。

3 職員は、育児・介護等の家族的事情により第1項に定める始業時刻及び終業時刻の変更を請求することができる。

4 勤務を要する日に、通常の勤務場所を離れて勤務する場合で、勤務時間を算定しがたいときは、割り振られた勤務時間を勤務したものとみなす。

(休憩)

第49条 休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の時間帯に勤務する者 正午から午後0時45分まで

(2) 前条第1項第2号の時間帯に勤務する者 午後1時15分から午後2時00分まで

2 業務のため必要なときは、休憩時間の時間帯を変更することがある。

(休日)

第50条 次の各号に掲げる日は、休日とし、勤務時間を割り振らない日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号の休日は除く。)
- (休日の振替)

第51条 休日とされた日において、職員に、業務の都合上勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務を行う日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を行う日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を休日として割り振ることがある。

- 2 前項によるもののほか、当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち、4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務命令日に割り振ることがある。

(代休日)

第52条 職員に休日に勤務することを命じ、前条第1項の規定による振替を行うことができない場合には、事後に当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することがある。

(専門業務型裁量労働制)

第53条 労基法第38条の3の規定に基づく協定が締結された場合、教育職員(附属学校に勤務する者を除く。)のうち主として研究に従事する者は、労使協定に基づき、職務の遂行の手段及び労働時間の配分等を本人の裁量により行うことができる。

- 2 前項の規定の実施につき対象となる職員の範囲、みなし労働時間など必要な事項は、前項に規定する協定において定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、金沢大学学則第22条に規定する研究域長及び附属病院長については、これを適用しない。

(フレックスタイム制勤務)

第54条 労基法第32条の3の規定に基づく協定が締結された場合、職員は、第46条に規定する勤務時間について、1日7時間45分を標準として、当番日を除き、本人の選択する時間帯において勤務することができる。ただし、始業時間については午前8時00分から午前11時00分までの間に、終業時間は午後4時00分から午後8時00分までの間に設定するものとする。

- 2 前項の規定の実施につき対象となる職員の範囲、コアタイム、当番日の設定など必要な事項は、前項に規定する協定において定める。

(特別の形態による勤務・変形労働時間制度)

第54条の2 附属病院その他事業運営上の必要から、交替制勤務、変形労働時間制等特別の形態によって勤務する必要がある部局等における職員の休日及び勤務時間の割振りについては、別に定める。

(災害等臨時の必要がある場合の時間外・休日の勤務)

第 55 条 職員は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、労基法第 33 条第 1 項の規定に基づきその必要の限度において、時間外又は休日に勤務することを命じられることがある。

(時間外，休日労働)

第 56 条 労基法第 36 条の規定に基づく協定が締結された場合において、本学は、業務上必要があるときは、関係する職員に対してその勤務時間を延長し、又は休日において職務に従事させることがある。

(妊産婦である職員の特例)

第 57 条 学長は、妊娠中及び産後 1 年を経過しない職員(以下「妊産婦」という。)が請求したときは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間における勤務(以下「深夜勤務」という。)又は勤務時間外若しくは休日に勤務をさせてはならない。

(育児・介護を行う職員の特例)

第 58 条 学長は、3 歳に満たない子を養育する職員又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害により 2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護する職員から請求があったときは、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、勤務時間外に勤務をさせてはならない。

2 学長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は負傷、疾病若しくは身体上若しくは精神上の障害により 2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護する職員が請求したときは、本学の運営に支障がある場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。

3 学長は、前項に掲げる職員から請求があったときは、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 か月について 24 時間、1 年について 150 時間を超えて勤務時間外に勤務をさせてはならない。

第 2 節 休暇等

(有給休暇)

第 59 条 有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第 60 条 職員は、一の年ごとに 20 日の年次有給休暇を取得することができる。ただし、当該年の中途において新たに職員となった者(第 3 項から第 5 項までで定める者を除く。)又は任期が満了することにより退職する者については、別表第 2 の左欄に掲げる在職期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。)とする。

2 年次有給休暇は、40 日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 国家公務員、地方公務員等(以下「国家公務員等」という。)から引き続き本学の職員となった者(次項に掲げる者を除く。)については、20 日に当該前年の年次有給休暇の残り(当該日数が 40 日を超える場合は 40 日)を加えた日数から、職員となった日の前日

までに使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じた日数とする。ただし、当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数とする。

- 4 当該年の中途において国家公務員等となり、その後引き続き本学の職員となった者については、国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、引き続き職員となった日の前日までに使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数とする。
- 5 非常勤職員(国立大学法人金沢大学非常勤就業規則の適用を受けていた者に限る。)から引き続き職員となった者の非常勤職員として付与された年次有給休暇の取扱いについては別に定める。
- 6 第65条第2項の育児短時間勤務の適用を受ける職員の年次有給休暇については一の年ごとに、当該年の在職期間及び1週間の勤務日数に応じ、別表第2の2に掲げる日数とする。
- 7 年次有給休暇は、原則として、日を単位として付与する。職員は、法定付与日数を超える年次有給休暇及び繰越分については、時間を単位として取得することができる。
- 8 第1項及び第3項から第6項までの規定に基づき、年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、職員自らが日を単位として年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を時季を指定して取得させる年次有給休暇(以下「時季指定対象年次有給休暇」という。)の5日から控除するものとする。
- 9 当該年の中途において新たに職員となった者又は任期が満了することにより退職する者に係る時季指定対象年次有給休暇の日数等については、別に定める。

(病気休暇)

第61条 職員は、傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を請求することができる。

- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、1日、1時間又は1分を単位として取り扱う。
- 3 病気休暇は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 4 連続する8日以上(当該期間における休日、代休日以外の日数が4日以上である期間に限る。)の病気休暇(次の各号に掲げる事由による病気休暇を除く。以下「特定病気休暇」という。)を取得した職員が通常勤務可能となり、可能となった日から起算して6か月に達するまでの間(以下「同一通算期間」という。)に、同一傷病により再度特定病気休暇を取得した場合は、当該傷病に係る特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

- (1) 第 63 条の定めによるもの
 - (2) 業務上負傷し若しくは疾病にかかり又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかったことによるもの
 - (3) 安全衛生管理規程第 28 条の規定により同規程別表第 3 に定める生活規制の面の区分における A 又は B の指導区分の決定に応じた事後措置によるもの
- 5 前項に規定する「6 か月」の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。
- (1) 安全衛生管理規程第 28 条の規定により同規程別表第 3 に定める生活規制の面の区分において A の指導区分の決定を受けた期間及び B の指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準で、休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された期間
 - (2) 第 59 条による休暇及び第 50 条から第 52 条による休日等により、連続 30 日以上の勤務実績がない期間
 - (3) 第 12 条第 1 項第 1 号から第 10 号までの規定による休職期間
- 6 第 4 項に規定する同一通算期間に再度特定病気休暇を取得した場合は、当該再度の特定病気休暇から通常勤務可能となった日を当該特定病気休暇に係る同一通算期間の新たな起算日とする。
- 7 療養期間中の休日等(第 50 条から第 52 条に定める休日等をいう。)及びその他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第 4 項及び前項の規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 8 第 4 項から前項までの規定は、試用期間中の職員には適用しない。
(特別休暇)

第 62 条 職員は、別表第 3 の左欄に掲げる項目に該当する特別の事由により、勤務しないことが相当であると認められるときは、それぞれ同表右欄に掲げる期間を特別休暇として請求することができる。

- 2 特別休暇は、必要に応じて 1 日、1 時間又は 1 分を単位とする。
- 3 特別休暇(別表第 3 第 11 号、第 12 号、第 15 号及び第 16 号に掲げるものを除く。)は、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 4 特別休暇(別表第 3 第 11 号、第 12 号、第 15 号及び第 16 号に掲げるものに限る。)の請求手続は別に定める。

(生理日の就業が著しく困難な場合)

第 63 条 生理日の就業が著しく困難な職員が休暇を請求した場合は、学長は、その者を勤務させない。

- 2 前項の休暇は、病気休暇とする。

(規程への委任)

第64条 勤務時間及び休暇等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員勤務時間規程に定める。

第3節 休業

(育児休業)

第65条 職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 職員のうち、小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする者は、学長に申し出て育児短時間勤務又は部分休業の適用を受けることができる。

3 前2項に規定する休業等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員の育児休業等に関する規程に定める。

(介護休業)

第66条 傷病のため介護を要する家族を有する職員は、学長に申し出て介護休業又は介護部分休業(以下「介護休業等」という。)の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員の介護休業等に関する規程に定める。

(自己啓発等休業)

第66条の2 職員のうち、自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業を希望する者は、学長に申し出て自己啓発等休業をすることができる。

2 自己啓発等休業について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員の自己啓発等休業に関する規程に定める。

第6章 研修・出張、知的財産権

(研修)

第67条 職員は、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 職員には、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修を受ける機会が与えられなければならない。

3 学長は、職員の研修について、研修を奨励するための方策その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

4 教育職員は、本務に支障のない限り、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

5 教育職員以外の職員は、業務に関連し、国・学協会等の主催する講習会等に参加する場合、本務に支障がない限り、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

6 職員の研修について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員研修規程に定める。

(出張と研修)

第 68 条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられる。出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、復命しなければならない。

- 2 旅費に関する必要な事項は、国立大学法人金沢大学職員旅費規程に定める。
- 3 前条第 4 項の研修にあつて、旅費が支給されない旅行は、研修出張として扱う。
- 4 前条第 5 項の研修にあつて、旅費が支給されない旅行は、自己啓発研修として扱う。
(サバティカル研修)

第 68 条の 2 教育職員は、学長の承認を得て、研究専念期間(以下「サバティカル研修」という。)を取得することができる。

- 2 サバティカル研修中に、研修場所を離れて調査研究をする場合は、必要に応じて出張又は研修の手続きを経るものとする。
- 3 サバティカル研修に関し必要な事項は、国立大学法人金沢大学サバティカル研修規程に定める。
(知的財産権)

第 69 条 本学は、職員がその性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が本学における職員の現在又は過去の職務に属する発明について、特許を受ける権利を職員(以下「発明者」という。)から承継する。

- 2 本学は、前項の発明者の貢献を評価するとともに、利益を得たときは、発明者に対し相当の補償を行う。
- 3 その他知的財産権について必要な事項は、国立大学法人金沢大学職務発明取扱規程に定める。
(研究成果有体物)

第 70 条 職員によって本学において職務上得られた研究成果有体物は、別段の定めがない限り、本学に帰属する。

- 2 本学は、前項の研究成果有体物について、有償で譲渡がなされた場合、開発した職員の貢献を評価するとともに、当該職員に対し相当の補償を行う。
- 3 その他研究成果有体物について必要な事項は、金沢大学研究成果有体物取扱規程に定める。

第 7 章 表彰及び懲戒

(表彰)

第 71 条 職員が、本学の業務等に関し特に功労があつて他の模範とするに足りると認められる場合又はこれに相当すると認められる場合は、表彰する。

- 2 表彰について必要な事項は、国立大学法人金沢大学表彰規程に定める。

(懲戒)

第 72 条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- (1) この規則その他本学の定める諸規程に違反した場合

- (2) 職務上の義務に違反した場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 承認を受けずに遅刻，早退，欠勤する等勤務を怠った場合
- (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合
- (6) 重大な経歴詐称をした場合
- (7) 本学の信用を失墜する行為を行った場合
- (8) 職務上の地位を利用して，外部の者から金品等のもてなしを受けた場合
- (9) 前各号に準ずる行為があった場合

2 懲戒の種類及び内容は，次のとおりとする。

- (1) 譴(けん)責 始末書を提出させ，将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか，一定の期間給与を減額する。この場合において，減額は，1回の額が平均賃金の1日分の2分の1以内を，処分が2回以上にわたる場合においても，その総額が一給与支払期における10分の1以内で行う。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか，一定の期間を定めて出勤を停止し，職務に従事させず，その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。勧告に応じない場合は，懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合，所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

3 管理監督下にある職員が懲戒に該当する行為があったときは，当該管理監督者は，監督責任により懲戒を受けることがある。

4 職員の懲戒について必要な事項は，国立大学法人金沢大学職員懲戒規程に定める。
(訓告等)

第73条 懲戒処分の必要がない職員についても，サービスを厳正にし，規律を保持する必要があるときは，訓告，嚴重注意又は注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第74条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えたときは，本学は，懲戒処分等を行うほか，その損害の全部又は一部を賠償させる。

第8章 安全衛生及び災害補償等

(安全衛生)

第75条 職員は，安全，衛生及び健康確保について，労働安全衛生法及びその他の関係法令のほか，学長の指示を守るとともに，本学が行う安全，衛生に関する措置に協力しなければならない。

2 学長は，職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

3 角間地区事業場，宝町・鶴間地区事業場，宝町地区事業場(附属病院)，平和町地区事業場に安全衛生委員会を設置する。

4 職員の安全衛生管理について必要な事項は、国立大学法人金沢大学安全衛生管理規程に定める。

(災害補償)

第76条 職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)の定めるところにより、これらの各補償給付を受ける。

(通勤災害)

第77条 通勤途上における災害については、労災保険法の定めるところにより、同法の各給付を受ける。

(健康診断)

第78条 職員に対して採用時の健康診断及び毎年1回(労働安全衛生法等に定められた者については毎年2回以上)の定期健康診断を行う。

2 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する職員に対しては、特別の項目について健康診断を行う。

3 職員は、正当な理由がなく本学が行う健康診断を拒んではならない。ただし、他の医師の健康診断を受け、その結果を証明する書類を提出した場合は、この限りでない。

4 健康診断の結果については、各職員に通知する。学長は、健康診断の結果により、必要があると認めるときは、職員に対し、就業時間の短縮、職務の変更その他健康保持上必要とする措置を命ずることがある。

第9章 雑則

(宿舍の利用)

第79条 職員の宿舍の利用については、国立大学法人法附則第13条及び関連する規定の定めるところによる。

(法令との関係)

第80条 この規則の定める労働条件等が法令の定める労働条件等の基準に達しない場合、この規則の当該部分は適用されず、法令の定めるところによる。

(労働協約との関係)

第81条 この規則と異なる労働協約の適用を受ける職員については、この規則の当該部分は適用せず、労働協約の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則に基づく規程については、当該規程が整備されるまでの間、平成16年4月1日以前に本学に適用された、相当する規程の例による。

3 第17条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日に行政職俸給表(二)の適用を受ける職員のうち、用務員の地位にあるものの定年は、63歳とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 12 月 2 日から施行する。
(寒冷地手当の廃止に伴う経過措置)
- 2 平成 16 年 12 月 1 日から引き続き在職する職員(第 2 条に定める職員をいい、外国人研究員及び第 19 条により再雇用された職員を除く。)のうち、平成 16 年から平成 19 年までの毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日(以下「基準日」という。)において在職する者については、改正後の第 33 条の規定にかかわらず、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成 16 年規程第 155 号)附則第 2 項の定めるところにより、寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 16 年 10 月 29 日に在職する者及び平成 16 年 10 月 29 日の翌日から平成 16 年 12 月 1 日までに採用された者の平成 16 年度における寒冷地手当の支給は、従前のおりとする。
(支給日及び支給方法)
- 4 第 2 項による寒冷地手当は、基準日の属する月の給与支給日(第 34 条に定める給与の支給日をいう。)に支給する。ただし、前項が適用される職員の平成 16 年度の支給日は、12 月の給与支給日とする。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に本学の職員である者については、改正後の第 60 条第 2 項の規定は平成 25 年 1 月 1 日から適用する。
- 3 この規則による改正後の規則の適用を受ける職員が、労働契約法(平成 19 年法律第 12 8 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、当該申込に係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、当該労働契約の締結の申込みを行った際に現に締結している有期労働契約の内容である労働条件(契約期間を除く。)と同一の労働条件(当該労働条件(契約期間を除く。))について別段の定めがある部分を除く。)とする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第12条第4項の規定は、この規則の施行日の前日に、安全衛生管理規程第28条の規定により同規程別表第3に定める生活規制の面の区分においてBの指導区分の決定を受け、当該指導区分に応じた事後措置の基準により勤務時間を軽減されている職員の引き続き勤務時間を軽減する期間並びに第12条第1項第1号により休職とされた職員の当該休職及び病気休暇中である職員の当該病気休暇又は当該病気休暇に引き続き休職に伴う事後措置として勤務時間を軽減する期間について、同項中、「6か月を超える場合」とあるのは、「1年を超える場合」と読み替えるものとする。
- 3 第13条第2項の規定は、この規則の施行日の前日に、第12条第1項第1号により休職となっている職員及び特定病気休暇中である職員(引き続き病気休職の期間を含む。)の引き続き当該休職期間については、適用しない。
- 4 第61条第4項の規定は、この規則の施行日の前日に、特定病気休暇中である職員の引き続き当該休暇期間については、適用しない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、教育職員以外の職員のうち、この規則の施行日の前日に在職する者及び規則の施行日から2020年3月31日までに採用された者の試用期間は、従前のおりとする。
- 3 第60条第8項及び第9項の規定は、平成31年4月1日以降に付与された年次有給休暇について適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 令和元年において、改正後の別表第3(特別休暇)の規定のうち16「職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合」の「特別休暇付与日数」欄ただし書き中「一年における」とあるのは、「一年の6月から12月までの期間内における」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は令和2年4月20日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

別表第1(規則第13条, 14条関係)

(休職)

休職事由	期間	給与支給率	在職期間調整
第12条第1項第1号 (傷病)	3年以内	業務上の場合 休職期間中 100/100以内 私傷病 1年間 80/100以 内 上記以外の期間 支給しな い	3/3 1/3
第12条第1項第2号 (刑事事件)	事件が裁判所に係 属する期間	60/100以内	無罪判決の場合 3/3
第12条第1項第3号 (出向)	個別に応じて	100/100以内	3/3
第12条第1項第4号 (研究)	3年以内 2年の更 新が可能	支給しない	3/3
第12条第1項第5号 (共同)	5年以内	70/100以内	3/3
第12条第1項第6号 (役員等)	3年以内 2年の更 新が可能	支給しない	3/3
第12条第1項第7号 (派遣)	5年以内	70/100以内	3/3
第12条第1項第8号 (専従)	5年以内	支給しない	2/3
第12条第1項第9号 (行方不明)	3年以内	業務上の場合 100/100以 内 上記以外の場合 70/100 以内	3/3 1/3
第12条第1項第10号 (特別事情)	事例に応じて個別 に決定	事例に応じて個別に決定	事例に応じて個 別に決定

別表第2(規則第60条関係)

(年次有給休暇)

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2の2(規則第60条関係)

(育児短時間勤務者の年次有給休暇)

在職期間	1週間の勤務日数	日数
1月に達するまでの期間	5日	2日
	3日	1日
1月を超え2月に達するまでの期間	5日	3日
	3日	2日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	5日
	3日	3日
3月を超え4月に達するまでの期間	5日	7日
	3日	4日
4月を超え5月に達するまでの期間	5日	8日
	3日	5日
5月を超え6月に達するまでの期間	5日	10日
	3日	6日
6月を超え7月に達するまでの期間	5日	12日
	3日	7日
7月を超え8月に達するまでの期間	5日	13日
	3日	8日
8月を超え9月に達するまでの期間	5日	15日
	3日	9日
9月を超え10月に達するまでの期間	5日	17日
	3日	10日

10月を超え11月に達するまでの期間	5日	18日
	3日	11日
11月を超える期間	5日	20日
	3日	12日

別表第3(規則第62条関係)

(特別休暇)

特別休暇の事由・期間	特別休暇付与日数
1 職員が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われる程度の規模の災害が発生した市町村(特別区を含む。)又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県における生活関連物資の配布、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去	一の年において5日の範囲内の期間

<p>その他必要な援助作業等の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 身体障害者療養施設，特別養護老人ホームその他主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し，若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動で学長が認める施設における活動</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか，身体上若しくは精神上の障害，負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理，衣類の洗濯及び補修，慰問その他直接的な援助を行う活動</p>	
<p>5 職員が結婚の日の5日前から当該結婚の日後1年を経過するまでに，結婚式，旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>6 分娩予定日から起算して8週間(多胎妊娠の場合にあっては，14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>7 女性職員が出産(妊娠満12週以後の分娩をいう。以下同じ。)した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</p>
<p>8 生後1年に達しない子を育てる職員が，その子の保育のために必要と認められる授乳，託児所への送迎等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され，又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は，1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>9 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までに，その出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>2日の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)</p>

<p>10 職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該期間における5日の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)</p>
<p>11 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子の世話をを行うことをいう。)のため申し出た場合</p>	<p>一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)</p>
<p>12 負傷、疾病若しくは老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族(以下この号において「要介護家族」という。)の介護、要介護家族の付添い、要介護家族が介護サービスを受けるために必要な手続きの代行その他の要介護家族の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため申し出た場合</p>	<p>一の年において5日(要介護家族が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間(1日又は1時間単位で取得可能)</p>
<p>13 職員の親族(別表[1]の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間</p>
<p>14 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内のものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日の範囲内の期間</p>
<p>15 職員の勤務する部局で夏季一斉休業が実施される場合</p>	<p>一の年の8月14日から8月16日までの期間(8月14日から8月16日のいずれかが休日と重なる場合にあっては、その重なる日数分を13日以前で直近の休日以外の日に振り替えるものとし、8月14日が火曜日となる場合にあっては、8月13日から8月15日までの期間とする。)。ただし、学長が本学の運営上特に必要と認めた場合は、この期間を変更することができる。</p>
<p>16 職員が夏季における盆等の諸行事、心</p>	<p>一の年の7月から9月までの期間内にお</p>

身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	ける休日及び代休日を除く3日の範囲内の期間。ただし前号の夏季一斉休業の実施されない部局においては、一の年における休日及び代休日を除く6日の範囲内の期間（いずれも1日単位で取得可能）
17 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居等が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居等の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5日の範囲内の期間(1日単位で取得可能)
18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
19 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
20 国立大学法人金沢大学表彰規程（以下、「表彰規程」という。）第6条に該当する職員で、心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	表彰規程第6条に規定する勤労感謝の日の翌日から翌年の勤労感謝の日の前日までの間の休日を除く連続する3暦日の範囲内の期間

別表 [1]

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては3日)

兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

共同教員養成課程組織図 (案)

